

案なぞ口巾つたい事は言へた義理ぢやない」(『日本精神に生よ』)と言つてゐる。

判決理由書は更に續く

「故に革命を行はんとする者は、深く自己を内省し先づ日本精神に覺醒し、國民民衆の幸福を幸福とし、その苦惱を苦惱となす大慈悲心を有すると共に、革命は天皇の赤子として日本天皇國を生活する唯一絶對の道なりと自覺し、革命に生くるの境涯を體し、苟も革命を事業視し、之に依る權勢地位名譽等の報酬を期待すべきものに非ずと確信し居りたり」

これが所謂「捨石」の覺悟である。日召は前記『日本精神に生よ』中に「——私はどの團體とも握手しなかつた。といふのは世間の大概の改造運動團體又は個人は悉く國家改造といふ事業を生活の一部として實行しようとしてゐるので、所が私のは生活の全部なんだ、つまり日本人として日本國家を生きて行く大道上に障害があるから、それを取片づけようといふのだ」といひ、公判廷では「大體雜誌を少々出したりピラまき位やつてすましてゐる右翼は何をしてゐるのか話にならぬ、我々は理窟よりも實行だと信じてゐる」と。また川倉は「明治維新は薩長土肥の蹶起によつたとのみ考へてゐたが、防波堤を見て防波堤は海面に浮いてゐるのでなく、下には捨石が積まれてゐるのを知り、山縣大貳時代から考へねばならぬと思つた」と頗る象徴的に述べてゐる。

更に日召は何等か權力を目的とする革新行動を排したやうである。「飽くまで捨石にならな

ればならない、權力に執着しては眞の革新は出來ない」といふのが彼の主張であつた。小沼の公判廷に於ける陳述によれば、日召は「革新は道である。革新によつて權力の手がかりを得ようなどといふのは以ての外だ。我々は陛下の赤子を黙つて殺すのだから、革新後だつて安閑としてくれぬ。罪を闕下に謝し許されねば切腹あるのみだ」と力説したといふ。

自己革命論も彼等の獨得の意見であつた。公判廷にて久木田は「自己を生かすには先づ國家を生かさねばならぬ」と述べ、小沼は「法華經の神髓は國家社會とともに勞苦するにある」また「革新は望遠鏡で社會を眺めてゐるやうなものではなく、まづ自己革命をなし得るものにしてこそ眞の革新がなし得られる」と。

之を要するに日召に導かれた彼等の革新觀は「一殺多生」「破壊即建設」「捨石」にあつたといふことが出來よう。これは血盟團事件、五・一五事件を貫く一貫したイデオロギーである。兩事件は時間的にも區別され、前者の一人一殺に對する後者の集團行動といふ方法上の相違はともかく、その底を流れるものは一であつた。日召自身公判廷にて、あまり他のものが自分をかばはんとするのに對して、「この井上がゐなければ、この事件もまた五・一五事件も起らなかつたといふことを裁判長はよく知つておいていただきたい」と言つてをり、小沼は「この事件を一の列車にたとへれば、井上日召は機關手で自分と菱沼とは車輪である。そして五・一五事件はこの機關

車に導かれる一聯の列車に外ならぬ」と述べてゐるに見ても兩事件の同一性は疑ふべくもない。血盟團關係者は勿論、日召の海軍側に對する影響も大きいものがあつたやうだ。公判にて海軍側の大部分は、やはり「破壊のみで建設は考へなかつた」と語り、衆生濟度を唱へて「捨石」を主張してゐる。そのうちの一人は「藤井（故少佐）は民間側に對して影響力を持つてゐなかつたが日召は海軍側にも大きな影響を持つた」と述べてゐる。

しかし、それは或はイデオロギーとか思想とかいふものではなかつたかも知れない。

日召も「私には體系づけられた思想はないといふ方がよいと思ひます、私は理窟を超越してゐまして全く直観で動いてゐます」「どうしてかゝる計畫をしたか、それは理窟では説明出來ない。我々はどうしてもこの計畫をやらねばならぬ氣持になり、同時にそれが信念になつてゐた」（公判供述）と語つてゐる。

彼は何よりも理窟を嫌つた。理論から事實が生れるのではない。まづ事實を作り、理論はそれを裏付けるものだといふのが、その持論であつた。

實行、信念、そして誠心のある人物、信用のおける人間——それに對する切實なる念願は、再度ならず彼を參禪に驅つた。

——本事件及び五・一五事件の公判廷を通じて、日蓮禮讃とともに、日召讚美の聲は、期せずして各人の合言葉となつたかの觀がある。

まづ古内は「私は護國堂に行くことは、全く親の許へ行くのと變りなかつた」と述懐し、三上元海軍中尉は、日召とは初對面から涙を流して意氣投合したといふ。山岸元海軍中尉の如きは「日召は海軍を指揮したことはない、彼は我々を指揮する立場になつても、指揮するといふ觀念は持たない。それが日召の偉大なところである」と絶讃してゐる。

——故田中義一男の紹介で日召を知つたといふ故田中光顯伯は「大正十二年頃だと思ふ。蒲原にわしを訪ねて來た。容貌のいゝ非凡な坊主だと感心した」とその印象を語り、某氏は「護國堂で青年を集めて辯ずるところは坊主頭だが正に國士といふ感じで、青年はすっかり心酔してゐて暗殺を示唆したりするやうな小さい男でないやうだ。劍道は眞庭念流の使ひ手で、親に對しては絶対に服従し、兄弟を敬愛してゐた」と語つた。——（東朝昭和七年三月十一日付）

「盡忠報國以外に一點の私心のない君……國民がまだ長夜の眠りを續けてゐる時に、あれ程の男を失ふのはほんとに惜しい」

とは、「日本精神に生よ」の出版に奔走した盟友木島完之氏がおくつた序文である。

彼はまたこの上もなく子供を愛した。東洋協會時代、街を歩いては寫眞屋から可愛い子供の寫眞を買ひ集めて、一年程の間に、行李を子供の寫眞で埋めたといふ。長兄の子供は「兄んちゃん兄んちゃん」と彼を慕つた。誰かが「坊は誰の兒だ」といふと、彼の膝の上に驅け上り黙つて鼻の頭を抑へる。ある日彼が外出から歸宅すると坊が泣いてゐる。嘘をついたので祖母が折檻したのだといふ。一室に子供を連れこんだ彼は「坊は好い兒だから兄んちゃんがゐない時は誰にも叱られないやうにするんだよ」と諭し、祖母への面當ても半分手傳つて子供の手を打つた。「痛いだらう」と問へば泣きさうにして「ウム」と答へる。「どうして手をひつこまさないのか」といふと「坊が悪いんだから」といふ。餘りのいぢらしさに堪らなくなつた彼は、膝の上に抱き上げて頬ずりをしその手を背負つて外へ出て泣きながら夕方まで歩き廻つた。愈、彼が滿洲へ發つ時、「坊も行くんだ」と跣足で追ひかけ、彼を困らせたといふ。

こんな彼だから、大正十四年に一女を得ると、その子に對する愛はまた一人であつた。朝比奈知泉氏から涼子と命名して貰つたが、一年の大半を外で送る彼である。たまに歸つて、驚く程成長した我が子を見ると、名狀し難い親子の情に打たれた。しかし彼は、自分の子供に對する愛情の深さを知ると同時に、世の親一般のそれも信じて疑はなかつた。「俺は涼子だけを受することは出来ない、世の子供は全部俺の子供だ」と考へる。しかし情には人一倍脆い彼である。寂しさうな

吾が子を見ると「これからはなるべく家にゐてやらう」と思ひ、やさしい言葉の一つもかけてやりたい。口の先まで出かゝるのを、グツと呑み込んで素知らぬ振りをする。つまらない瘦我慢かも知れない。が、別れた後の苦痛が彼にはおそろしいのだ。敬愛する兩親、最愛の妻子——彼はつとめて顔を合せないやうにし、合せても親しみを増すやうな言動は成るべく避けたといふ。そして外に待つ百萬の大衆の中に飛び込んで行つた。

彼とて凡夫であり、殊に激情の彼である、悩みもし努力も要した。が、最後まで大愛の道を生き抜いたのである。その苦闘の中にまづ彼は自己革命を成し遂げてゐた。

公判中彼は九回に互つて詳細な供述を續けたが、最後に現在の心境に及んで次の如く述べた。「私は今、事を成した當時の心情を考へてゐます。私は未熟だつた。私は、未熟さを未熟さとし妄想を妄想として、そのまま刑務所の露と消えたいと思ひます。改革運動に對して、かうすればよかつたあゝすればよかつたといふ考へは一つもない。……私は最善を盡したのです。あらゆることを考へ、考へた結論を斷行したまでです」

——昭和九年十一月二十四日の朝、一子涼子さんは、母敏子さんとともに、市ヶ谷刑務所に父を訪れた。二日前無期の判決が下つたのである。

二時間餘りも待たされた後、漸く父娘は對面した。迫る感慨に言葉もない瞬時——やがて父は靜かに口を開いた。

「お父さんは死にやしないのだから……涼子のことを護つてゐるのだから、心配しないでお母さんの云ふことをよくきくのだよ」

うなづいた娘は

「早く歸つて下さい」

とたゞ一言、後は泣き出してしまつた。

「いつだつたかよく／＼困つたら、ボロを着て托鉢してでもやつて行くと云つたね……いつもあの氣持であつてほしい」

夫の言葉である、妻は咽びをこらへて眼で應へた。十五分の面會時間は瞬く間に過ぎた。

二人は外に出た。さすがに母は涙を見せまいと微笑さへ泛べてゐたが、娘の小さな瞳には、まだ涙がにじんでゐた。その日、父日召は「子供はあつても子供には何も分らぬ。親はあつても大悟の親、親子の情愛に引かれ悩むことなし」と辯護人に判決後の心境を語つたが、父の恩愛を想ふ娘の涙はつきない。

立ち停つた母は、手巾で娘の涙を拭いてやつた。そして抱へるやうにして娘の手を曳く。曳か

れるまゝに娘は歩き出した。——（昭和九年十一月二十五日東朝参照）

しかし獄中に落着くと、日召もやはり父であつた。獄窓に雪を眺めては

片拳ふきつつ吾子は學校に

霜を落葉をふみ通ふらん

と想ひを娘に馳せ

ふと醒め吾子を思ふ更けし夜の

寒月白く窓を照らせり

とも歌つた。また父であることの喜びにふるへながら、度々片假名文字の手紙をしたゝめた。

オトウサンハ、イマハ、涼子ニモダレニモ、アフコトガデキマセン。コノワケハ、イツカ涼

子ガ大キクナレバ、ワカリマス。ソレマデハ、タダ、トーイトコロニ、ヲルノダトオモツテ、

オイデナサイ。

オトウサンハ、アヘナイケレドモ、イツモ涼子ノコト、バカリオモツテキマス。ハナヲミテ

モ、オツキサンヲミテモ、スグ涼子ノコトヲ、オモヒグシマス。

涼子ハオトウサンヲ、シンバイシテ、カワイソウダト、イツタソウデスガ、オトウサンハ、

カラダモジョーブデスシ、キモノヲタクサン、オカーサング、オクツテクレタノデ、サムイコ

トモナイカラ、シンバイシナサンナ。ソレヨリモ、ウチデハ、オヂイサン、オバーサン、ヤ、オカーサンノ、イフコトヲキキ、ガクコウデハ、センセイノ、イフコトヲ、ヨクキイテ、リツバナヨイコニナルコトガタイセツデス。

カラダヲジョウブニ、シナサイヨ、ミナサマニヨロシク。サヨウナラ。  
ウタヲ、カイテ、アゲルカラ、オカーサンニ、ヨンデモライナサイ。

鉛筆の片假名文字の吾子のふみ

くもるまなこに見えわかぬかも

一ひらの片假名文字の子のふみを

泣くべく吾は今日も手にとり

彼の獄舎の一隅には、絶えず花束が香つてゐた。嘗て鉗鎚をうけた山本玄峰老師の心づくしである。老師は彼に玄徹の居士號をおくつた。三人の父と一人の恩人を胸に、彼は心裕かな毎日を送つた。第一の父は、實父井上好人氏、第二の父は玄峰老師、第三の父は頭山滿翁、そして一人の恩人とは、故田中光顯翁であつた。

## 5 血盟團 公判

公判廷に於ける彼等の態度を、本事件に直接審理の衝に當つた木内檢事の、論告を前にした言葉にきからう。

——五・一五の被告も同じだが、血盟團十四被告の法廷に於けるあの態度はよかつたと思ふ。日召といひ古内といひ、實にその行はしつかりしてゐた。……少しも信念に變りはない。最初から今までの精神であるのには驚いた。(後略)——(昭和九年八月二十六日東朝)

本事件に參謀格をつとめた古内榮司(三十三歳、以下凡て年齢は事件當時)は、茨城師範を卒業し小學校の教員をしてゐた。師範時代から、無自覺な形式教育に不満を覺えたが、ともかくも卒業すると、「これが國民教育に當る自分か」と半ば自嘲しながら小學校へ赴任した。天真爛漫な兒童達の前に立つた時には、不平も何も忘れて授業に専念したが、一方ふり返つて社會状態を思つた時に、彼は兒童の將來を想つて黯然とした。歐洲大戰後の好況と學校の増設、都會が入學難に騒いでゐる一方、田舎では入學者がなくて勧誘に廻る。而も校長始め教員達は、それに何の不思議を抱くでもない。信念もなければ、抱負もない、その日暮しである。無氣力と誤魔化しの生活に遂に耐へかねた彼は、神經衰弱になつて一時學校を退いた。その後父が死んだので、昭和三年の秋になつて前渡小學校に復職。併し周圍の生活には何の變化もない。一方、社會情勢は益々深刻

化して行つた。小橋文相の瀆職、賣勳事件、共產黨の跋扈等が相踵いで彼の耳朵を打つた。昭和四年の末、惱み抜いた彼が、一日學校から水戸の自宅に歸る途中、ふと目にしたのは大洗に建つた見馴れぬお寺である。聞けば、立正護國堂といひ偉い人がゐるといふ。彼は早速門を叩いた。

寺の主（勿論日召である）は、慇懃に彼を迎へ入れた。來由を告げ、教員生活の悩みを語ると主は「何のために教師をやつてゐるのか」といふ。彼は「わからない」と答へた。すると、更に「それで子弟を預かるのか、あなたは飯のために教師をするのか」と喝破され、彼は返答に窮した。爾後引續き、教を乞ふべく寺を訪れた。寺へ行くのが親の許へ行くやうな氣持であつたといふ。ロンドン條約、滿洲事變の勃發——遂に意を決した彼は、六年十月、學校を辭職して上京し國家改造運動に参加した。

公判廷に立つた彼は「目標人物に對し私的怨恨によるもの一人もなく、その中には國家に功勞の大きかつた人もあるが、彼等はいつまでも高位に坐し、安固として止まつてゐるために寧ろ腐敗墮落の根源をなすものである」と述べ、最後に「勅語に對しては洵に長多いが、止むに止まれない信念は、私を驅つて國法を犯さしめたのです」と結んだ。

後日、古内と親交のあつた橋孝三郎は、彼を評して「私は女には惚れないが、あの男には惚れました」（五・一五公判述）と述懐してゐる。

井上前藏相を射つた小沼正（二十二歳）は、郷里の小學校を卒業すると大工の徒弟となつた。その後上京して、菓子屋、扇屋等を轉々したが、目まぐるしい都會生活に一敗地にまみれて歸郷平磯の自然の懷ろに抱かれた。家にあつてワカメ賣りの手傳ひ等をしてゐたが、やがて深い懷疑にとらはれ、一時は自殺を決意して親への遺書まで認めた。ところが一日、友人達と一緒に國定忠治の素人芝居をやつてから、ふと忠治の俠氣果斷な性格にひかれ、それからは幾らか平靜をとり戻したといふ。その後、母方の親戚に當る黒澤大二、菱沼、照沼等と、古内が講師をしてゐた夜間講習會に出席した。古内の熱心と誠意は、彼等感激せしめた。その時の様子を、公判にて彼は次のやうに語つた。

「古内に示されたものは、宗教的神祕觀である。法華經の御題目を唱へに唱へ唱へ切つた時、始めて事物を直觀する。私は古内の指導に動かされて日蓮宗に傾倒した」

昭和五年三月五日、折からの雨を衝いて、豫ねて聞いた護國堂に日召を訪ねた。古内が同伴したのである。その時の初印象を彼は「和尚は恰度斷食中であつたが力強く私を導いてくれた」と語つてゐる。二ヶ月護國堂に參籠生活の後、同年末死を期して上京、古内の紹介で國民黨に決死隊として入黨した。その後信州地方に暫らく滞在して一先づ歸郷したが、娘を賣り、芋がらを食

ふ農村の貧窮を見て、更に決意を強固にしたといふ。六年末日召から贈られた「日正」なる居士號と黒髪を佛壇に入れて上京したが、愈、決行と決まつて、翌七年一月末今生の別れに一度歸郷した。そして母の前に、それとなく不孝の罪を詫びたのである。「母は無學文盲の百姓であつたけれど、よく順逆の道を心得て、私の將來を戒めてくれた。心中で泣き外には出さなかつたが薪を焚く煙にやがて靜かに母は涙を拭いた」と。(公判供述)

彼は上京した。二月九日、愈、決行と決め、古内と連れ立つて「坂下門事件」の映畫を見て歸宅し、線香を焚いて經文を上げ、二月五日に上海に戦死した藤井少佐の靈を弔ふと共に、遙かに母に別れを告げて、自らの決行を占つた。決行後は自殺するつもりだつたが、その場に駒井氏に投げ飛ばされた上多數の群集のため果さなかつたといふ。

公判中彼は、儒教を語り、日蓮の「立正安國論」から農村問題にも言及して、隨一の雄辯ぶりを發揮した。

團男を射つた菱沼五郎(二十三歳)は、郷里の高等小學校を卒業すると、上京して、昭和二年四月岩倉鐵道學校に入學した。が、中途にして色盲症なることがわかつて同校四年を退學、色盲を知りつゝ入學せしめた學校の無責任を痛憤した。その後歸郷し家事の手傳ひをしてゐたが、前記

小沼等とともに古内の夜間講習會に出席、古内を介して日召に私淑した。昭和六年二月頃、小沼等の後を追つて上京、國民黨に決死隊員として入黨、滿洲事變の勃發に際會して愈、革新斷行の決意を固めたといふ。その間圓タクの助手などをしてゐた。最初伊東巳代治を擔當、鈴木喜三郎に變更し、七年二月二十七日更に四元から團男を指令された。

公判廷にて某辯護人は「菱沼は犯行前に明治神宮に參拜し、わが目的若し不可なればこれを遂げさせ給はぬやうに」と祈願した旨を述べて、情狀酌量を辯じた。決行直前の心境として「最初決行後は逃げるつもりでゐたが、生き延びようと考へるから失敗するのだと思ひ、全然その考へを捨て死刑を覺悟したので心も落着いた」と云ひ、決行後の心境は「自分とても血もあり涙もある一個の人間である。……………狙撃はしたが、個人としての團氏には何の恨みもないのであるから、家族の人々には衷心濟まなく思つてゐる」と落涙して述べ、最後に「我々は喜んで國家の捨石となつた。然しこの腐敗した國家の現状が今尙革正されない以上、更に第二第三の同志が現れるであらう」と結んだ。(公判供述)

黒澤大二(二十五歳)は、小沼、菱沼等と同じ茨城組の一人であり、日召、古内に師事した。彼も昭和六年三月上京、決死隊員として國民黨に入黨したが、所謂右翼革新團體の裏面に不満を覺

えて八月歸郷、間もなく菱沼、川崎長光等とともに再び上京、圓タクの助手となつて東京市中を馳せ廻つた。「助手臺からみた人生社會は又格別です。乗る客乗る客誰一人として不平を持つてゐないものはなく、皆社會に對して不平を満喫してゐる」(公判供述)と懇へ、益、革新意識を強めたといふ。七年二月團男を擔當したが、小沼決行後菱沼と巢鴨に下宿、三月一日菱沼から「これは俺の戀人だ」と團男の寫眞を見せられ、計畫の變更を知つて、菱沼決行後高飛びせんと我孫子の叔父の所へ費用を貰ひに行つたところ、叔父から「お前がかくれてゐるので自分も近く役所の方を辭めねばならぬ」と云はれて、三月九日遂に自首した。

現在の心境として、「自分は小沼、菱沼のやうに目的を果さず、むざ／＼自首したのは残念だが全體として警鐘が亂打され覺醒を促したことは却つて満足である」(公判供述)と述べた。

學生組のリーダー格であつた四元義隆(二十五歳)は、薩摩武士氣質の父の薫陶を受け鹿兒島七高に入學、同校時代徹大會に入り、東大に進んでからは、上杉博士の主宰する七生社に籍をおいた。學生時代は好んで歴史書を読み、傍ら柔道に精進した。次第に學校教育に不満を感じるに至つて、昭和五年春金雞學院に入る。同學院にて故藤井少佐と知り、同年十一月頃日召を知る。一方權藤成卿氏の門に出入した。六年八月、西田税氏に伴はれて日本青年館の會合に出席してから

日召、海軍側と接近、六年末から七年初頭にかけての社會情勢に遂に革新斷行を決意、七年一月九日夜の會合の後、藤井、三上等海軍側同志と連絡のため九州に西下し、同月三十一日歸京して牧野伯を擔當した。

公判廷にては、自己の覺悟を語つて、飽くまで「利那的、氣まぐれなものでない」旨を強調、現下國運の打開策として、「建國の精神に立つて進取開放の心で自覺反省をなし、一時的誤魔化しを止めよ」と叫ぶ。

池袋正鈺郎(二十八歳)は七高を経て、東大、七生社に入る。前記四元とは七高時代からの親友であり、同じく金雞學院に學び、藤井等海軍側及び日召と志を同じくした。學生時代から劍道に秀で有段者であつた。革新運動に参加するに至つた動機について「私の七高時代學生の八割までが左傾的で、これらの人々が將來行政官となり司法官となるのだと考へた時、私は慄然とした。一方政治が腐敗するのは組織制度の問題もあらうが、まづ人の問題だ。……かく考へて私は國家を救ふのは教育以外にないから教育家にならうと決心してゐた。しかしロンドン條約その他に刺戟されてこの決心に迷が生じ教へを金雞學院に求めた」とて政黨、財閥、軍閥を痛罵して「政治に手を染めず、眞に軍人としてその本分を全うし、國民崇敬の的となつたのは、東郷元帥と乃



木將軍だけだつた」と嘆く。更に斷行の決意を「國家の非常時にありては形式的道德にかゝる必要はない」と述べ、「私は過去については最早何も云ひ度くない、將來とも革新道に精進した」と結ぶ。(公判供述)

198

久木田祐弘(二十三歳)は、七高より東大文科に進む。鹿兒島七高時代、菅波陸軍中尉(二・二六事件關係者)四元、田倉等と交るに及び、一方、共産黨事件、疑獄の續出、ロンドン條約等の社會情勢に痛く思想的に悩み、「自己を生かすにはまづ國家を生かさねばならぬ」と考へ、「不安な國情は最早坐視するに忍びず、同志があればいつでも命をなげうつて國家革正に参加する覺悟を持つに至つた」その間、西田税と交り、その依頼で奥羽に出かけ陸軍側同志との連絡に當つたこともあるが、本事件には幣原男を擔當した。現在の心境について「人間は成長するのを止めようとしても止められぬ、それと同様我々のやつたことも時の勢です」また「日本の前途が世界の中心となり、輝やかしいものである」と。(公判供述)

須田太郎(二十五歳)——國學院大學に學ぶ。滿洲事變後の内外情勢に衝擊をうけ、國家革新を志すに至る。「現在のブルジョアジーは外來の輸入ものである。惟神の道とは相容れない。資本案

特權階級はドル買その他幾多の非合法をやつてゐる。……我々には而も何等これを膺懲する合法的の力がない。殘された唯一の道は暴力であつた」と。また「マルクスの資本論一冊をパイプルにして日本の改造は出來ない。又我々はナチスでもフナシでもない。我々の運動は古事記萬葉集に培はれた國民的情緒に發した日本主義である」と語り、最後に「私は荒ぶる神となつて大はらひみそぎをしたと思つてゐる」と。(公判供述)

田中邦雄(二十四歳)——東大法學部に學ぶ。「國民生活の疲勞は青年をして徒らに左翼に走らせ而もこれが對策は一としてみるべきものがない。個人自由主義に基く資本主義の横暴と共産主義の擡頭とが國家を毒してゐる」と公判に供述。彼の兄貴右氏は、獄中の日召に書を寄せて

雲を出て雲をいとほぬ今日の月

三疊裡の心境如何と。早速日召は返事した。

いとほぬを浮雲もなし今日の月

田倉利之(二十五歳)——七高時代、四元、久木田と親交あり、京大文學部に進んで猶興會に關係す。思想經歷について「私の七高及び京大時代はマルクス主義が學生間に蔓延してゐたが、嚴

199

格な教育者の父の感化で、私には皇室中心主義の信念が根深く植付けられてゐた。偶、城山公園（鹿兒島市）自動車問題で、利権屋の一市議糾弾をやつてゐた菅波陸軍中尉と知り、以來國家改造の途に就いた」と、日本の使命に及び、「現代の爲政者を却け、一日も早く革新の實を擧げなければならぬ」（公判供述）

森憲二（二十三歳）——六高を経て京大法學部に學び、猶興會に入會、田倉、星子とともに京都三人組を作り、若槻男を狙ひ、嘗て男を松江に追ふ。「松江では機會があつた筈だが、私は身を殺して仁を爲し得なかつたのを恥ぢる」「大功は小瑾を顧みずといふ諺があるが、私は非合法手段をとることも國家改造の大目的の前には小瑾と考へた。……まつりごとは人を得ざれば止む。濱口は、清く明るく正しくと宣傳し、後藤新平は政治の倫理化を説いたが、書物や口だけでは駄目だ」（公判供述）

星子毅（二十五歳）——五高を経て京大法學部、猶興會に關係、田倉、森の思想に共鳴す。「私は國體について『萬葉の頌歌』一つあれば體驗出來ると考へるに至つたが、一方社會を眺めると労働者救済の絶對的必要が認められたので、國體の本義に基く國家改造を志すに至つた」とて、「日

本自らを知れ」と絶叫。（公判供述）

尙幫助の罪に問はれた伊藤廣（四十五歳）は、日召を中心に、各同志の間を放射的に奔走、菱沼、濱海軍大尉との連絡に當り、また一時黒澤を自宅に世話した。

血盟團公判は、當初五・一五事件公判に先立つて、昭和八年六月二十八日、裁判長酒卷貞一郎判事の下に開廷した。ところが、第三回日の七月三日に、辯護士天野辰夫氏（同月末の神兵隊事件に連坐、檢學さる）は須田の審理中突如立つて

——「裁判長の右にをられる陪席は常に何か悪戯されてゐるやうに見受けるが、折角みな一心に聞いてゐる際、判事自ら法廷の威信を汚されるとは何事です」と手きびしい忠告を判事席に浴せ、更に十二日に至り同辯護士は

一、右陪席尾後貫判事が神聖な法廷で洋書を讀んでゐた。

二、手紙を讀んでゐた。

三、その他法廷の神聖を汚した。

と詰寄つたに對し、裁判長は「それは法廷で返答し兼ねる」と突放したので、同氏は裁判長並に

兩陪席判事忌避を申立てた。が、裁判長は理由なしとして却下。しかし、その後法廷の異様な緊張は公判の前途にたゞならぬ雲行きを思はせたが、果然二十八日に至つて爆發した。同日奥山辯護人と裁判長が速記問題で應酬してゐる時、突如立上つた日召が

「裁判長、私と同志十名は裁判長及び尾後貫陪席判事を忌避する。故にこの審理はこれで一先づ中止されたい。我々は公判第一日から審理に多大の不滿を持つてゐた。事實そのものは豫審で申述べた通りであるから、私達は主としてその因つて来る原因及びその後起つた精神的變化等の點を詳細に述べたいと思つてゐたが、裁判長は一向訊問しない。又我々が重大と思ふことを述べてゐる時に、裁判長は徒らに調書をあちこちひつくり返してゐてよく聞いてゐない。又尾後貫陪席判事は公判最初から辯護人一同に忌避された程嚴肅さを缺いてゐる。我々は侮辱されてゐるやうで甚だ不滿に堪へない」

と忌避を申立てるや、裁判長は蒼然となつて合議のため退廷——やがて、忌避は理由なしとして却下されるや

古内立ち「却下の理由如何」

裁判長「刑事訴訟法第二十九条（訴訟を遅延せんとするもの）と認めただからだ」

古内「我々の何處に訴訟遅延の態度を認められるか」

小沼も立ち「却下理由は甚だ不明瞭だ、斷然不服だ」

裁「法律上それは出来ない。若し不服なら控訴院に却下に對する抗告の申立てをするが好い」

小沼「裁判長は我々の愛國精神を踏みにじるものだ、尾後貫判事の態度は何だ……」

と形相變へて拳を上げ、訊問臺を力一杯叩きつけければ、臺上の藥罐湯呑は散亂し、法廷は混亂に陥り、看守もたゞ呆然たるのみ。

裁「さう興奮せず、今日は引下つた方が好い」

と閉廷を宣してさつさと引揚げた。——（昭和八年七月二十九日付東朝夕刊参照）

次回は三十一日となつてゐたが、裁判所側は種々協議の結果、遂に無期延期と決定した。

角岡知良、奥山八郎、林逸郎、天野辰夫等辯護團側は、忌避申請却下に對する抗告を控訴院に申請することとなつた。

その後酒卷裁判長は健康を害し、同年末一時辭職、代つて藤井五一郎判事が裁判長となり面目一新して、木内、岸本兩檢事立會のもとに、審理も最初からやり直し、翌昭和九年三月二十七日東京地方裁判所一號大法廷に第一回公判が開かれた。

傍聽人は前夜來數十名が徹夜した。中に茨城縣から出て來た竹林ゆき（七十三歳）といふ老婆は白衣長髯の旅裝束の子信吉氏（四十五歳）と共にいの一、午前七時開門と同時に一二の假札

をうけ婆さんニコく「有難や冥土の上産に義士の劇」との句を信吉氏に作つて貰つて口吟む。

前回公判後八ヶ月、その間五・一五事件の判決も済んだ。新規公判はその後順調に進行、審理について検事の論告も終り、辯護團の辯論に入るや、辯護人は舉つて「殺人刑は不當である、叛亂罪を適用されたし」と強調した。貴族議員陸軍中將坂西利八郎氏及び木島完之氏は日召のため特別辯護に立ち、神兵隊事件に連坐した天野辰夫氏は、獄中に辯論文を草して、林逸郎辯護士がこれを代讀した。その間、全國より寄せられた減刑救願書は三十萬に上つた。

かくて前後九十二回(内十二回は酒巻裁判長時代)の公判を終り、事件以來二年半、同年十一月二十二日に至り左の如く判決——夙に松陰に私淑したといふ藤井裁判長、長文の判決理由書を読み上ぐるその聲は、心なしかうるみ勝ちであつた。

判 決 (罪名は伊藤廣が殺人補助他は全部殺人罪、括弧内は検事の求刑)

- 無期懲役(死刑) 本籍東京市本郷區駒込西片町二二 井上昭
- 懲役十五年(死刑) 同 水戸市大字上市柵町一四 古内榮司
- 無期懲役(死刑) 同 茨城縣那珂郡平磯町磯崎 小沼正
- 無期懲役(死刑) 同 茨城縣那珂郡前渡村前濱 菱沼五郎
- 懲役十五年(無期) 同 鹿兒島市南林寺町二二 四元義隆

- 懲役八年(十五年) 同 宮崎縣都城市姫城町三八九〇 池袋正鈺郎
- 懲役六年(十年) 同 鹿兒島縣日置郡伊集院町下谷口 久木田祐弘
- 懲役六年(十年) 同 福島縣信夫郡渡利村白畑二 須田太郎
- 懲役六年(十年) 同 鳥取市西町三〇三ノ一 田中邦雄
- 懲役六年(十年) 同 福井縣大飯郡加斗村長井 田倉利之
- 懲役四年(六年) 同 熊本縣鹿本郡稻田村庄三三九 星子毅
- 懲役四年(八年) 同 兵庫縣津名郡假屋町久留麻 森憲二
- 懲役四年(八年) 同 茨城縣那珂郡前渡村前濱 黒澤大二
- 懲役三年(七年) 同 東京市淺草區田島町二〇 伊藤廣

(未決拘留、無期を除き外全部五百日通算)

昭和九年二月十一日紀元節、皇太子殿下御降誕の恩赦があつたが、當時公判未了にて恩典に浴するを得なかつた。十三年二月十一日、憲法發布五十周年記念に際し、特定の政治犯に對して減刑並に復権の恩赦仰せ出だされ、彼等は殺人犯ではあつたが、五・一五事件關係者等との釣合上司法當局より特に奏請あり、御裁可あつて恩典に浴した。その後、更に十五年二月十一日に至り皇紀二千六百年記念の恩赦あつて、日召はじめ小沼、菱沼、古内、四元、いづれも減刑されたが

古内、四元の兩名は同年九月十三日司法保護記念日に、日召は十月十七日神嘗祭の佳日に、また小沼、菱沼の兩名は十一月三日明治節に、夫々假釋放の恩典に浴し、かくて事件以來八年を経て全部が出所した。

### 第三章 五・一五事件

(本章に於ける「公判供述」は總て昭和八年七月二十日付より九年二月四日付に至る「東朝」「東日」兩紙掲載に據る)

1 五月十五日

血盟團事件の記憶もまだ新らしい昭和七年五月十五日、帝都に一大事件が勃發した。

犬養首相斃る——この日午後五時二十七分頃軍服を着用した四名の海軍青年將校と五名の陸軍士官候補生は、突如首相官邸に自動車を乗りつけ、ピストルを擬しつゝ奥へ乗り込まんとした。これを見た護衛田中五郎、平山八十松の兩巡査が制するや、いきなりピストルを發射、田中巡査は胸部を平山巡査は右大腿部を射貫かれてその場に昏倒、官邸は血潮に染められたが、軍人等はそのまま奥に侵入して首相をもとめ、日本間に發見するや、二三問答の後矢庭に一人は首相に向つてピストルを發射し、續いてまた一人發射、命中弾二發をうけた老首相は、紅に染つて疊の上にはばったり倒れた。それを見届けた軍人等は直ちに待たせてあつた自動車に分乗して何れかへ姿を消した。

間もなく同六時十五分、急遽招かれた帝大青山外科青山博士は官邸に到着、多数の看護婦を督勵して手當を施したが、遂に十六日午前二時三十五分に至り絶命した。尙、前記田中巡查も二十六日前田病院にて死亡した。

**牧野内府邸襲撃**——首相官邸が襲はれた丁度同時刻頃、自動車に同乗した一人の海軍青年將校と三人の陸軍士官候補生、他一名は、芝區三田臺町の内大臣官邸に到るや、門内に向けて爆弾二筒を投げ、一筒は同邸玄關附近に炸裂、異様な音響に驚いてかけつけた同邸立番橋井巡查に向けピストルを發射し、そのまま自動車にて檄文を沿道に撒布しつゝ何れかへ消えた。何時も鎌倉にゐる牧野内府はその日に限つて東京に歸つてゐたが、奥座敷にゐたため何等の被害もなかつた。

**警視廳を襲ふ**——同日午後五時二十分頃警視廳玄關前に二一五五、五九四三、一三〇七五の番號の三臺の自動車が発停車すると見るや、矢庭にドアを排して一人の海軍將校が降り立ち、後の二臺に乗つてゐた四人の陸軍士官候補生とともに、拳銃を擬しながら正面玄關を突つ切つて、一階より二階に駆け上り、「射つぞく」と連呼しつゝ數發を發射し、自動車に飛乗り立去つた。その際同廳長坂書記は下顎部に、高橋讀賣新聞記者は右大腿部にそれく貫通銃創をうけ、二筒の爆弾を投げたが何れも不發に終つた。尙その前後にも二回に亙つて一團數名が押しかけたが大禍はなかつた。

**政友會本部に投擲**——同日午後五時半頃四名の陸海軍人は自動車にて、麴町區内山下町の政友會本部に乗りつけ、玄關に自動車を停めたまゝ、車中より建物に向つて二箇の手榴彈を投げつけて立去つた。そのうち一箇は大音響とともに爆發、正面露臺附近を破壊した。

**日本銀行を襲ふ**——同じく五時三十分頃、自動車で日銀前に乗りこんだ四人の陸海軍人は、車内より玄關めがけて手榴彈を投擲、轟然爆發するや、そのまま姿を消した。

**三菱銀行本店に爆彈**——同日午後七時二十分頃、丸ノ内三菱銀行とそれに隣接する三菱道場との間に於て、轟然たる音響とともに爆發、宿直員が驚いて飛び出した時は人影は既になかつた。銀行内部に被害はなく、外壁が少々破壊されたに止まつた。この突然の大音響に同行前は忽ち黒山の人だかりとなり、急派された丸ノ内署巡查が警戒に當つた。

**各變電所襲撃**——同日午後七時過ぎ、別働隊をなす農民決死隊員は、それく手をつつて、田端、鬼怒川、龜戸、鳩ヶ谷、目白、淀橋等帝都を中心とする各變電所を襲撃、帝都の暗黒化を計つたがいづれも大した損傷なくして終つた。

**西田稅氏撃たる**——同日午後七時半ごろ、代々木山谷の退役陸軍中尉西田稅氏方へ一人の青年が現れ、同氏が面接するや、突然同氏めがけてピストル六發を連続發射、同氏がその場に昏倒したのを見てそのまま遁走した。

この大事件の突發は、帝都を異常な緊張に叩き込んだ。警視廳では同日午後六時半大野總監以下各部長集合、協議を開いた結果、警視廳全管下の當番非番巡查一萬人を非常召集、同夜は徹夜で非常警戒に當ることに決定、一方憲兵隊司令部も、第一第二旅團から補助憲兵四百五十名を召集、トラックに分乗して市内警備に出動せしめた。事變勃發を聞いた眞崎參謀次長は、直ちに山岡軍務局長を招致するとともに鎌倉に靜養中の荒木陸相及び返子にあつた小磯次官に急電を發し一方參謀本部各部長、陸軍省各局長並に東京警備司令官、憲兵司令官、近衛、第一師團參謀長外關係各課長を陸相官邸に招致した。かくて荒木陸相歸京するや、同夜特に寺島海軍省軍務局長も交へて重大會議を開いたが、席上まづ秦憲兵司令官より事件發生の顛末その他を報告した後、事態の重大性に鑑み慎重會議を續けた。同夜九時五十五分、大角海相、荒木陸相は相前後して宮中に參内、まづ奈良武官長と會見し事件の經過につき種々懇談を遂げ、次いで、天皇陛下に拜謁仰せつけられ、事件の一切の經過につき委細奏上、種々御下問に奉答して御前を退下した。

## 2 事件の全貌

事件の重大性と、その政治經濟等各方面に及ぼす影響とに鑑み、事件の審理發表は慎重を極め事件後一ケ年、昭和八年五月十七日になつて漸く全貌が明かにされた。いま、同日午後五時に發

表された司法陸海軍三省連名發表に據つて、事件の經過と計畫を辿らう。それによれば、彼等の計畫は昭和七年三月、血盟團事件の直後より既に始められたのである。

——(前略)從來海軍部内に於ける運動の指導的地位にありたる海軍大尉藤井齊は上海に出征し同年二月五日戰死し、その中心を失ふこととなりたるも、當時霞ヶ浦海軍航空隊に勤務し居りたる古賀清志、中村義雄等は、謀議の末井上昭等の後繼者として蹶起せんことを企て、尙先に決行したる井上昭等の所謂一人一殺主義……はその効果薄しとなし、むしろ一齊集團的に直接行動を實行しこれにより帝都の治安を紊し一時恐怖状態に陥らしめ戒嚴令の布告せらるべき情勢を引起せしめんことを企圖し、同年(昭和七年)三月二十一日豫て……國家改造に關する文獻等に刺戟せられ居たる池松武志、後藤映範、篠原市之助、八木喜雄、石關榮、野村三郎、菅勤、西川武敏、金清豊、吉原政巳、坂元策一等と會見しその企圖を告げたるに、同人等は直ちにこれに賛同し行動を共にすることを約し、又當日右會合に列せざりし中島忠秋もその後參加することとなりたり

橋孝三郎は、同年一月二十二日茨城縣土浦町に於て古賀清志、中村義雄等に對し講演をなして農村の窮狀を説き、國家革新の要あるを論じ、青年士官の奮起を奨励したることありて肝膽相照らすに至り、同年三月二十日以降古賀清志、中村義雄と屢々論議の結果、別働隊としてその配下

なる後藤園彦及び塾生等を率ゐて行動の第一線に立たんことを約したり

大川周明は嘗て……大寮に於て黨陶をなしたる關係ある古賀清志より上記の企圖を聞きこれに賛意を表し、同年四月上旬より同年五月十三日までの間に於て古賀清志等に對し、同志共用の武器竝に準備資金として、拳銃五挺實彈百數十發及び數回に亙り合計六千圓を供與したり

頭山秀三及び本間憲一郎は……同年三月中旬以降、屢々古賀清志、中村義雄等と會合し、その計畫實行を容易ならしめんがため……拳銃六挺及び實彈若干發を供與したり

かくて古賀清志、橋孝三郎等は屢次協議を重ねたる上、軍部同志を以て本隊とし、橋孝三郎及びその配下を別働隊とし、別働隊は……變電所を襲撃し爆彈を用ひてその要部破壊の計畫を立て、同年五月十三日古賀清志、中村義雄、池松武志、奥田秀夫及び後藤園彦は茨城縣土浦町料亭山水閣に集合協議の結果

- 一、本隊の決行は五月十五日午後五時三十分とすること
- 二、別働隊の變電所襲撃は本隊の決行後大體日没時たる午後七時頃とすること
- 三、本隊はこれを四組に分ち、第一段に於ては、第一組は首相官邸、第二組は内府官邸、第三組は改友會本部、第四組は三菱銀行を襲撃し、第二段に於ては、第一組乃至第三組は第一段の決行後警視廳を襲撃したる後憲兵隊に自首し、第四組は第一段決行後直ちに憲兵隊に自首すること

その他行動に關する細密計畫(註)をも決定し、別に古賀清志、橋孝三郎、後藤園彦等協議の結果、西田税は從來同志として……提携し來りたるにも拘らず、今次の行動を妨害するものなればこの際これを殺害するの必要ありとて同志川崎長光をしてその任に當らしむることとなしたり(昭和八年五月十七日司法陸海軍三省連名發表)

(註) その際尙行動方針として(一)行動には自動車を強制使用すること(二)統制は年長者がこれに當り絶對服従のこと(三)集合の際には特に注意して騒然に涉らざる如く、例へば偶然知己に遇したる如く裝ふこと(四)武器の授受は集合後適宜にこれをなすこと(五)武器の使用法(略)等を決定した。

|| それより先、昭和六年十二月末、長野縣青年團の招きで同地小學校に農村問題の講演に赴いた橋は、歸途東京の權藤成卿氏方に立寄り三日間滞留した。その時丁度來合せたのが古賀、中村の兩中尉に村山少尉の海軍少壯士官だつた。その時橋は、都市集中の悪弊、兵と農民、國家改革の具體案等について熱心に語つたが、古賀中尉等は、それにすつかり感激共鳴して任地に歸り橋を招いて話を聞くこととなり、それが前記翌七年一月二十二日の土浦に於ける講演會となつたのである。かくて古賀等海軍將校と橋とは急速に接近して行つた。その間血盟團事件が起り、日召一派は相次いで檢舉され、三月十一日、日召も自首するに及んで、同月二十日、深く決心した古賀中尉は愛郷塾に橋を訪れ



「愈、火蓋は切られた、我々も蹶起する時が来たのだ」  
といふと橋は

「その精神は諒とするが、單なるファッション的輕學妄動は慎むべきではないか」

と諭し、古賀はそのまゝ歸つた。その後、橋は古賀の動靜が氣がかりでならなかつたが、丁度そこへ權藤氏から上京せよとの通知に接し、急遽上京したところ、權藤氏は

「この間古賀が来たが、異常な決心を持つてゐたやうだ。今度事件でも起したら、一網打盡に捕へられ極刑に處せられることは疑ひない。かくては有爲の人物を失ふことになるから、古賀に切に自重するやう君より忠告してくれ」

とのことであつた。その後橋は、三月二十四日の夜古賀に會つたので、權藤氏の意を傳へ切に自重を慫慂したが、古賀は

「老人のいふことだ、ある程度の敬意を表して置けば足りる」

と頭から取り合はず、却つて自分達の計畫を述べて直接行動の止むべからざる所以を説き、烈々たる革正への激情を吐露し、更に

「この際民間側の代表として是非先生も蹶起されたい」

と説いた。橋は深く動かされ、考へた擧句、遂に——若し古賀等の手のみで事を決行した場合に

は單なるファッションとなり、一般國民は軍隊に對して謀倖を持つてあらう。この際農民も参加し農民の立場を闡明することが必要である。また古賀等を犬死させないためには農民がこれに合流するの外ない——とて自らも決心した。そして古賀と別れて歸る車中、農民のとるべき行動を種種考へ、帝都の暗黒化に思ひついた。愛郷塾へ歸つたのはもう午前二時を過ぎてゐた。彼は早速就寝中の後藤を起して決意を打ち開けたところ、後藤も賛意を表したので、相談の結果塾生の中からこれといふものを選ぶこととし、直ちに數名の塾生を起して事をはかつたが、いづれも隨ふといふ。かくて一同が、手をとつて一死を誓ひ合つたのはもう二十五日の黎明であつた。――

(昭和八年五月十七日附東朝號外に據る)

――一方丁度その夜、坂元士官候補生は、三月二十日午前歩兵三聯隊に安藤中尉(後の二・二六事件關係者)を訪ね、中村海軍中尉と會合した。彼一人が一期下で、時間の都合上いつも海軍側との連絡に當つてゐたのだが、その日も他の同志十名が渡滿前の豫防接種に出かけたので、その代表として、聯隊を訪れたのである。安藤中尉は、陸軍側はしばらく自重せよ、とすゝめたが別室で中村中尉と會ひ即時蹶起に賛成した。その際居合せた相澤陸軍少佐(後に永川軍務局長を刺殺す)は、中村中尉に向つて、「非合法行動はいかん」と切に輕學を戒めたといふ。――(軍法會

議坂元の陳述に據る)

意を決した橋等はその後屢、古賀中尉等と會合を重ね、前記發表中にある如き計畫を決定、愛郷塾生等は早速變電所襲撃前の豫備行動として、水戸市東部電力會社の變電所を見學するなど着々備準を進めた。

——その間古賀中尉は行地社大川博士や本間、頭山兩氏等を訪ねて計畫を打ち開け、ピストル資金等を調達し、別の方面から手榴彈二十一箇も手許に準備した。(註)

(註) 後に軍法會議に於ける供述によれば、この手榴彈は三上中尉が昭和七年二月上旬上海海軍陸戰隊大隊參謀時代、第三大隊砲術科倉庫より取出し村山少尉に渡し、同少尉はこれをボール紙新聞紙等に包んで佐世保に持ち歸つたのを黒岩が持つて上京したものだといふ。

次第に決行期も迫り、愛郷塾では四月三十日に、林と後藤とが先發となつて上京し、一行の打合せ場所を外苑の日本青年館に豫定した。翌五月一日、橋塾長は愈、決行時期の近づけるを告げ塾生一同を激勵し、同日午後二時二十五分、郷黨人多數の見送りをうけて、常磐線赤塚驛より小室、塙、矢吹、大貫等四名の塾生を同伴上京した。郷黨の人々に對しては滿洲國に行くと言つてゐたのである。橋自身は産業組合中央會茨城支部囑託員の肩書を持つてゐた。上京すると同夜は一同日本青年館に投宿、同夜林等とともに協議を重ね、翌日から塾生等は或は知人宅に或は木賃宿に居を置き、人目を避けて同志間の往來も禁じた。その間の連絡には温水が當つたのである。

塾生等は毎日圖書館に通ひ變電所關係の書籍を漁つて豫備知識の獲得に努める一方、各擔當變電所を實地調査した。

林とともに一足先に上京した後藤は、その足で滿洲に渡ち、當時滿洲國自治指導部員田口康信氏等に面會して、決行後の塾生の身の振り方につき八方奔走する一方、豫ねて持つて來た塾生等の書信を投函、郷黨人に對して彼等が無事滿洲に着いたやうに見せかけた。五月九日、滿洲より歸京した後藤は同夜直ちに土浦に行き古賀等と連絡を遂げるや、翌十日上京、それを待つて同夜日本青年館に愛郷塾一黨の最後の打合せ會が開かれた。その席上橋は「愈、來る十五日に決行することとなつた。軍人行動隊は要路の大官を暗殺する手筈であるから、各自は分擔の變電所を襲撃爆破し、帝都を暗黒化して軍人行動隊の活動を助けるやう努力して貰ひ度い」と激勵した。そして一切の後事を林と後藤に託すと、十二日午後九時四十分東京驛發列車で塾生春田信義を伴ひ滿洲に向つた。(昭和八年五月十七日付東朝號外に據る)

翌十三日後藤は再び土浦に向ひ、同地山水閣に古賀、中村等と最後の協議に列したことは、前記當局發表にある通りである。その日の會合で萬端の準備計畫は決定されたが、陸軍側軍法會議法廷に於ける坂元の供述によれば、それ以前海軍側は第一期計畫として、(一)首相官邸及び牧野伯襲撃組、東郷元帥を擁して其所に到り戒嚴令を布くこと、(二)工業俱樂部及び華族會館襲撃組

は權藤成卿を擁して陸相官邸に入り國家改造の衝に當ること、(三)政友會及び民政黨本部襲撃後血盟團員を刑務所より救出して、行動妨害排除のための一隊を組織すること——等を畫策してゐた云々。

七年五月十五日愈、行動を起すや、第一班は午後五時頃靖國神社に集合して自動車にて首相官邸に向ひ、海軍側三上、黒岩、陸軍側後藤、石關、八木の五名は一隊となつて表門より、これに呼應して山岸、村山、篠原、野村の四名は裏門より侵入した。先づ三上中尉が首相を見出し、續して一同が首相を取り卷いた。犬養老首相は何等狼狽の色なく「話せば分る」と一同を制して日本間應接室に導き、彼等の土足を見て「靴ぐらゐ脱いだらどうだ」と徐ろにたしなめ、それに釣られて首相の話を聴かんとするものもあつたが、その時突如山岸中尉が大聲一番「問答無用、撃て」と言放つや、轟然一發また一發、黒岩豫備少尉に續いて三上中尉がピストルを發射した。左下顎部と右颞顳を撃たれた首相は血に染つてその場に昏倒した。それを見るや待たしてあつた二臺の自動車に分乗して三上、山岸、後藤、石關、篠原の五名は、第二段の行動に移らんがため直ちに警視廳に行つたが、豫期した警官の動員なく、襲撃を中止してそのまゝ憲兵隊に自首した。次いで黒岩、村山、八木、野村の四名は一隊となつて警視廳正面玄關より闖入、ガラス戸を蹴破

る程度の暴行の後、憲兵隊に行つて様子を窺つたが、また他の同志が自首した氣配がなかつたので、その足で日本銀行に向ひ爆弾を投げてから引返し、憲兵隊に自首した。

第二組に屬する古賀、池松、坂元、菅、西川の五名は、同日午後四時半高輪泉岳寺境内に集合自動車を驅つて内府邸を襲つた後警視廳に到り、手榴彈を投げピストルを發射して、前記二名を傷け、午後六時頃憲兵隊に自首した。

第三組の中村中尉の率ゐる中島、金清、吉原の四名は午後四時半新橋驛に集合、五時半頃政友會本部を襲ひ、中村、中島が夫々手榴彈を投げた後警視廳に廻り、金清は廳舎目掛けて手榴彈を投げたが電柱に當つて炸裂、一同自動車にて途中撤文を撤布しつゝ憲兵隊に自首した。

第四組の明大生奥田は、二箇の手榴彈を携へて午後七時半頃三菱銀行に行き、裏門附近に一箇を投げてその場を去つた。

別働隊は本隊に呼應すべく午後七時頃より行動を開始し、各自擔當の變電所に向つたが、いづれも不成功に終り、帝都暗黒化の目的を達するに至らなかつた。後に軍法會議に於ける陳述によれば、當夜憲兵隊に自首した海軍將校等は、いづれも今か今かと消燈を待つたが遂に消えず、痛く失望したといふ。

當日の行動一覽表を掲げれば左の如くである。



### 3 事件は何故起つたか

222

かくの如き大事件が何故起つたか。いまその動機と目的について、當局の發表にみよう。

——本件犯罪の動機及目的は各本人等の主張する所によれば、近時我國の情勢は政治外交經濟教育思想軍事等あらゆる方面に行詰りを生じ、國民精神また頽廢を來したるを以て、現状を打破するに非れば帝國を滅亡に導くの惧れあり、然してこの行詰りの根源は、政黨財閥及び特權階級互ひに結託したゞ私利私慾のみ没頭し、國防を輕視し國民幸福を思はず、腐敗墮落したるによるものなりとし、この根源を芟除して以て國家の革新を遂げ、眞の日本を建設せざるべからずとすべしあり——(昭和八年五月十七日司法陸海軍三省連名發表)

更に彼等は

——「我が國現下の状態を目し、皇道扶翼の精神は日に衰へ國體の尊嚴は日に疎んぜられ、所謂支配階級たる政黨財閥及び特權階級は腐敗墮落し、相より相助けて私利私慾に没頭し、國防を輕視し國政をみだり、外國威の失墜を招き内民心の頽廢農村の疲弊を來せる等、皇國の前途頗る憂ふべきものあるのみならず、特に滿洲事變の勃發に伴ふ國際情勢及びロンドン軍縮條約の結果我が對外關係の危機は一日の倫安を許さずとし、速かにこれら時弊を革正し以て建國の精神に基

く皇國日本を確立するため國家革新の必要を痛感し、しかも敍上焦眉の事態と被告人當時の境遇上、到底合法手段を以てしてこれが革正を期し難しとし、遂に自ら國家革新のための捨石となり、直接行動により、これら支配階級の一角を打倒し、支配階級及び一般國民の覺醒を促し、以て國家革新の氣運を醸成せんことを欲し」たのである。——(昭和八年五月九日陸軍軍法會議判決理由) 海軍側の判決理由も略、同一趣旨であつた。

昭和八年五月十七日三省の共同發表とともに、荒木陸相及び大角海相は次のやうな談話を發表した。

**荒木陸相談**——(前略)本件に参加したものは少年期から漸く青年期に入つたやうな若いものばかりである。これら純眞なる青年がかくの如き舉措に出でたその心情に就て考へれば、涙なきを得ない。名譽のためとか私慾のためとか又は賣國的行爲ではない、眞にこれが皇國のためになると信じてやつたことである、故に本件を處理する上に、單に小乘的觀念を以て事務的に片附けるやうなことをしてはならない、……この事件を契機として三省再思以て犠牲者の心事を無にせざらむことを切望する次第である。——(昭和八年五月十七日東朝號外)

**大角海相談**——(前略)唯何が彼等純情の青年をしてこの誤をなすに至らしめたるかを考へるとき肅然として三思すべきものがある……罪とか刑罰の問題を離れ、唯彼等青年の心事に想到する

223

時涙なきを得ぬのである。——（昭和八年五月十七日東朝號外）

尙本事件関係者は大體三つの勢力に分つことが出来る。即ち古賀、中村兩中尉を始めとする海軍青年將校、陸軍士官候補生の一團、橋を塾頭とする愛郷塾の一黨、その外に大川博士等の背後関係者があつた。

#### 4 海軍青年將校

三上卓中尉——佐賀市赤松町鬼丸出身で、大正十二年に海兵に入學、在學中故藤井少佐が唱へてゐた大アジア主義に共鳴、また黒岩は同郷同期生であつた。大正十五年卒業とともに少尉候補生となり、昭和二年十月少尉に任官した。同年十一月中尉に進級し、七年一月上海事變勃發するや第三艦隊陸戰隊第三大隊參謀部附として出征し、四月下旬凱旋して軍艦妙高乗組を命ぜられたが、五月十二日休暇をとつて上京、事件に参加した。その間古賀、中村等海軍側同志を始め日召等とも往來して國家革新の必要を痛感してゐた。

幼にして實母に死別し祖母の手で成人した四人の男兄弟の頭で、佐賀市の實家に中風で寝てゐる祖母よしさん（八三）は、事件の報に黯然として語つた。「あのお人好しの卓に限つてそんな事をしようとはまるで嘘のやうで信じられない位です」。朝鮮の北鮮日々新聞の社長をしてゐた父三

上新氏は、事件の翌十六日「現職を離れ只管謹慎する」とて社員を引きとめるのを振り切つて歸郷した。

古賀、中村兩中尉が主な連絡に當つたといふ外、殊更に事件の首謀者といふものは或はなかつたかも知れない。軍法會議に於ける三上中尉の言動は殊に注目されたが、彼は首魁説について「……私をして五・一五事件の首魁が何人であるかを論斷することを許されるならば首魁は被告全部である。昭和六年七月私が運動の一員として参加せる當初より私の秘めたる胸には、日蓮の所謂——我れ國の柱とならん——の境地と同じく、——我れ運動の首魁たらん——との決意に何等動搖はなかつた」と。行動當日は首相に第二發目を發射したが、首相逝去の感想として「首相の實に立派な態度を全部目撃してゐるので、首相個人に對する人間としての愛惜の情を禁じ得ないと同時に、希くば今までの邪惡なる日本の政治をして、此の悲壯なる首相の逝去を轉機として、我の念願する眞の天皇政治への、昭和維新への首途たらしめんことを、心中祈つて止まなかつた次第であります」と語り、現在の心境に及び、「我々は他に合法的平和手段によつて改造が行はれるならばその方をとつたのである。目下の急務は精神の革新で、支配階級の人々が、身を以て先んじ民衆に範を示して改造の端緒を開かねば嘘である。我々の行動は私心や階級的反感に基く暴動叛亂とは全く違ふ。唯期する所は天皇治下の國民の幸福で、我々の行動は愛國心の止むに止ま

れぬ一擧手一投足であつた」。さらに將來について「……私共はやらすにをられないからやつたといふ外表現の方法を知らない。國法に照しての罪の輕重の如きは私共の考慮の外である。唯希くば上下心を一にして、昭和維新の實を擧げるのを希ふ以外何の望みもない。私共は今日立ち所に命を絶つとも、このことさへ出來れば何等悔いはなし」と結んだ。

古賀清志中尉——佐賀市道祖元町四六古賀武次氏の長男に生れ餘り物質的には恵まれなかつたが土地の素封家伊丹氏の援助を得て、佐賀中學四年より海兵に入學した秀才である。昭和三年卒業軍艦出雲、妙高の乗組員を経て、昭和六年十二月中尉に進級と同時に拔擢されて霞ヶ浦航空隊學生となつた。小中學とも優等で通し眞面目な人間であつたが、兵學校在學中同郷の關係で黒岩と交り故藤井少佐から大アジア主義の洗禮を受け、その後次第に國家革正の志を堅くし、藤井少佐を通じて日召とも提携する一方、愛郷塾の橋を知り、また大川周明、西田税とも相通するに至つた。藤井少佐の戦死後は海軍部内の指導權を握つて諸方面との連絡に當り、政治的才幹にも相當恵まれてゐたやうである。事件當日は内府邸襲撃を指揮したが、心境について「計畫の立場にあつたものとして、粗雑極まる計畫をなし、これを同志の間に十分連絡もせず、大正十年より十年間狙つてゐた牧野内府を除くことを得なかつたのは不覺で……その責は萬死に値するものである」(公判供述)と云つてゐる。しかし彼自身「不覺」と告白してゐるについては、同行した陸軍

側は少なからぬ不満を洩した。例へば第一師團軍法會議に於て西川は「古賀中尉は牧野はゐるかどうか判らん、威嚇に止め警視廳に決戦があるからとのことだつたが、候補生三名は牧野をやらぬのは残念だと思つた。……牧野のことで緊張した出鼻を折られ、決戦があると思つた警視廳が案外平靜なので全く呆氣にとられました……海軍に全部任せたのは不覺でした」と言つてゐる。また首相を襲つたについては「内閣の首班を倒して全政治權力の中樞に對する打倒の意思表示をする意味であります」として個人としての首相に非ざる旨を明かにした。

中村義雄中尉——小倉市上高野中村竹次郎氏の四男、小倉中學の四年から海兵に入學した。性質濫順にして頭腦明晰を謳はれた。佐世保、吳を経て昭和六年十二月中尉に昇進と共に霞ヶ浦航空學校に入學、優秀なる飛行將校として前途を囑望された。古賀とは海兵時代からの同期で深く相許してゐた。また日召に對しては痛く敬服してゐたが、これは彼一人に限らず、海軍側同志に共通の氣持であつたやうである。

山岸宏中尉——新潟縣高田市東城町出身、七人兄弟の次男に生れ、生家は土地の名門で亡父宏隆氏は日露戦役に従軍して功五級を賜つた歩兵大尉であり、在郷軍人高田分會長をつとめ縣會議員にも二回當選したことがあつた。高田中學四年から陸士、海兵ともに合格した秀才で、海兵に進み昭和三年卒業、四年十一月少尉に任官、六年十二月中尉に進み、第六潜水隊五八號潜水艦乗組、

鎮海軍港部附警備驅逐艦「蓮」乗組を経て七年四月横須賀鎮守府附となつてゐたが、潜水艦乗組

時代から艦長から模範將校として賞揚された。柔道二段、身長五尺七寸の偉丈夫である。酒は好むが性は極めて眞面目であつた。事件後高田の實家で「宏は幼時から利かぬ氣家でしたが、父母に叱られると泣き出し口惜しくて泣くのかときくと、悪いことをして申譯ないと思ふから泣くんだといふ風で、しをらしい子でした。……中學當時は水泳の選手で快活な性質の持主でした。今回のことは甚だ意外で……母親として私の不行届を世間へ御詫び申し上げる外ございません」と實母は語つた。實姉多嘉子さんは某婦人雜誌の特派記者として支那戦線に従軍し、その後北支にあつて支那民衆の宣撫教育に獻身的努力を獻げてゐる。事件當日、首相官邸組に加はり「問答無用撃て撃て」と連呼したのは彼である。日召に傾倒し、また權藤成卿氏に師事した。

**村山格之中尉**——佐賀縣小城郡北多久村相ノ浦に萬一氏の四男として生れ、大正十五年小城中學卒業と同時に海兵入學、昭和五年卒業同十二月少尉に任官して第十五驅逐艦隊に乗組み、昭和七年上海事變に陸戰隊員として出征、四月佐世保に凱旋とともに横須賀に轉じた。中學時代より成績優秀、佐賀縣育英會の補助を得た。海兵當時、同郷の關係で故藤井齊少佐と交りその感化をうけ、また少佐に連れられて護國堂に日召を知つた。

**黒岩勇雄備少尉**——佐賀縣小城郡東多久村別府の出身、大正十二年海兵入學、同十五年卒業して

少尉に任官したが、その後健康を害して退き、昭和四年三月豫備役に編入された。五年三月將來醫者を志して佐賀高等學校理科に入學、實家から通學してゐた。三上とは同期で夙に志を同じくしてゐた。事件當日は首相官邸組に加はり、山岸中尉の聲に應じて第一發を發射した。

**伊東龜城少尉**——青森市大野の出身、大正十四年青森中學卒業、昭和五年十二月少尉に任官し同七年「長鯨」に乗組んだが、上海事變勃發とともに出征し、三月三日開北の激戦にて脚部に負傷佐世保に後送された。事件當時は海軍病院に療養中であつたため、直接行動には参加しなかつたが、夙に故藤井少佐を通じて日召を知りその感化をうけた。出身地たる東北地方の悲惨な状態とそれに對する當局の無策が革新運動に入つた第一の動機であつたといふ。血盟團當時、小沼の兇行後ピストルの出所について臨床訊問をうけたことがあるが、公判に於て、本事件後も某國領事等を斃すつもりであつたと陳述して注目を惹いた。

**大庭春雄少尉**——嘗て軍事參議官、教育總監等に歴任した大庭陸軍大將の三男として生れ、七人の子女中父の跡を繼いだ唯一人の軍人であつた。昭和五年少尉に任官、七年潜水母艦「駒橋」乗組となつてゐた。村山、伊東と同期で、村山を通じて故藤井少佐と知つた。彼も當日の行動には参加しなかつたが、横須賀軍法會議に於ける伊東の陳述によれば、彼も事件後某國大使と某大將とを襲ふつもりであつたといふ。



林正義中尉——熊本縣飽託郡池上村に生れ、新々堂中學校の出身、昭和四年少尉に任官、六年十二月に中尉に進級し、七年には佐世保鎮守府附となつてゐた。その間故藤井少佐等青年將校と交り、また日召とも知つてゐた。彼は日召について「一見喰へない男だが、人情に富み奥ゆかしさもあり、海軍側に信用を博してゐた」と評してゐる。行動には直接参加しなかつた。彼は日頃人心の趣向を慨き「現代の教育は單なる知識の切賣で人間と人間との接觸がない。私は教育は愛だと考へてゐる」。また「……兵學校でも或教官に理想を質問したら、長官旗を掲げられる身になることだと言つた。教官の大部分がかくの如く榮達を理想とし、かゝる教官に教はる下士官兵の唱へる忠君愛國は、報酬的で榮達を念ふ賣買道德だ」（公判供述）と切言した。

塚野道雄大尉——鹿兒島縣肝屬郡鹿野町良太郎氏長男、大正九年八月少尉に任官、十四年大尉に進み、昭和七年休職となつた。當日の行動には關係しなかつたが、その間、昭和五年五月ロンドン條約の締結に憤慨して檄文を作り大將から中佐級までに宛て郵送、その際により二十日間の謹慎をうけたことがある。その時の事情を彼は「ある洋服屋が某將官のところへ行つて談偶、ロンドン條約に及んだところ、その將官は——こんな時によけいな口を出すものぢやないよ、へらす口を出せば首をチョン切られる、長いものには巻かれろぢや——と言はれた。その翌日堪らなくなつて檄文起草した」（公判供述）といふ。また同じく公判で、日蓮主義と國家革新運動につて

人類の救済、衆生濟度を徹底させ、現世に絶對平和を實現させるには、どうしても世界の單位たる國家そのものについてぶつかつて行かねばならぬ。世を安んじ國を安んずるを以て忠となし孝となす、世界の絶對平和を念願するのが忠孝で、日本を正義とし靈化し而して超世界人類を救済するのが日本の大使命である」と。

故藤井齋少佐——佐賀縣杵島郡福富村の出身で大正十四年海兵を卒業、昭和四年霞ヶ浦航空隊、同五年末大村海軍航空隊附となり同六年大尉に進級、航空母艦「加賀」乗組となつてゐたが、七年一月末上海事變に出征、二月五日真茹附近の偵察飛行中墜落戦死し上海事變初の空の犠牲者となり、後少佐に昇進した。夙に海兵當時より大アジア主義を掲げてアジアを白人の桎梏下より解放せんことを唱へ、その後昭和三年には海軍部内に王師會を結成して一期下の三上始め多數の同志を得、終始海軍部内青年將校の先頭に立つてゐたが、その間霞ヶ浦時代に水戸彰考館の雨谷氏を通じて日召と知り堅く相結ぶ一方、西田税等民間革新團體とも交つてゐた。日召は彼を評して「理窟のきらひな純情の男だつた」（公判供述）と言つてゐる。ロンドン條約當時は反對運動の急先鋒となつたが、一日伊東とともに山梨海軍次官（現學習院長）と會見、進言したことがある。藤井少佐を始め三上、古賀、黒岩、村山等揃つて葉隠武士の地佐賀の産であつたことも奇縁である。

## 5 陸軍士官候補生

後藤映範——大分縣大野町犬飼町出身、小學校時代より成績抜群、大分中學二年終了後大正十二年四月熊本幼年學校入學、昭和二年四月陸士預科に入學、五年四月士官候補生として歩兵第四十五聯隊に入隊、同年十月より士官學校本科生となる。熊本幼年學校時代から、校長の影響をうけて、維新史を研究し、陸士に進んで菅波三郎中尉の感化をうけた。國家革新を志すに至つた動機について、「四十三期生を送り出した後我々は將校の身分として重大なことは國體の本義を把握し壯丁を教育するが本分であると考え、その方面の研究に没頭してゐましたところ……社會の現状はこの本義に著しく反してゐるのを知りました」「君國のために死ぬる軍人をつくるのが根本の大精神であると思つてをります。國家革新のために慷慨楽しんで死に赴いたのはこのためであります。もう一つの影響は維新志士烈士の言行であります。……烈士に對しては宗教の如き信仰を持つやうになり、志士の歴史は私にとつて經典のやうな感がして居ります」と。(公判供述) 彼が愛讀した書として、北一輝著「日本改造法案」、同著「支那革命外史」、權藤成卿著「自治民範」、岡正篤著「日本精神の研究」、大川周明著「日本的言行」、竹越三又著「二千五百年史」、徳富蘇峰著「日本國民史」、頭山滿著「大西郷遺訓」その他「王政復古の歴史」、「フランス大革命史」等を列

舉した。菅波中尉に啓蒙され、またこれらの讀書によつて彼自身が感得した國體の本義に就ては「……一君萬民、天皇は國家意思の代表者であらせられる。従つてこれより生れた忠君愛國、また家長中心の家族制度、これが國體の特徴である。宇宙の大原則生命道は惟神の道であり、これは祖先によつて完成された。日月の運行、晝夜の別、風吹き雨降る生命現象は一定不變で間違がない。これ皆天の徳である。天の誠である。惟神の道は生命の大法則である。生命の大法則は誠の道である」(公判供述)と、士官學校では同級生より「昭和の松陰」又は「お父さん」と呼ばれてゐた。決行直前「生きて再び御目にかゝる機會がありますまい」と遺書を父に送つた。昭和八年七月二十五日公判を傍聴した彼の實兄九州帝大醫學部助手隆範氏は次の如く語つた「……弟の態度が少しも昔と變らぬのはうれしく思ひました。弟は昔は餘り物敷を言はぬ男でしたが、今日の雄辯に意外の感に打たれました。思想方面のことは自分も餘り深いことは知りませんが、歸郷した時なども一室に籠つて歴史等の讀書に耽つてゐましたが、或時その部屋から西郷南州の寫眞が四十枚も出て來たことがあります——とにかく弟が進んで責に任ずるの態度に出てくれたのは非常にうれしく思つてゐます」(昭和八年七月二十六日附東朝)

篠原市之助——昭和三年三島中學卒業後陸士入學、五年三月士官候補生として太刀洗飛行聯隊附となり同年十月陸士本科に入學、その間菅波中尉の薰陶をうけ、石關、八木、吉原、中島、坂元、

金清等を同志とする一方、權藤成卿氏の門にも出入して日召の話も聞いたといふ。革新運動に入つた動機については「士官學校在學中と在營中、國難に赴き大君の馬前に死ぬの思想を涵養され中隊長大熊少佐殿より——絶対且唯一の皇室のために生命を捨てて云々——の訓示がありました——士官學校は最後の陣地である——との御話もありました。私の皇室及び國體に對する信念は明確且鞏固に把握されたのであります」(公判供述——この時特別傍聽席にあつた大熊少佐は化石の如くなつて聞き入る)といひ、現下の社會情勢については「對外關係に於て、大正以後に於ける日本外交史は屈辱史である、——かくては遼東還附の二の舞なきや」「國防なくして何の國際協調ぞや」「王道に基く道義國家滿洲國を生かすは道義日本の義務であるのに支配階級にこの用意なく國內關係に於て支配階級は……である……刻下に於て敢然立つは軍人以外にならざるべし、更に「……國防は内閣がその責に任ずと豪語した。ところが上海事變に送つた飛行機は世界大戰末期のサルムソンではなかつたか、政黨は師團半減論、軍備縮小を唱へ軍部を壓迫しつゝけてゐる、しかし私は人それ自體を恨むのではない、制度により動かされる人を恨むのです。犬養閣下は立派な人でした、清廉潔白な民衆政治家であつたと承知して居ります。支配階級の犠牲として生命を落されました、全く御氣の毒に思ひます。私は支配階級が犬養閣下の逝去によつて覺醒し、その英靈を弔はんことを念願して止まないであります」と、驚愕みにした手拭

で目を拭ひ満廻を肅然たらしむ——(公判供述)。

石關 榮——故歩兵中尉貞次氏三男に生れ、米澤の興讓館中學を二年修了後大正十四年東京陸軍幼年學校に入學、昭和三年陸士入學、五年四月士官候補生として羅南歩兵聯隊入隊、同年十月士官學校本科生となる。第一師團軍法會議公判に於て「牧野内府は個人として犬養閣下は總理をその目標にしました」といひ、國家革新の意思を持つてゐる將校を知つてゐるかとの問ひに「陸軍の青年校將は全部だと思ひます」と答へ、最後に現在の心境として「悪い者の存する限り七度生れ代つても意思を貫徹する」と結んだ。

野村三郎——大正十四年東京幼年學校入學、昭和三年士官學校入學、五年三月士官候補生として歩兵第三十一聯隊に入り、同年十月より士官學校本科生となる。公判にては、カフェー、喫茶店の濫増、エロ・グロ、ナンセンスの氾濫、アメリカニズムの横行等、現代世相の浮薄頹廢を慷慨し「皇道を宣布するには日支が提携しなければならぬ、そのためには支那の背後に動く力を打倒しなければならぬ」と力説したが、四年後支那事變が勃發した。

八木春雄——愛媛縣出身、昭和三年今治中學卒業とともに陸士入學、五年三月平壤飛行聯隊入隊同年九月より陸士本科生となる。士官學校時代より朝鮮問題に興味を持ち、平壤飛行聯隊も自ら志願したのであるが、朝鮮研究の上内鮮融和に献身するつもりでゐた一方、篠原、野村、菅等と

菅波中尉を訪ねるうち遂に捨石的革新運動への決意を固めるに至る。決行當日、靖國神社に集合した際「皆様御苦勞様でした、問もなく私も側に参ります、……………」(公判供述)と私かに祈願したといふ。また公判にて何か死装束でもしてゐたかとの問ひに答へて「シャツ、ズボン凡て新しいのに取替へ士官學校マーク入りの手拭を腹に巻いてゐました」「遺書は両親、兄宛に書きました。士官學校を出る時鉛筆で封筒に以て一死盡忠と書いて提出しました、内容は我を捨てて國家の大義につく云々でした」と。支配階級の墮落については、四坂島の別子銅山製煉所の煤煙問題で某知事が一代議士の運動に動かされ、煙毒による農村の迷惑を無視して銅山の肩を持ち、退職の際會社から三萬圓を貰つたと、故郷で見聞した實例を挙げて國民の自覺を要請した。

坂元兼一——大正十四年小林中學二年より中央幼年學校入學、昭和三年同校卒業とともに肺尖カタルを患ひ歸郷して靜養、健康の回復を待つて陸士豫科入學、六年四月會寧歩兵聯隊入隊、同年九月より陸士本科生となる。少年時代より頭腦明晰を謳はれ前途を囑望さる。國家革新を志すに至つた動機について現代教育の弊を痛罵す。「小學校教員の轉任が政黨に支配され、入學も亦政黨に支配される、恐るべきは小學校教員の赤化である。それはまた小學生の赤化を意味する、その背後にあるものは政黨ではないか」(公判供述) 國務大臣の收賄、共產黨の跳梁を見て遂に意を決するに至つたといふ。「期下であつた彼が同志間の連絡に當つてゐたことは前述の通りである。

吉原政巳——大正十三年都城中學入學、成績拔群、十四年四月熊本幼年學校入學、昭和二年同校廢校となり廣島幼年學校に轉じ、昭和三年四月陸士豫科入學、五年四月野砲第一聯隊入隊、後本科生となる。砲兵科の首席で二ヶ月の後には恩賜が待つてゐた。國家改造運動に入るに至つた動機について「……………將校となつて壯丁を教育するにはまづ國體の研究が必要であると思ひ、その研究に没頭したのであります、偶、要視察兵が多といふ話を聞きましたが、その大部分は豫後備兵で、これは社會の現状が然らしめたものであると思ひました」と。更に郷土の士風に影響されて早くより大西郷に傾倒、——西郷の「名もいらぬ金もいらぬ名譽もいらぬ人間程始末に困るものはない」といふ遺訓に深く打たれ、坂本龍馬は嘗て西郷を馬鹿な奴だと評したが、非常時日本の要求するのはえらい奴ではなく、この馬鹿な奴だ——と喝破、また「……………國難を彼等に任すことは出来ない」とて政黨財閥の結託を例を擧げて慨き、全村差押の憂目にあつた郷里福島村の窮狀を聲涙ともに下る言葉で懇へた。(公判供述)

中島忠秋——山口中學を一年から抜群の成績で通し昭和三年首席で卒業とともに陸士入學、五年三月野戰重砲第四聯隊入隊、同年十月本科に進んだ。實父千然氏は日露戰爭の勇士で陸軍少將であつたが昭和五年逝去。また某家に嫁いだ實姉は昭和六年二夫に見えずと夫の墓前で自殺した。

家は母と妹の二人暮しである。祖父は茨の藩士、吉田松陰東上の際には護衛随行したといふ。夙に松陰の遺風に感化された。當日祖母の守刀を懐にして参加し、決戦に生き残つた時には自刃するつもりであつたと語る。(公判供述)

**金清 豊**——小學校時代から秀才の譽高く、大正十二年山口中學に入學、中島とは同級であつたが二年修了後熊本幼年學校に入學、同校廢校と共に廣島幼年學校に轉じ昭和三年陸士入學、その間吉原とは引続き同期であつた。五年四月より平壤歩兵聯隊に在營、十月より本科へ歸校。公判にて萬邦無比の國體を論じ、一君萬民の大精神さへあれば他に何も要らぬと説き、最後に「今でも狀況の變らぬ限り飽くまでやる覺悟です」と述べた。

**菅 勳**——水戸常盤神社の主典孝次郎氏の五男として生れた。生家は代々水戸家の歴史學者で祖父は大日本史の編纂に従事した。昭和三年水戸中學四年より陸士入學、五年四月八木とともに平壤飛行聯隊に入隊、その後本科生となる。「行動計畫書に年長者絶對服従の一節がありましたため、決行に當つて自主獨立行動がとれなかつたのは私の不覺で残念でなりません」と當日の行動の不始末を悔いた。(公判供述)

**西川武敏**——大正十三年修猷館中學を経て熊本幼年學校入學、昭和三年陸士に入學、五年春より龍山歩兵聯隊に入營、秋より本科生となる。實家は呉服商、嘗て戸山學校在學中軍神橋中佐の訓

育をうけた父の許に幼時より家庭教育の影響をうけ、幼年學校、士官學校を通じて國體の研究に志し一死報君國の信念を強めた。一方左翼思想の浸潤を憂へてその究明にも努め、河上博士の「マルクス主義經濟學」を始め「新經濟史觀」「賃労働と資本」等左翼文獻も涉獵讀破した。直接行動を選んだ理由について「東北農民の悲惨な狀況を聞き、更にその子弟が滿洲事變に動員されて行つた時、私は品川驛でこれを見送つて、何故か固くシャッターを下された列車の窓の中から悲壯な萬歳の聲を聞いた時、私は深く決心するところがあつた。而して當時東北、北海道代表が井上藏相に面會に行き度々拒絶された後漸く會へて而も何の得る所もなかつたとのことに、こんな内閣では到底駄目だと政黨政府打倒の考へを深めた」(公判供述)と言ふ。

**池松武志**——鍛冶業龜次郎氏五男、大正十五年鹿兒島縣立出水中學三年を修了、十五年四月軍人を志して東上、本郷區の造士舎に入り私立海城中學に通學、昭和三年同校卒業とともに陸士、海兵兩校ともに合格、陸士に入り、一年休學の上六年四月羅南の野砲聯隊に入隊、十月本科生として歸校したが、國家改造問題に關し文書を印刷配布した廉により七年一月退校處分となつた。爾後菅波中尉の指導をうけ、陸海軍側の連絡にも當つた。事件當日は坂元、菅、西川等とともに内府邸を襲つたが、既に士官學校退學後の事として軍法會議から除外され、愛郷塾生等と共に民間側裁判に附された。直接行動を選んだ理由に「軍人は合法的には政治に參與することを禁ぜられて

ゐるから、非合法手段によるの外はなかつた」(公判供述)と述べた。

#### 6 橋と農民決死隊 (公判供述に據る)

橋は明治二十六年水戸市の水戸家出入「御紺家」なる舊家に生れ、人生の深奥を究めたい、親に孝養を盡したい、救國済民の人格者になりたい——との三つの念願を抱いて大正元年一高英文科に入學した。在學中は西洋哲學、經濟學、生物學、社會學等の書を精讀したが、そのうち石川三四郎著『西洋社會運動史』、北一輝著『國體論及び純正社會主義』の二書に最も感激を得たといふ。ある深夜教室に獨り静坐中、ふと天地自然の大愛を悟得し、一切の學業を捨てて歸郷を決意するに至つた。一高三年の時である。一高「帝大」知事、實業家等様々の榮達を夢みる級友達は卒業を前に飄然故土に還るといふ彼を、異様な感慨を以て上野驛に見送つた。

それから十八年、彼は汗を流し土に親しんだ。その間妹を林正三に與へて兄弟村を建設する一方昭和四年には後藤園彦等に仰がれて愛郷會を、六年春には代議士風見章氏、縣當局の援助を得て愛郷塾を創設して、農村青年の啓發に努めた。「愛郷道の精神は人間としての心身の安住の地即ちふるさと、天地大自然のある所、額に汗の滲む所にあり」と説き、塾の指導精神たる大地主義、兄弟主義、勤勞主義については、「近代人が自然の征服などと稱し自然を厄介視するばかりで、大

自然の恩恵に少しも氣づかぬのは誤りだ。兄弟主義とは讀んで字の如くだが、現實にはそれがなかなかわからぬ状態である。勤勞とは埒子に對する、また私達が作物に對する氣持で、朝早くから入塾を汲みとつて撒いてやる心算だ」と言つてゐる。また「現在の社會を見るに、人々の眼の中にあるものは唯土のみの有様である。私はこの近世西洋唯物主義からの解放を絶對に必要と感じ且その方法に愛郷道精神を以て導くの外はないと確信した。要するに、塾の精神は人格を以て人格をつくるにある」とも言ふ如く、知識の切賣を事とする教師、一種の職業紹介所に過ぎざる大衆を現出せる現代教育を排して、塾生の塾費は米納とし、教師に對する月給は十圓乃至十五圓とした。かゝる愛郷精神によつて農村青年を啓蒙すると共に、一方愛郷農法を實踐して共同日當自足をはかつた。朝は太陽とともに起き出で、兄弟の如く睦みつゝ、終日汗を流して大地と親しむそれは平和な建設に満ちた理想境であつた。

彼は、日本の土地狭小な所へ農村人口は無闇に増加するから農村が窮乏するといふ所謂人口問題、西歐流俗論として斥ける。現在の田畑は總計六百萬町歩だが、山林中でも傾斜十五度以下の耕作可能地は三百八十萬町歩に上り、まだ〳〵農民を待ち焦れてゐる土地は到る處にある。又たとへ土地増加がなかつたとしても、我々の努力で一段當り二石の米を三石四石に増すことも出来る。マルサス主義等といふものは我々日本人を夜盜蟲としか考へぬ愚論だ」といひ、内地農村

の根本的改革なくして、徒らに消費開費を叫ぶ如く人口食糧政策を早急な述論として排撃する。

現代農村崩壊の眞因は、決して人口の増加や土地の狭小にあるのではなく、近世西洋唯物主義の排土性、または資本主義の排農性にあると指摘する。それは當然、商工萬能と都市獨占を招來し人と物を失へる農村は衰亡の一途を辿る。農村の村會議員、縣會議員が最も非農民的な人々である許りでなく、農民それ自身農民たることを恥しがり、私の所の塾生までが、入塾當時は近所の娘に荒くれ立つた手を見られるのが嫌さに懷手をして歩いた状態だ……現在の日本には眞の農民は一人もゐない——かくて農村に人物なく、「農村の負債總額は全國で約四五十億に達し、その金利は年々みな……大銀行系統資本の中に流れ込む」——かくて不利な市場關係に立つ農民は到底都會商人の敵ではなく、農村の物は凡て都會に吸ひ取られ、農民自身までが都會主義的傾向性に觸されて、本來の勤勞主義を捨てて算盤主義に走る。

而も平時は爲に於て田を耕し、一朝奉れば兵となる、國民精神と國民保健の根幹をなす農民こそは、國家の本本である、農村の國家的重要性とその現状について

「三越の屋根にペンペン草が生えても日本は亡びぬが、五百萬戸の農家に雨が漏つては日本は一體どうなるのか、しかも悲しいことには、我々の老父たちは血の出るやうな金を貯へ東京見物するのを終生の楽しみとしてゐる」と嘆く。都市の集中性を匡し農村の頽廢を救ふ道として、徹頭

徹尾愛郷精神を説く彼は、農本主義による改革の輪廓を次のやうに提示する。

政治組織——今の政黨は何事も金によつて動き、議會は決して農本民本ではない、これを根本的に改造するには、議員を眞の農民、職業層民の代表とすること、眞の民意に立脚する政治の基礎構成要素として、農村に三十萬乃至五十萬から成る農民クラブを組織し、共同組合化した新興農場を考案。

經濟組織——國民協力の共同組合組織により市場經濟を統制する、かくて勞働市場は組合の統制により解消し、搾取なき經濟狀態を現出した上に、更に金融及び土地の國家管理を行ひ、その土地は有償で國民に頒ち、累進的な土地税、相続税、資本税等を課して大農の不當集中を防ぐ一方家産法により小農を保護し、各自をその土地の上に安住せしめること。

共濟組織——國民共同の精神で凡ゆる保險事業を國營にする、即ち共濟組合で一切の保險事業を經營すると共に、積極的に國民保健の改善、冠婚葬祭等を擔當すること。——その他教育改革論として人物本位の教育を力説する。

彼の所論の強みは何よりも實踐を伴へる所にある。一言一句が汗の言葉であり、土の聲なのである。彼は既にその理論を愛郷塾に實踐してゐた。而も極端な農村の窮乏と爲政者の無力、一方に日召、古賀等との交渉は、遂に彼を不慮の行動に驅つたといふ。

——金解禁(註、昭和五年一月)直後政府の「國民に金解禁によつて困ることはない」との言明にも拘らず、一番悲惨だつたのは農民である。當時米は石三十圓から十三圓半にまで暴落した。……米を作る農民が一番米が食へぬ、我々の間には五月だといふのに新米を食ひ始めるといふ言葉が流行してゐる、その意味は九月にとれる新米を擔保に地主金持から米を借り食ひなぐことをいふので、而もこの事實は年々四月三月と早められて行く。

——昭和五六年度に於ける農家の收支不足額は全國で優に七千萬圓を突破し又作物は十二億圓の暴落を蒙つてゐる……農家の生計はどんなによく見積つても收支相殺出来ればせいぐで何一つ残らぬ、而も農民とて病氣に罹れば醫者にも診て貰はねばならぬ、着物も着なければならぬ又年老いた父に一杯の酒も飲ましてやりたい……農民は借金して親孝行をしてゐるのだ。

金解禁したかと思へばすぐ再禁止(註、昭和六年十二月)、増加する農村の窮狀、反對にその都度甘い汁を吸ふ政黨財閥の關係を猿蟹合戦に譬へ

——農民は蟹のやうにインフレといつてはむすびを取上げられ、デフレといつては折角の柿の實をとられ、一年句の果は瀕死の狀態に突落されてしまつた。

——この際農村に自力更生等の出来る模様は絶對になかつた……生絲市價安定法、金融保償法等は徒らに問屋筋の懐を肥やしたに過ぎず、又彼の農業救済、農村漁村臨時対策低利資金等ら

昭和五年一月

××の農村に於ける金解禁

——滿洲の野に働いたのは何處の兵隊か、しかも東北は飢饉に瀕つた時、農民は肥料を買ふにも資金の融通をせよと出た。……豆類は五割の騰貴を見せてゐる。……香たぐでやつてもよい位に、彼は買占めをやり、その結果七年反に於て豆類は五割の騰貴を見せてゐる。

——更に裁判長、この一票を御き下さい……井上日召等血盟團が檢舉された當時、隣家の一農家の所に血相をかへ、駆け込み「七人の子を抱へて借金に頼み、偶、税金を滞納した所忽ち捕らへられ役人が来て、我々の生命より貴い親を持つて行かうとした、餘りのことに思はずカツとつて傍の馬制棒をふり上げ、持て行けるものなら持つて行つてみると大聲を擧げた所、役人は怒いて逃げ行きました、……先生、井上らはやりましたナア」と涙を浮べて懇へました。これをきいて私はもうとてもぢつとしてゐることが出来なくなりました、そこへ恰も古賀清志がらの手が差伸べられたのです、裁判長、これでも我々は黙つてゐられたでせうか——

——頼に流れる涙を拭ひるあへず懇へれば、滿廷聲なく、所々啜泣きの聲さへ聞える。

——日召も常に申しました、「今の世の中にはお山の大将になりたがる奴は澤山あるが、縁の下力持ちになるものは一人も居らぬ」と。我々が國家を論ずるのもたゞ國を生かす一念からです



而して今回の擧は、天我れにこれを命じ、時我れにこれを決せしめたのであります……我々の精神は身も心も國に捧げつくす赤誠心のそれあるのみです——（引用は凡て東朝所載公判供述に據る）。

五月十二日滿洲へ發つた彼は、五月十五日事件當日奉天に着き、翌十六日新京着、驛頭で號外により事件決行を知り、十九日頃まで同地に潜んでゐたが、二十四日に哈爾濱に走り、そこで全心を傾けて「國民共同體王道國家農本建設論」の筆を進め、三週間がかりで脱稿、その後心身の恢復を待つて同地に自首した。

彼が塾生等を後に滿洲に走つたについて種々取沙汰されたが、後日公判廷にて次のやうに言つてゐる「自分のやうに身體の弱いものがゐては眞先に捕ると思つたからだ、今から考へれば實に御恥しい次第です」……自己辯明は潔しとしますが、唯一言、天野屋利兵衛的かも知れませんが、——橋孝三郎はこれでも日本人でござい——と申上げたい」と。また事件後は塾生の滿洲移住を考へてゐたが「襲撃後逃げられると思つてゐたのか」との間ひに「さうです、あまりにも存氣」と苦笑した。

彼は愛郷塾にあつて、既に建設的な實踐を躬行してゐた。それ以外のことは、むしろ彼の役割ではなかつたかも知れない。

故藤井少佐も、革新成就後の建設仕事を彼に期待してゐたといはれ、日召も彼の人格識見に深

く傾倒しながら、破壊はその任に非ず、建設に當れと絶えず勸告したといふ。自首前、身を潜ませつゝ、農本建設論の執筆を怠いだのもその邊の事情が考へられる。

變電所襲撃農民決死隊長の任に當つた後藤國彦は、元縣會議員の次男に生れ、水戸農學校を卒業、茨城縣那珂郡柳河小學校の訓導となり、川田小學校に轉じたが、その頃より愛郷塾に出入し昭和六年末辭職、華教師少年係となつた。蹶起した具體的原因については「農村の現状みたらりと云ふ

——昭和四年五月の或る朝、朝禮の席で受持兒童の二人が倒れ、それが缺食のためと知り、驚いて調査すると、朝食抜きものは相當多く、晝の辨當のお菜は梅干とたくあん、の切端であつた。而もある家では飯が食へぬから學校に行くな、學校で倒れては外聞が悪い、家で倒れろと云つてゐる有様です——

彼はその頃、六十五圓の月給を毎月匿名で、缺食兒童へと警察に郵送し、二ヶ年餘りもそれを續け、自分は一日一食にして、二食分を人知れず缺食兒童に與へた、そして偽善者風な誤解を避けるため敢て橋にも誰にも打ち明けなかつたのだといふ。

——身は獄中にありながらも三度の食事の度毎に、これらの兒童に分けてやりたく思ふ——と

沁々と述べ、こゝら缺食児童に對する縣及び學校當局の無能ぶりを痛嘆する。一方茨城縣教育疑獄の實情を指摘し

——平訓導が首席訓導になるには××圓乃至××圓、校長になるには××圓乃至××圓、縣視學となるには××圓といふ相場だ——

と、更に村吏村議にまで及ぶ政黨禍を陳述した。(公判供述)

林 正三——水戸中學校より東京美術學校洋畫科を卒業、水戸市大成女學校に圖書教諭をしてゐたが「農村の實情を見るにつれ、ウツと繪を畫いてゐるやうな單純な氣持になり得ず、漸次農に歸り、橋の主義に共鳴するに至つた」橋の妹と結婚し、音楽學校出身の次妹等と共に兄弟村を建設の教團となる傍、無機關誌の主宰をしてゐた、公判では

——今の農民は「生きられるなら生きる、死ぬなら死ぬ」と全く有難い自由を與へられたもので、米櫃に封印が貼られ、自分を買つた米は食へばかりか、萬事休してその封印を破つたがために、換言すれば自分の作つた米のために、身に繩がかかるのです——

と切實に農村の實情を述べた。事件當日は後方監視役として熟にあり、十六日檢擧された。

春日佐義、木下、大井明幹、編五百枝、横須賀喜久雄、矢吹正吾、温水秀則、小室カ也等は總て塾生

橋は、小……、七月三日水戸中……、警……をしてゐる父の反對を抑

し切つて人……、いふ……、五月三日凱旋して行……加はつたが、美道二段、暴風の被害としてその身邊を衝つた。高根澤與一は水戸市の納豆屋に……、遂に出入し……と知り、大貫……は

川秀彦、墨澤金吉、照沼操、川崎長光は、血盟團の殘留組ともいふべく、總て日名の指導感化を受けた。米崎小學校の訓導をしてゐた川川は「私は社會の革新は子供を教育することによつて成し遂げられると思つてゐたが、却つて社會の醜惡から教育に及ぼす影響の餘りに強いのを體驗し、こゝに於つては改革の必要を……するに至つたのであります」(公判供述)と言つてゐる。血盟團の言内といひ、本件の後、川川といひ、みな小學校の教師であつたことは注目された。

奥田秀夫——以上のいつれの民間グループにも同じしてゐない。朝鮮の中學卒業後上京して明大に學んだが、血盟團の四元とは朝鮮時代からの友人であり、思想的に互に共鳴してゐたが、四元を通じて吉賀甲尉を知り、單獨にて今回の行動に参加した。三菱銀行の襲撃はむしろ失敗に終つたが、被自身「最初三菱銀行に行つたがまだ人が働いてゐたので、その家族のことなど考へると手が鈍つた」と公判に述べた。

事件の公判は陸、海、民間と別々に行はれた。先づ海軍側は、事件後一年の昭和八年七月二十四日より、高須四郎判士長（海軍大佐）の下に、横須賀海軍法會議法廷で開かれ、續いて翌二十五日からは、東京青山南町第一師團軍法會議法廷に於て、西村琢磨判士長（陸軍砲兵中佐）の下に陸軍側が開かれた。民間側は稍、遅れて同年九月二十六日より、神垣裁判長の下に東京地方裁判所に開廷された。

公判に立つた彼等の言動は、陸海軍側と民間側とを問はず、すべて愛國の赤誠に一貫された。公判記録こそは國民思想教育の好個の資料であらう。殊に二十歳代の純真そのもののやうな青年らしさは、或は事件そのもの以上に多大の感銘を與へたやうである。世上特にインテリの多くは本事件を目して或はファッションだの右翼だのと事もなげに批判したが、一點の私心もない彼等にとつては、それは自ら關心の外であつたらう。而も皮肉なことに、當時歐米の諸新聞は、悉くそれと同じ意見を吐いたのである。

## A 海軍側

三上中尉は言ふ。

「維新も革命も同一義である。これに關する英米及び支那のやゝこしい議論は必要がない。凡てを日本的に解釋し、日本的に實行する以外に私は方法を知らない。祖國日本の精神に反するものを排するに當つては、政治家、財閥、軍閥の何れたるを問はぬのである。我々の運動は左傾にあらず、右傾にあらず、共産黨を排するは勿論ながら、ファッションを以て日本を救ふ道なりとする如きは最大の誤謬である」

「私慾と權勢を欲するものが上にある時、國政は亂れ、國民は塗炭の苦しみをうけ、外國の侮りをうける。國家はなか／＼滅亡するものでないとの氣休め考へを以て、我々のやるのを餘計な」と考へるのは間違ひである」

「……私は上海事變に出征して感じましたが、陛下の萬歳を叫びつゝ靜かに倒れて行く無名の英雄が、暗澹たる上海の戦況を刻々輝かしい勝利へと導いて行つた。我々の輝かしい彼岸は、この無名の戦死者の雄々しい努力で出来るものである……」

「……我々は勿論自惚れて志士と稱し、國士として自ら任ずる如き名聞の徒でない……」

「……時は來たり起たざるべからずとし、起つべくして止むを得ずして起つたのが我々である。私共は既に覺悟してをり、覺悟の上の決行でありました。この覺悟たる單なる死生の覺悟でな



頼をたゞ、とれもこれも一つも信用出来ぬ、このまゝでは日本は顛覆するだらうと思ひました」  
(中尉中尉)「ロンドン」……一場の芝居だ、山下大將をして——

254

願くば我が將士よ、國防を完うせられたい——と悲痛な遺言をさせながら、……恬然たるものは何事か「黒岩少尉」……萬一尙海軍の認識に缺くるものありとせば、我々が敢てとらなかつた判腹を私から彼等に要求したい、××の迷へる處とともに我々は彼等を憎む(三上中尉)、「……××××を生かし、海軍を刷新するは裁判長閣下の忠誠心に俟つ外はありません、腹を切る術を知らずして、未來の提督たらんことを願ふことなかれ、來る日○戦争に捨てらるべき命をこれに先だつて捨て、國家刷新のため裁判長閣下の御英斷を御願ひするのであります(山岸中尉)九月十一日に至り山本檢校官の峻烈な論告があつた、そのうちの「事件の動機」中「三、ロンドン條約に關し」ては次の如くである。

——ロンドン條約なるものの兵力量その他軍事的專門的問題については門外漢たる吾人の批判すべき限りではないのでありますが、たゞ問題とする點は、當時の政府當局は果して本件條約案に關し軍部側の同意を得たりや否やの點に存した様であります。

然しながら斯くの如き事實の問題は、交渉の任に當りましたる二三當局者の間に於てのみ知悉し得る極めて機微なる問題でありますから、部外者たる者は何人と雖もその真相を承知するを得

ざる筋合のものであります。(中略)本件條約案は長々も大皇の諮詢に答へ主要なる國事を審議致しまする憲法上の機關たる樞密院の審議を経てあるのであります、加之重要軍務の諮詢機關たる海軍軍事參議官會議の諮詢をも經てるのであります。

かくの如く慎重審議の上成立したる次第でありますから、その經過に關し各機關の間に多少の經緯があつたとしても、これを以て直ちに被告人等が統帥權干犯の事實ありと見たるは首肯し能はざる所であります、又所謂上奏阻止の問題については尙公判廷に於てはこれを肯定する何等の資料もありませんから、單に被告人等の陳述は根據なき陳述として聞き置くに止むるの外ありません。

被告人等は……まだ複雑なる世故に慣れて居りません、従つて……種々なる處士横議の徒と相交りまして彼等の言ふ所をきき……凡て眞實なりと信じ遂には本件條約に直接關係なき某々將官をも非難攻撃するに至りましたることは……海軍軍紀のため洵に遺憾な次第であります……かくの如き問題を深く考究せず、確實なる資料に基づかずして彼等批判致しますることは、軍紀上大に戒飭すべき問題であると信じます。(後略)——

この論告は公判の經過如何と注視してゐた海軍青年將校達を少からず刺戟し、各クラス會の有志將校約百名は、十二日夜水交社に集り論告反對の決議をした。翌十三日、さきに五十四期生

255

(註三上、黒岩、日明生)を代表して特別辯護に立つた朝田隼六少尉(今次の事變で戦死)は、再び立ち、公堂に……

「我等はこの見解に對して軍人として大なる侮辱を感ずるものである、苟しくも海軍武官にしてロンドン條約に憤慨せざるものがあつたか、檢察官は兵力量のことには、お前等海軍將校の知るべきことではないと言つてゐるが、將來の日本海軍を背負つて立つ我々が、これを知らぬで適ふものか(中略)この論告は海軍青年將校の斷じて承服し得ぬ所である」(八年九月十四日東朝)

と補充辯論を行つた。十四日の朝には、軍令部の中佐以下全將校が論告に反對し、酒井中佐を代表として高須裁判長に對し、「裁判長の御明鑑を仰ぐため御參考に供したい」とて、決議文を提出したが、その後論告反對機運は全海軍青年將校に及ぶ勢ひを示した。十六日、塚崎直義辯護人より——「小學校教員から一論告に従へば小學生に忠君愛國を何と教へたら良いか、ヂレンマに苦しむ」と質問の手續があつた——旨を報告した後、林辯護士は

「檢察官は被告等が批故に憤れざるが故に誤つたといはれるが、私をして言はしむれば、批故に憤れざるが故に、その見る所明鏡に物を映すが如くである、批故に憤れたるものは、……

……」(八年九月十七日東朝)

「檢察官が十九日間の事實審理の法廷で被告等の陳述をきながら、かくの如き裁斷をするのは化石である……私も檢察官も明治の人間だ、若い人の氣持になつてこの人達のやつたことを考へてやらねばならぬのに、この論告は實に血も涙もない……統帥權干犯がなかつたからこそロンドン條約を軍事參議官が認めたやうに論告されたが、軍事參議官會議では——兵力量に關する項は從來の慣行によつて處理す、この場合に於て海軍大臣と軍令部長とは意見一致さるべきこと——と覺書を作つた、この事實は干犯されたからこそ覺書の要があつたことを證明してゐる」と情と理を併せ辯じ、更に政界革新は嘗て自分も企てたが全て失敗に終つたことを告げ、被告の前に愧怍たるものありとて、その行動の止むべからざりし所以を力説し、「これをしも認識不足なりといふが如き檢察官は分つていふのか、分らぬでいふのか、判つてゐていふなら殘念、分らぬでいふなら低能である」とまで痛論した。これを聞く山本檢察官はたゞちつと頭を垂れるのみであつた。

(八年九月二十一日東朝)

それより前九月十五日の夜、長野縣上諏訪町河西七三郎(五七)といふ老伍長は、家人の留守中剃刀で右頸部を切り自殺を遂げたが、膝の前には海軍側の論告求刑を載せた十二日附の新聞が血に染つてゐた。また翌十六日、折から満期となつた横須賀海兵團退團兵一千餘名は、退團式後營門を出るや、在郷軍人の資格に於て「吾人は義憤に立てる志士我將校が今まさに獄門に下らん

とするに當り、國家を思ふ高潔なる義憤を誤解せられ、或は世相に惑へりとせられ、妄斷なりとせらるるは、部下として心外の極みなり、裁判長の御明鑑を仰ぐとともに、我々は被告將校の減刑を數願して止まざるものなり」との嘆願書を特別辯護人を通じて高須裁判長に提出した。

公判前後を通じ、陸軍諸將星を始め全國から寄せられた減刑嘆願書は夥しい數に上つた。十一月八日、海軍側辯護人團の發表によれば、その數は百萬を越え、そのうちには血書血判あり、婦人子供からのも多く、滿洲、朝鮮は勿論、上海、ロサンゼルス等海外の日本人會からのも多數あつたといふ。されば黒岩豫備少尉は

「古人は知己を百年の後に待つといふが、今や幾千の知己を得て、生を享けて以來始めての幸福を味つてゐる、たゞ檢察當局に御願がある、それはお前達は被告なりとの對立觀念を捨てて、共に日本人として日本を直視して下さいとの御願ひである、日本の現狀は我々の血を湧かし、切々として懇へるものが果してないであらうか」と自ら慰め且懇へたのである。尙彼は豫備にも拘らず、軍法會議に附されたことを感謝した。

## B 陸軍側

士官候補生十一名の軍人らしい率直純眞な陳述は一入感銘を與へた。最初に立つた後藤候補生

は行動の理由について政黨、財閥の醜狀を挙げ、更に

「……農村疲弊は心ある者の心痛の種であり、漁村然り小中商工業者また然りです、殊に一昨年秋は東北地方は不作のため農民は慘苦を極めてゐた。軍隊の中でも農兵は素質がよく、東北農兵は皇軍の模範である、その出征兵士が生死の際に立ちながら、その家族が飢に泣き後顧の憂ひあはるは全く危険である、この東北農民の窮民問題は全く捨てて顧みられない、財閥は巨富を擁して東北窮民を尻目にかけて私慾を逞うしてゐる、一方東北窮民のいたいけな小學子弟は朝食を食へず学校へ行き、家族は腐つた馬鈴薯を擦つて食べてゐるといふ窮狀である、之を一日捨てて置けば一日軍を危険に置くと考へたのである。之がためには徒らに看板のみを掲げてゐる政黨財閥を打倒する外はないと感じたのである。」「……我々は士官候補生であつて、現實に大御心を惱ませ奉る重大事であると思ひましたが、……」

「……かなくては國家は滅亡あるのみと深く考へてゐました、革新の烽火を擧ぐるは……」

「……以外に何物もない、軍人が決行したのは何人にも任せる譯に行かない重大事であるからであります」と述べた。

現在の心境については、一様に七生報國の決意を示した。

——生きかはり死にかはりても盡さばや

七度 八度 大和魂

といふ歌があります、現在の私共の信念は、國法の命する所に違ひ御嚴罰を望む次第であります。しかし私共は生きかはり死にかはり、日本が良くならぬ限りはこの信念を貫くつもりであります——(後藤候補生)

——事件以來一年沈黙考を續けた結果、更に燃える鐵血魂の一念は愈、固きものがあります。大御心を惱まし奉り、軍紀を冒し國法に背きながら、五月十五日當日一同揃つて自刃しなかつたことは、その罪萬死に値します、どうか極刑にしていたゞきたい——(篠原候補生)

——楠公七生の通り身は亡んでも君國のために盡す覺悟を持つて居ります——(西川候補生)

——報國の赤誠益、固いものがあります、今後とも皇道宣布に邁進するのみであります——(吉原候補生)

また各人とも決して巷説に附和雷同したのでもなく、海軍側に盲従したのでもなく、飽くまで独自の信念によつたものであることを語つた。八木候補生は「……機會をみて我々だけでも起つて信念を斷行しようと思つてゐました」といひ、後藤候補生も「我々も以前から決心したことはあり、共に蹶起を約しました、決して海軍に引ずられてやつたものではありません」と言つてゐる。海軍側が一應戒嚴令を豫想してゐたに對して彼等はそれを否定し、決戦とともにその場に對

死すべきところ、海軍側の統制服従のため已むなく自首に及んだといふ。石關候補生は「海軍は事件後來るべを戒嚴令を豫想してゐたといふが、私共は……討死するつもりであつて、海軍のやうな結果を豫想してゐなかつたのであります」といひ、野村候補生は「私は海軍側と異つて、首相官邸で決戦があり討死すると思つてゐました」。彼等の多くは既に遺書を殘したといひ、吉原候補生は、決行後死に直面した心境を「嘗て感じたことのない爽やかな氣持だつた」と述べた。

七月二十七日公判第二日目、この日畏くも朝香宮殿下には、特別傍聽席に台臨、終始御熱心に傍聽遊ばされた。宮殿下が軍法會議に御成りになつたのは始めてのことであり、法廷は一入の緊張を見せた。

公判を通じて、西村裁判長は「汗を拭け」「麥湯を呑んでもよいぞ」との溫情を示したが、その都度若き候補生達は、涙に咽んだ聲で「ハイ」と答へ、更に陳述を續けて行くなど、幾度か感激的な場面を展開した。政黨、財閥の非を衝いては、烈日の氣概を眉宇に漲らせ、農村の窮狀を懇へては、聲涙ともに下るの陳述に、暑熱の法廷は肅として聲なく、聽くものの感動を誘つた。

——陸海軍公判が漸く白熱化した七月二十九日午前十時頃、永田町の首相官邸に労働者風の男



が圓ククで乗りつけ、祕書官に面會を求めたので、警衛の巡查が詰所に連行して取調中、便所に行きたいとて立上るや否や、突然懐中の短刀を取出して割腹を企てたが、逸早く巡查に制せられて左腹を擦つた程度に止まつた。この男は三重縣津市相生町柏木關秀（二七）といひ、前夜上京したもので折柄開かれてゐる五・一五事件竝に血盟團事件の減刑運動の犠牲とならうと、奉書に認めた嘆願書を所持してゐた外、別紙に、相濟まぬこととは知れどこの世をば今日を限りと我は行くなりと辭世の歌を残してゐた——（昭和八年七月三十日附東朝夕刊に據る）

傍聽人有志から始められた減刑運動は、次第に擴大して全國に及び、九月十九日までに裁判長辯護人或は大臣等の許に送られた減刑嘆願書は、實に三十五萬七千餘通に達した。——八月十八日荒木陸相に宛てて、新潟市白山浦河野利治といふ未知の人から一箇の小包が届いた。官邸で開けてみると桐の箱に九本の人間の小指が入つてゐる。それに五・一五事件の減刑嘆願書が添へられ「就ては我々の微意を表する意味を以て小指を切つて閣下に捧呈する、いつでも一身を捨てる覺悟である」と九名の署名がしてあつた——（八年八月十九日東朝）。官邸ではアルコール漬にして一先づ保管することとしたが、この九本の指は、翌十九日陸軍側論告求刑の當日、嘆願事實に關する参考として軍法會議法廷に持出され、法廷を異様な緊張に包んだ。

### C 民間側

橋の陳述は前後五日間に亙つて行はれたが、二十年の體驗から滲み出た農本論とその謙虛な語調は、滿延を傾聴せしめた。殊に近世文化を都會獨占文化となし、そこに農村疲弊の根本原因を指摘したのは、識者の注目を惹いた。まづ橋は言ふ

「今の都會は人間を墮落せしめる恐るべき所だ……私は子供を背に負つて八つばかりになる拾ひ兒の手を曳き、妻とともにその里へ出かけた時の喜びに優る喜びを味はつたことはない、子を背負ふ喜び——これこそ國家を背負ふ喜びである」

都會の墮落、土への復歸——陳腐な言葉である。が、靜かに三思する時、胸底を衝くものあるを感じないであらうか。都市獨占文化は町人文化であり、西歐獨占文化に外ならぬ。ルネッサンス以來の誤まれるヨーロッパ人種の自惚れが、遂に人間自らを「環境の動物である」との定義の下に、一介の物質にまで轉落せしめた時、始めて彼等は天日の偉大さに氣づいたのである。太陽、土水、草木——これは商人の得意とする「金權」によつて左右されるものでもなければ人間の對立物として存在するものでもない。自然は人間とともにあり、ともに生き、ともに働いためにのみ存在する。もとく宇宙人生の在り方がさうであつた、自然と人間は即一體、その間何

物の介在も許さるべきではない、にも拘らず近世文化は、その間に「金権」の障壁を築いて、兩者を隔絶してしまつた。彼の町人の誇る邸宅の、獄壁にも似た土壁を見よ、外には花咲く野原があるといふのに。かくて人間はみづから築いた垣根の中で窒息しようとする、——思へば永い悪夢であつた、愚かな悪戯はもう澤山ではないか、天を仰げ、野に出でよ、そして働かう、そこに新しいアジアの文化が生れる。されば橋は、土に立つて子を負ふ喜びを語つたのである。最後に彼は「私はかやうなことが再び繰返されぬことを祈ります、これを契機として祖國日本は更生の大道へ雄々しく進んで頂き度い——農家が堅實である間は、必ずや祖國は安泰であります」と結んだ。

二十歳を越えたばかりの塾生達の言葉を聞かう。橋は「私は衷心から——三千万農民大衆を救済することが、自他を生かす道であると信じてやつたので、報國の至情は人後に落ちません——かゝる事件の再びなからんことを國民一同に希ひ、且私に對しては、厳格なる御處罰を御願ひします」といひ、矢吹は「自分達がこの擧に及んだのは、現在の世相は理窟や主義ではどうにもならぬ、まづ死を賭し國家を救済しようとの考へから出發したのも故、行動の是非善悪は考慮の外現在の心境も批判の外にある」と述べ、大貫は「心境は事前と變りありません。どうか斷々乎として御處罰下さい」と健氣な心情を吐露した。また事件前橋とともに滿洲に走つた春日は「塾長

と行動を共にし襲撃計畫に加はらなかつたのは、決して計畫から離れてしまふためではなく、計畫の一部として塾長の身邊を護つた」と進んで行動の一員たる旨を告げた。

塾の少年係後藤は「私は元來破壊といふことは餘り好きになつたが、鶏が二十一日間ちつと卵を温め、その結果殻が壊れ雛がかへつて来るやうに、破壊は結局建設を導くことを知るに至りました」と破壊即建設の論を極めて比喩的に述べたが、某辯護人はそれを「馬糞を握る建設の手に爆弾を取つて破壊に従ふ、破壊と建設とは一つの手である」と補足した。

最後に後藤は「自分の行動は全く私の大和魂が然らしめたのであります、國法を犯し、陛下の御膝下を騒がせ宸襟を惱まし奉つた罪は、實に重且大と考へて居ります、願はくば今後再びかかることが繰返されることなく、上下一致皇國日本の建設に向はれんことを祈つて止みません」と結んだが、以上の如く塾關係者一同の言動も、塾頭に劣らず眞摯なものであつた。當時世論殊にジャーナリズム方面は、陸海軍側に比し、やゝもすれば民間側を冷視する傾向があつたが、それは何等謂れなきことであらう。すべてを通じて民間側の舉措に、強ひて特徴を求むるとすれば一に橋塾頭の溫和な人格の反映であつたらう。

公判の進むとともに、茨城、群馬の近縣は勿論、香川、静岡等全國の農民その他から、續々減

刑嘆願書が寄せられた。

池松武志は前記の如く、元士官候補生であつたが、事件當時は退校となつてゐた故を以て民間側裁判に附された。彼はまづ政黨、財閥、特權階級を「彼等には全く國家觀念なく、私利私慾を貪る外何ものもないのだ」と痛論し、更にシベリア出兵、濟南事變を失敗なりとし、政黨禍が及ぼした結果として批判した後、現在の心境に及び

——我々は僅か五十年、百年の生命を欲してはゐない、天地と共に窮みない國體とともに永遠に生きんことを希つてゐるのだ、故に我々の小なる生命を救うがための運動は、よろしく我々の眞の目的たる革新運動に向けられたい、聞けば目下その數は百萬に達したとのことであるが、この百萬人が心を一にして國難に當つてくれれば、何の恐るゝものもない、かくあつてこそ我々は眞に感謝出来るのだ、裁判所はかゝる運動等に動かされず、寧ろ酷に失する裁斷をされることを、現在の我々の望む所である——

と述べ、滿廷に深い感動を與へた。さらに陸軍側も海軍側ともに計畫者たり、たゞ農民は已むなくそれに随つたものであるとて、これを辯護する態度を示した。

最後に、古賀、黒岩の兩名を通じてピストル、實彈その他四千圓の現金を與へた背後關係者大川博士の心境をきかう——「事件についての考へは現在も以前も少しも變らぬ……………」

……………古賀等の動機の正しいこと……今でも疑はぬ

……………法律の制裁は受けねばならぬかも知れ

ぬが、道德の制裁は絶対に受けぬと信じてゐる」

かくて十一月三十日、木内檢察より論告求刑あり、陸海軍側がいづれも反亂罪に問はれたに對し民間側が「爆發物取締罰則違反、殺人及び殺人未遂等々」の併合罪に問はれたことは一般の注目を惹いた。

## 8 事件の處斷

昭和八年九月十九日陸軍側の判決があつた。この日午前十時、西村裁判長が開廷を宣せんとするや、突如傍聽席の後方から一老婦人が最前列に飛び出し、柵にとりすがつて

「御無禮を顧みず御願ひ申し上げます、どうか神の御聲を御聞かせ下さい」

と涙して懇へたが、裁判長は「わかたゞ」とこれをたしなめ、やがて左の如く判決を言渡した。

判決 (求刑全部禁錮八年)——罪名 反亂罪

禁錮四年(未決拘留百五十日通算) 本籍大分縣大野郡大洞町大字下津局三三

後藤 映 範

同 山口縣山口市下字野一六三三 中島忠秋  
 同 愛媛縣宇摩郡瀧村大字榮生五八 篠原市之助  
 同 愛媛縣越智郡乃萬村大字矢田甲五七 八木春雄  
 同 山形縣米澤市本五十騎町四八八五 石關榮  
 同 山口縣都濃郡下松町大字東豊井二〇六 金清豊  
 同 青森縣弘前市鹽分町三四 野村三郎  
 同 福岡縣福岡市地行東町一四四 西川武敏  
 同 茨城縣東茨城郡酒門村大字酒門六六 菅勤  
 同 宮崎縣北清縣郡西獄村一九九〇 吉原政巳  
 同 宮崎縣西清縣郡飯野村大字原田三六 坂元兼一  
 かくて刑は確定したので、九月二十九日澁谷の東京衛戍刑務所より、豊多摩刑務所に送られ一同服役したが、翌九年二月十一日紀元節の佳き日、皇太子殿下御降誕記念の恩赦に浴し、十一月の六月には全部が出所した。或者は大陸に活躍し、或者はすでに世を去つたが、篠原が特務機關として勤務中、北支五原の野に華々しい戦死を遂げたことはまだ國民の記憶に新たな所であらう。

海軍側は九月二十日二十八回の公判を以て審理終了し、その後裁判長高須大佐、判士大和田少佐、木坂、藤尾兩大尉等は横須賀海軍砲術學校の宿舎に閉ぢ籠つて慎重に討議を重ねたが、既に陸軍側の判決の後でもあり、豫想外に手間取つて十一月九日に至り、左の如く言渡しがあつた。この日裁判官背後の傍聴席には、青年將校の信望を一身に集めた末次第二艦隊司令長官が、唇を固く結んでちツと端坐してゐる姿が見られた。

判決 (括弧内は求刑及び罪名)

禁錮十五年 (死刑、反亂罪)	古賀清志
同 十五年 (死刑、反亂罪)	三上卓
同 十三年 (死刑、反亂罪)	黒岩勇
同 十年 (無期禁錮、反亂罪)	中村義雄
同 十年 (無期禁錮、反亂罪)	山岸宏
同 十年 (無期禁錮、反亂罪)	村山格之
同 二年、五年間執行猶豫 (禁錮六年、反亂豫備罪)	伊東龜城
同 右	大庭春雄
同 右	林正義

同一年、二年間執行猶豫（禁錮三年、反亂豫備罪）

塚野道雄

右の如く判決は求刑より著しく減刑された。

その後、九年、十三年、十五年の各紀元節に、三回に亘つて重なる恩赦の光榮に浴した彼等はすでに全部出所し、そのうち三上は皇道翼賛青年聯盟にあつて活躍してゐる模様であり、近著「高山彦九郎」を公にしたことは人の知る所であらう。

民間側は九年一月二十日を以て辯護人の辯論を終り、二月三日雪の日左の如く判決があつた。

判決（括弧内は求刑）

- 無期懲役（無期懲役）
- 懲役十五年（懲役十五年）
- 懲役十二年（懲役十二年）
- 懲役七年（懲役十年）
- 懲役七年（懲役十年）
- 懲役七年（懲役八年）
- 懲役七年（懲役十年）
- 懲役五年（懲役七年）

- 橘 孝三郎
- 後藤 園彦
- 林 正三
- 矢吹 正吾
- 横須賀 喜久雄
- 塙 五百枝
- 大貫 明幹
- 小室 力也

- 懲役三年六ヶ月（懲役七年）
- 懲役十二年（懲役十五年）
- 懲役十五年（懲役十五年）
- 懲役三年六ヶ月（懲役七年）
- 懲役八年（懲役十二年）
- 懲役五年（懲役十年）
- 懲役五年（懲役十年）
- 懲役五年（懲役十年）
- 懲役十二年（無期懲役）
- 懲役十五年（懲役十五年）
- 懲役八年（懲役十年）
- 懲役十年（懲役十年）

- 春田 信義
- 奥田 秀夫
- 池松 武志
- 高根澤 與一
- 杉浦 孝
- 堀川 秀雄
- 照沼 操
- 黒澤 金吉
- 川崎 長光
- 大川 周明
- 頭山 秀三
- 本間 憲一郎

後藤園彦以下の有期懲役のものには、夫々三百日乃至四百日の未決通算があり、罪名は前記の如く、爆發物取締罰則違反、殺人罪、及び殺人未遂等であつたが、判決が求刑と殆んど同じなのが注目された。

「判決後神垣裁判長は「禁錮刑をとらないのは、殺人罪と爆発物取締罰則違反といふ風に二個以上の罪の併合罪であるから、禁錮刑を選ぼうとしてもそれは出来ないのである」と軍人側の禁錮刑に對し懲役刑なる理由を明にした。また陸軍側辯護人山田、角岡の兩氏は、判決の感想を次の如く語つた。……何故反亂罪の適用が出来なかつたか、量刑は人の見方により色々批判出来るが、個人的の見方からすれば非常に重いとの感を深くする、殊に池松が陸軍側と同じ立場にありながら、陸軍側の四年に對し、十五年の重刑を言渡されたのは甚だ遺憾である。……この日事件來の心痛に遂に病床に臥してゐた橋の夫人ふく子さん（三八——橋服役中に病死）は、前夜來の大雪に閉された塾で「今日のあることは求刑の時既に固い決心はしてゐましたもの……たゞ苦しいのは、父のことも知らずに無心に遊んでゐる子供等が不愍でならないのです」と四歳になる末子を抱きしめながら涙をふいた。」（昭和九年二月四日附東朝夕刊に據る）

この判決に對しては辯護人側にも異論があり、一時上訴が云々されたが、二月七日に至り愛郷塾關係者は凡て、刑の輕重の如きは今更問ふ所に非ずとして、一審服罪の旨を明かにした。橋は愈、下獄するに當り、茨城法曹團を通じて左の如き訣別の感想を述べた。

「自分に與へられた無期の判決は、青年將校の身代りになり得たことと思はれるのが光榮である。これより既知未知の同志が將來續々起つて國家革新に當つて下さるだらうと思ふ。」

すめらぎのみちのおやくに（祖國）わが命

よしやひとや（獄舎）の鬼となるとも」

一方幫助の罪に問はれた大川周明、頭山秀三、本間憲一郎の三名は上訴したが、控訴審では一審の懲役刑から、大川が禁錮七年、頭山が同四年、本間が同五年となり、昭和十年十月二十四日の上告審では、更に大川が禁錮五年、頭山が同三年、本間が同四年と著しく減刑された。しかしその後橋等も三回に亙る恩赦に浴して、塾生等は疾くに出所し、橋も亦十五年十月十七日神嘗祭の佳き日に、恩典を得て日召とともに出所した。池松は九州で活躍してゐると傳へられる。

五・一五事件及び血盟團事件の公判を通じて、法廷は愛國の雄叫びで満たされた。彼等は何よりも、一系の天子を仰いで無窮なる日本とともに生きんとした、その純一無垢な尊皇愛國の至情は最早一點の疑ひもないが、それだけにその行動が惜しまれた。軍人に賜りたる御勅諭中の「義ハ山嶽ヨリモ重ク死ハ鴻毛ヨリモ輕シト覺悟セヨ」とは、そのまゝ彼等の日本精神であつたらう。今以て日本主義者、國粹主義者、左翼だ、右翼だ、フッシだ、と空しい言葉を並べて、獨り己れを高しとするの徒輩は、これら至純な魂の前に慚愧すべきであらう。彼等の多くが、部下の兵隊を教育すべき將校として、また農村の教員として、直接下層國民の生活の中で呼吸してゐたと

いふことは注目に値する。強い兵隊をつくり、良い第二の國民を育てんとして、そこに彼等の魂が戦いたのである。それはファシヨでも右翼でもなく、血と肉の思想であり、日本精神そのものであらう。また支配階級を排したるの故を以て、左翼などと曲解してはいけない。……

……………「……………」……………絶対

唯一の天皇の下、萬民は等しく陛下の赤子である、これぞ世界無比の我が國ぶりに外ならない。

本事件の思想的背景として大川周明、權藤成卿、北一輝、橋孝三郎、井上日召等の名が云々されたが、事件関係者達の陳述よりみれば、彼等は日召と橋以外にはさして尊敬してゐなかつたやうに思はれる。日召と陸海軍青年將校との経緯は既述の如くであるが、のち事情あつて日召と海軍側は陸軍側より離れ、日召の一人一殺主義が血盟團事件となり、海軍側の集團主義が五・一五事件を惹起した。兩事件が連続一體なることは、上述の通りである。五・一五事件に十一人の陸軍士官候補生が加はつた事情については、篠原が「安藤中尉は、中村中尉を通じて海軍と連絡提携するのは止せと言つて來られました、私達は急進の意見をとつてゐますので、陸軍側自重の見解に不満を持つたのでなく、獨立の見解から起つて至つたのであります」(公判供述)と言つてゐるのにみれば自明であらう。

さて西田税、菅波中尉、安藤中尉、そして相澤少佐等——これらの名は既にこれまでに散見し

た。後に残つた陸軍側の眞意は奈邊にあつたか。それらは凡て後に明かであらう。

## 9 五・一五事件の影響

事件の突發は各方面に異常な衝撃を與へた。犬養首相の逝去とともに十六日午前二時、高橋藏相が臨時首相となり、同日午前十一時半全閣僚の辭表を取纏めて宮中に參内、天皇陛下に拜謁仰せつけられ、閣下に辭表を捧呈した。一方、この日東西兩取引所を始め全國の取引所は一齊に立會を停止した。翌十七日陸海軍當局は左の如く發表——

### 海軍省發表

首相官邸その他における今次の不祥事件に干與せる海軍側人員は海軍中、少尉六名にして内一名は豫備役にあるものなり、事件後直に全員東京憲兵隊に自首したるを以て目下同隊に收容取調中なり

### 陸軍省發表

帝國國內の現状に憤激し非常手段に訴へ今次の不祥事件を惹き起したる一味に干與せる陸軍側人員は在學中の陸軍士官學校生徒十一名にして、事件後直に全員東京憲兵隊に自首したるを以て目下憲兵隊に收容取調中なり

この發表とともに、責任を痛感した軍部側の政黨政治に對する不満が傳へられた。が、政黨側

は依然政黨政治の夢を貪りつゞけたのである。即ち十七日には犬養總裁の逝去に伴ひ、政友會では早速鈴木喜三郎を後任總裁に決定して、延長單獨内閣の構へを見せ、森恪等の協力内閣を尻目に、飽くまで單獨内閣を期行した。殊に十八日鈴木總裁が荒木陸相と會見するや、軍部との諒解成れりと宣傳して、その態度は愈、露骨を極め、二十日には總裁推戴大會を開いて氣勢を擧げた。かゝる政黨側の妄動は痛く軍部の憤激を買ひ、十九日、眞崎參謀次長、武藤教育總監、小磯次官等陸軍首腦等は、陸相官邸に參集して荒木陸相との間に重要協議を重ねた。

一方、内閣總辭職とともに後繼内閣につき御下問を拜した西園寺公は、時局の重大に鑑みて頗る慎重なる態度をとり、十六、十七、十八の三日間は興津坐漁莊に沈思を続け、漸く意を決したものの如く十九日の夕刻になつて上京したが、途中憲兵司令官秦中將は車中に園公を訪ねて、重要意見を進言するところあつた。果然、園公は上京したが即刻の奉答に至らず、翌二十日には倉富樞府議長、牧野内大臣と熟議を重ね、二十一日には山本伯、清浦伯、若槻男等總理大臣禮遇者の意見を聴取する外、陸海兩軍の最高首腦者として東郷、上原の兩元帥とも會見した。その間重臣方面は擧つて超黨派的學國一致内閣の必要を力説したが、若槻男は民政黨總裁の立場から政黨政治を主張するとともに、時局に對し或程度の妥協的意見を述べたと云はれた。

それは鈴木總裁の單獨内閣説と奇しくも軌を一にしてゐた。しかし大勢すでに舉國內閣に決し

て情勢非なりとみるや、二十一日に至つて政友會は俄かに協力内閣説に一轉したが、時既に遅く二十二日遂に齋藤實子に大命降下し、かくて事件後十日後の二十六日に、齋藤舉國內閣が成立した。齋藤内閣は、なほ山本達雄男（内相、民政）、高橋是清（藏相、政友）、鳩山一郎（文相、政友）、永井柳太郎（拓相、民政）、三土忠造（鐵相、政友）、南弘（遞相、政友系）等の閣僚を擁し、その對政黨關係の色は蔽ふべくもなかつたが、ともかくも鈴木總裁の單獨内閣の夢は破れ、こゝに政黨内閣は終焉を告げた。その間園公が御下問奉答に際して、前官禮遇者等の重臣と協議を開いたことは始めてのことであり、今後奉答の新様式を示唆するものとして注目された。

齋藤内閣成立後六月と八月の二回に互つて臨時議會が開かれ、農村救済決議案、絲價安定融資法案等の農村對策の外、兌換條例改正法案を可決して日銀の保證準備發行限度を一舉十億圓に擴張した。米穀統制法によつて米價の安定をはかり、桑園の減反によつて繭價の維持につとめる等追々農村救済も現實化され、事件後三年間に政府はまた五億圓の時局匡救土木事業を起した。かくて巷の失業者も次第に職場に吸収せられ、昭和五年から六年にかけての暗澹たる社會不安もどろにか一時的には緩和された。しかし時勢の所産ともいふべきかゝる諸般の社會政策は、未だ糊塗策の程度を出なかつた。そして表面はともかく裏面にあつては、機會ある毎に政黨政治復活運動が絶えず繰返されたのである。



政黨とともに事件を通して非難を浴びた財閥の動搖も顯著なものがあつた。中でも三井財閥の轉向が目立ち、八年九月三井銀行の池田成彬が筆頭總務を辭任したのを始め、カミソリ安と謂はれた物産の安川雄之助も池田に引ずられて第一線を退き、同年十一月には三井合名が三千萬圓を投げ出して三井報恩會を作り、世間の風當りを避けた。政黨の凋落も蔽ひ難く、政權から見放されたのみならず、國際聯盟脫退の花形として歸朝した松岡洋右氏は、八年十二月政黨解消論を唱へて政友會を脱黨した。

昭和九年三月二十四日早朝、海軍法務官高頼治氏（三八）は、世田谷區北澤の自宅で軍刀で咽喉を突き自殺を圖り、手當の結果一命はとりとめた。公判判決も疾くに過ぎ事件落着後のこととして原因は一切不明とされたが、當時海軍側の主理法務官であつただけに、一部方面は少からず衝撃をうけた。

同年十二月、帝國はワシントン海軍條約を廢棄した。こゝに二十餘年來の屈辱的鐵鎖を遂に斷ち切り、更に翌々十一年の一月にはロンドン海軍軍縮會議を脱退した。かくて帝國海軍は堂々大洋への自由を確保したが、英米世界現狀維持國の不安と動搖は深刻であつた。廢棄と脱退、いづれも當然の時機に當然の措置ではあつたが、今にして海軍青年將校達の言葉が想起される。黒岩

は最後の陳述に於て「——海軍當局に中上げたい——第二次ワシントン會議を目前に控へて、この問題の根本的解決は、今日が最終絶對の機會である。而してこれは海軍當局が當然なすべき權利義務であることを、全海軍が腹の底から覺悟すべきである」と云つたのである。一年後の廢棄を聞いて、彼も幾何の感なきを得なかつたらう。

それより前、滿洲國の承認（七年九月十五日）あり、八年三月には國際聯盟を脱退する等、事件後の日本は内外に互つて飛躍的に發展した。

## 第四章 神兵隊事件

### 1 事前に検挙

血盟團事件の公判が漸く白熱化した昭和八年七月十日、ある重大なる情報に接した警視廳特高課では、同夜深更課員を總動員して、神宮外苑參道橋際の神宮講習館に赴かしめ、折柄國難打開國防祈願と稱して同館に集合中の右翼團體代表等四十九名を一齊に檢舉した。そのうちの主要人物には、日本生産黨員片岡俊、影山正治、橋詰正治、石井竹、小野義雄、小松崎茂、愛國勤勞黨幹部前田虎雄、村岡清藏等があつた。中心人物と目された日本生産黨青年部長鈴木善一は、翌十一日朝檢舉の事を知らず神宮講習館に現れた所を檢舉された。これより先十日夜七時頃水戸市から大型バスに國防祈願參加者三十餘名を乗せて上京した茨城縣布川町長小池銀次郎は、講習館間際まで来て嚴重な警戒のため檢舉の模様を氣づき、そのまま土浦に引返した所を取押へられた。その後有力な關係者と目された愛國勤勞黨首天野辰夫、陸軍中佐安田鏡之助、海軍第二航空司令海軍中佐山口三郎等も夫々檢束され、かくて事件は未然に防止された。さきに講習館で押へられ

た者はその大半が地方人で、鈴木善一の飛機に應じて、兵庫、大阪、京都、奈良、徳島等の全国各地から上京したものであつた。

### 2 神兵隊の計畫

二年餘の取調の結果昭和十年九月十六日に至り、司法省は豫審終結決定書送達と同時に、左の如く發表し、こゝに事件の全貌は漸く明かにされた。

#### 司法當局の發表

——(前略)

被告人天野辰夫等がかねてより現下の我が國は明治維新以來歐米の物質文明と共に輸入せられた自由主義、個人主義、唯物主義の思想により、政治、經濟、法律その他社會諸般の組織制度害毒せられ、日本精神は忘却せられ、日本民族の將來は危殆に瀕し一大改革を要するものと思考してゐた。

而していはゆる血盟團、五・一五事件の同志が相次いで蹶起したに拘らず、政黨財閥特權階級は益々相結び國家を紊り國威を失墜したものと斷定し、ロンドン條約の締結、國際聯盟の脱退等

により惹起せらるゝものと豫想すべき未曾有の國際的非常時に直面し、皇國をこの危急より救ひ永遠無窮の發展を遂げしむる爲には最後の躍起し、齋藤内閣を打倒し一舉に國家政治の中樞機構を破壊し、帝都を動亂して戒嚴令下に置き、大詔喚發を奏請して特異の内閣を組織し、皇道を指導原理として帝國憲法をはじめ、國家統治に關する諸般の法律、制度、組織を根本的に改廢し、一君萬民祭政一致の天皇政治を確立し、神武肇國の皇政を復古し、所謂昭和皇道維新を斷行し以て憲法の大綱に一大變革を行はんことを企てた——(後略)

かくて第一次決行計畫を次の如く決定した。

- 一、決行日時 昭和八年七月七日午前十一時(齋藤内閣閣議の日)
- 二、動員總數 三千六百名(別に飛行機一臺)
- 三、決行方法 空爆、地上襲撃(短銃及び日本刀)、武器掠奪、放火
- 四、襲撃目標 首相官邸、警視廳、牧野内府邸、鈴木政友會總裁邸、若槻民政黨總裁邸、故山本權兵衛邸、政民兩黨本部、裁判所(裁判中の井上日召奪還)、社會大衆黨本部、日本工業俱樂部、市中銃砲火藥店
- 五、事後行動 日本勤業銀行占據竝に籠城、討伐、戦死
- 六、主張宣傳 檄文撤布(空中竝に地上)、幟、大旗類による示威、繻、腕章、鉢巻等に愛國的

#### 表徴の染抜き

まづ海軍第二航空司令山口中佐が飛行機で帝都上空に飛來し、首相官邸、内府邸、警視廳に爆彈を投下し、檄文を撤布して地上隊の警視廳襲撃を見はからつて宮城前廣場に着陸し、地上隊に合流する、地上隊は數隊に分れて、一隊は首相官邸を襲撃、空爆生残りの閣僚を殺害し、一隊は牧野内府邸を襲撃、空爆不完全なれば亂入して内府を殺し、一隊は鈴木、若槻の政民兩黨總裁を襲撃、一隊は日本工業俱樂部、社大本部に、更に一隊は市中の銃砲火藥店に亂入して獵銃、ピストル、實彈等を強奪し、最後に主力部隊は警視廳を襲撃、之を粉碎した後、内幸町の日本勤業銀行を占據し、その屋上から「昭和〇〇〇〇、神兵隊」と大書した大白布を下げ、全市の警官隊と戦つて討死しようといふのであつた。

しかしこの第一次計畫は間もなく齟齬を來たし變更を餘儀なくされたが、そのため中央地方の連絡が亂れ、第二次計畫では四百名の動員を企てたが、實際に集つたのは百二十名に過ぎなかつた。行動司令前田は、漫然遲疑することが同志の士氣を沮喪するのみならず且つは未然の檢舉をもおそれて即刻決行に決め、襲撃目標方法は全體第一次と同様、たゞ甚しく寡兵のため、自ら陣頭に立つて警視廳に主力を注ぐこととし、日はやはり齋藤内閣閣議日の七月二十一日と決定した。と同時に本作の「密告者暗殺」の指令を發した。かくて十日夜、終に神宮講習館に參集した

所を檢舉されたものである。(昭和十年九月十六日東朝號外に據る)

### 3 幹部の人々

天野辰夫(神兵隊統率者)——濱松の日本楽器株式会社社長天野千代丸氏の長男、八高を首席で卒業して大正二年東大獨法科に入學、病氣のため三年間休學の後同八年卒業、大學時代から故上杉慎吉博士の薫陶をうけて興國同志會の中心人物として活躍したが、卒業後辯護士となり、大正二年には法政大學教授となつた。同十三年春の總選舉には立候補して敗れたが、同十五年一月濱松樂器の大争議勃發するや、急遽歸省して林逸郎辯護士等とともに百餘日間會社に籠城、鍋山貞親是枝恭二の指揮する左翼に一大決戦を挑んだ。その後愛國勤勞黨を結成、比較的豊富な軍資金を擁して活躍したが、昭和八年七月血盟團の公判には、日召の辯護に起ち、その途中檢舉された。そして獄中からも辯論を続けたことは人の知る所である。當時四十二歳。

前田虎雄(直接行動司令)——明治四十三年滿鐵從業員養成所に入り、井上日召、本間憲一郎等と知り、大正五年まで滿鐵に勤務したが、その後日召等とともに支那第三革命に暗躍した。同十二年歸國後は西川天香の一燈園に入つたが、日召、本間を誘つて建國會の創設委員となり、昭和七年再び渡支、同年五月歸國して天野の愛勤黨中央委員となり今日に及んだものである。當時四十二

歳。

安田鏡之助(神兵隊顧問)——陸軍中佐、昭和八年豫備役編入となる。故陸軍大將福田雅太郎氏の女婿であるが、本件に於て行動準備資金を斡旋した。當時四十五歳。

山口三郎(行動隊顧問)——事件當時海軍第二航空司令、空爆擔當者であつたことは前述の如くで豊多摩刑務所收容中發病して執行中止となり、慶應病院に入院中、翌九年二月一日腦溢血にて急死した。行年四十七歳。日召の兄故井上二三雄少佐と交友あり、柔道五段、斗酒尙辭せず、豪快な性格とともに、人情には人一倍厚かつたといはれる。

鈴木善一(動員關係司令)——國士館大學專門部卒。建國新聞の編輯等をしてゐたが、國民黨に入り、後それが日本生産黨に發展解消して青年部長となつた。出身地が茨城縣である關係上、日召古内等とも面識あり、血盟團の小沼、菱沼等が彼等の募集した決死隊に参加したことは既述の通りである。當時三十一歳。

### 4 資金關係と公判

計畫に見る如く、本事件は稀に見る大規模且組織的なものであつたが、それだけに背後の資金關係も複雑であつた。當時百貨店「松屋」の元常務取締役内藤彦一(豫審中病死)は、それまで投

機に手を出して失敗し全く行詰つてゐたが、これまた内藤の偽造「松屋」株及び濫發手形によつて破産に近い打撃をうけてゐた株屋黒澤福太郎から本問題を打開けられ、相談の結果、最後の一芝居だから一つやつてみようといふことになり、事件の早耳料として安田中佐を通じて一萬二千圓その他合計六萬二千圓程の金を出した。(昭和十年九月十六日東朝號外)これが神兵隊の資金となつたのであるが「没落ブルジョアと結託するとは不純極まる」として相當各方面の懸望を買つた。而もこれが事前發覺の因ともなつたであらうことは、前田が第一次計畫失敗後「密告者」に暗殺の指令を發したに徴しても明らかである。

當初事件は、殺人放火豫備、爆發物取締罰則違反として、東京刑事地方裁判所に審理中であつたが、豫審終結決定と同時に天野等五十四名は、刑法第七十八條(内亂の豫備陰謀)に該當するものとして、大審院の特別裁判に附されることとなつた。血盟團及び五・一五事件が個人的或は集團的破壊行動に止まつたに對して、神兵隊事件はまづ建設理論を擁し、その實現のために集團破壊を計畫せるものとされたに因る。かくて本件は新刑法實施以來初めて内亂罪に問はれることになつたが、これは五・一五の橋等にも關係あるものとして、一時は橋の非常上告まで云々されたことは周知であらう。

その後公判は昭和十二年十一月九日第一回が開かれて以來回を重ねること百十六回、その間國

體明徴論争、裁判長忌避事件、被告山口海軍中佐等二名の死亡、應召者の公訴棄却、更に眞崎甚三郎大將、井上日召、中野正剛、本多熊太郎、原田熊雄男、白鳥敏夫、徳富猪一郎等各界名士十名に上る證人喚問あり、幾度か休廷の止むなきに至る等波瀾曲折を極めたが、事件以來足掛け九年昭和十六年三月十五日に至り、大審院に於て左の如く判決があつた。

判決 (括弧内は求刑)

- (禁錮五年)當時愛國勤勞黨中央委員辯護士 天野辰夫(五〇)
- (同三年)當時大日本生産黨理事青年部長地上部隊參謀 鈴木善一(三九)
- (同二年六月)當時大日本生産黨常任中央委員 奥戸足百(三八)
- (同一年六月)當時愛國勤勞黨皇國農民同盟員地上部隊本部附 村岡清藏(三三)
- (同二年)當時大日本生産黨員 東京組 白井爲雄(三六)
- (同四年)豫備陸軍中佐 地上部隊總司令 前田虎雄(五〇)
- (同二年六月)當時國學院大學生地上部隊本部附 影山正治(三二)
- (同二年)新聞記者 田崎文藏(四二)
- (同二年)元茨城縣布川町長 茨城組 小池銀次郎(五三)
- (同二年)當時大日本生産黨常任書記東京組 小野義徳(三四)
- (同二年)著述業 岩田一(四一)
- (同二年)青森組 伊藤友太郎(四九)
- (同二年)關西組 黒江直光(三四)

- (同二年)關西組 星 弁 眞 澄(三一)
- (同二年)關西組 瀧 澤 利 量(三四)
- (同一年)東京組 花野井 彌太郎(三六)
- (同一年)當時大日本生産黨書記東京組 雨 宮 信(三二)
- (同一年)六月)當時大日本生産黨本部附東京組 橋 爪 宗 治(三五)
- (同一年)東京組 小松崎 重(二九)
- (同一年)當時大日本生産黨關東本部書記東京組 阿 部 克 己(三〇)
- (同一年)東京組 太 田 覺(四〇)
- (同一年)東京組 梅 山 滿 男(二九)
- (同一年)東京組 森 川 長 孝(三一)
- (同一年)六月)當時國學院大學學生 中 村 武(三〇)
- (同一年)當時國學院大學學生 永 代 秀 之(二八)
- (同一年)關西組 藤 井 嘉 夫(二九)
- (同一年)關西組 森 本 幸 一(二九)
- (同一年)關西組 本 木 恒 雄(三一)
- (同一年)關西組 板 垣 操(三二)
- (同一年)關西組 西 山 五 郎(三一)
- (同一年)關西組 芥 川 治 郎(三三)
- (同一年)關西組 白 阪 英(三三)
- (同一年)關西組 田 中 雅(三一)
- (同一年)關西組 山内留次郎(三一)
- (同一年)關西組 大西卯之助(四〇)
- (同一年)關西組 福 島 三 郎(四〇)
- (同一年)群馬神風連 高 橋 梅 雄(三一)
- (同一年)群馬神風連 尾 崎 海 治(三〇)
- (同一年)群馬神風連 中野勝之助(二八)

(同二年)別働隊 古川永三郎(四一) (同二年六月) 中島勝治郎(六四)

被告人に對しいづれもその刑を免除す

かくて驚天動地の一件は、有罪ではあるがその刑を免除すといふ實質的には無罪にも等しい破天荒の判決を以て幕を閉じた。我が國最初の内亂罪として異常な注目を拂はれた本件もこゝに内亂罪に非すと斷定され、聖光愈々燦として輝いたのである。判決理由にいふ「……内亂罪の成立には朝憲紊亂の目的あるを要す、而して刑法に所謂朝憲紊亂とは皇國の政治的基本組織を不法に變革することを謂ふものにして朝憲紊亂の一として刑法に例示せらるる政府の顛覆も亦此の意義に解すべく從て單に時の閣僚を殺害して内閣の更迭を目的とするに止まり暴動によりて直接に内閣制度その他の朝憲を不法に變革する事を目的とするものに非ざるときは朝憲紊亂の目的なきものとして内亂罪を構成せざるものと解すべきこと義に當院の判例とせるところなり今記録に徴するに……被告人等は皇國諸般の制度の改廢を一に天皇の大權の發動に俟つべきものとなし、承諾必謹を以て臣道とし民意強行の意圖の如きは毫末も之を有せず……皇運を扶翼し奉らんことを念願したるものにして被告人等は暴動により内閣制度を破壊しその他憲法及び諸般の制度を不法に變革することを目的としたることは到底之を認め難し從て本件暴動計畫は内亂豫備罪を構成せざ

るものと謂はざるべからず」。そして再び起訴當時に還つて放火及び殺人の豫審に該當するものとされ、而も「その動機原因並に目的に於て大に憫諒すべきものあり且又本件發生後に於ける皇國内外の著しき事情の變遷その他諸般の情狀に鑑み」(判決理由) 刑法第二百一條第百十三條各但書を適用されて、遂にその刑を免除されるに至つたのである。

## 第五章 一時機

### 1 加重する英米の壓迫

滿洲事變の勃發に最も狼狽し不安を感じたのは、イギリスとアメリカである。國際聯盟を基幹として築いた自己の現状維持體制が、根こそぎ揺すぶられ始めたからである。従つて彼等は「この不幸な事實」を惹起せしめた日本に對して、凡ゆる壓迫策を講じた。或は聯盟規約を始め九國條約、不戰條約を楯として、或は經濟封鎖の威嚇を以て日本の聖戰達成を妨害せんとした。

まづ事變勃發直後、折柄開催中の國際聯盟理事會は、九月三十日「日本軍隊の鐵道地帯への撤退」を根本とする決議案を採擇した。十月八日日本軍の錦州爆撃が開始されるや、同月十一日アメリカは「戰時に於てさへも排撃さるべき過激なる軍事行動」であるとして我が政府に迫り、聯盟理事會も亦聯盟に加入せざるアメリカ代表ギルバートを殊更にオヴザーヴァーとして出席せしめ二十四日には十一月十六日までに日本軍の鐵道附屬地以内撤退の實行を決議した。しかし、我が國はこれに反對し、決議案は全會一致の賛成を必要としたので、十三對一の多數にも拘らず不成

立となつた。その後十二月十日、日本の提案により滿洲及び支那調査委員会の任命派遣が決定し、英のリットン伯を委員長としてクロードル將軍(佛)、マレスコッチ伯(伊)等によつてリットン調査委員会が構成せられ、一行は翌七年(一九三二年)二月二十九日横濱に入港した。

ところが、七年一月二十八日に至つて事件が上海に飛火するや、聯盟は動搖した。日本の上海占領と彼等の支那に於ける没落を恐れたのである。支那代表が直ちに理事會に「日本の侵略」を懇へたに對して、議長始め多數の聯盟理事はこれを支持し、二月二日の理事會に於て英國代表は「上海は重砲、機關銃、飛行機による戦闘の巷となり、事實上戦争が行はれてゐる。聯盟國はかかる事態に對し無關心であり得ない。現状を放任すれば、聯盟規約、不戰條約、九國條約は世界の信賴を失ふこと必然である」と發言し、これまた全會の承認を得た。また同日、英米佛三國は「事變解決のため」と稱して我が外相に宛て左の項目を強要し來つた。

- (イ) 左の條件により雙方共一切の強力行爲を中止すること
- (ロ) 是以上敵對行爲の爲にする何等の動員又は準備をしないこと
- (ハ) 雙方の交戦者を上海内の全線(接觸地點)より撤退すること
- (ニ) 中立地帯を設けて共同租界を保護すること、此の中立地帯の警備は中立國人に於て警備することとし、是が取極は領事官憲之を行ふ

かゝるうちに三月三日停戦となり、英米佛伊代表立會と下に停戦協議が進められ、五月五日協定成立、我が政府は五月中旬には陸兵の全部を撤退することを決めた。その間四月二十九日、我が白川軍司令官は爆彈を投ぜられて斃れ、重光大使も重傷を負つた。而も停戦協定に至る間には老獪なる英國公使の暗躍があり、「事變の解決につき第三者の容喙を許さず」とする我が既定方針は不當に攪亂されたばかりか、一度占領した上海をむざ／＼拋棄しなければならなかつたのである。五・一五事件當時、諸外國新聞は、この停戦協定に對する不満を、事件勃發の主なる動機としたものが多數であつた。さるにしても我が國の權威者と稱せらるゝ人々は、こゝでもその無力を暴露したかに思はれる。隨一の外交評論家と謂はれる法學博士某氏の如きは、次の如く云つてゐるのである。「上海事變は歐米の吾國に對する誤解をいやが上に深くし、英米の輿論も加速度的に悪化した。……是非曲直は別として日本が完全に全世界から不信用を買つたのに上海事件に越すものはない。日本は世界の輿論に挑戦するとの印象を深く刻みつけたことは精神的に拂つた大きな犠牲である」(同氏著「近代世界外交問題解説」三六三頁)

日本がかゝる見解に立つ人々ばかりだつたら、もとより滿洲事變も上海事變も起きなかつたであらうし、従つて英米も氣に病む必要もなかつた譯である。が、大多數の國民はかゝる舊秩序革新の第一線に立つてゐた。英米は日本に於けるこれらの「平和主義者」に凡ゆる援助を惜しまな



かつたと同時に、一方軍部を仇敵視した。英國の聯盟代表ロバート・セシルは、「日支紛争の始めに當りては余は雙方の何れにも偏してゐなかつた。……然るに聯盟の一員であり乍ら日本が此の紛争を擧げて聯盟の手に委ねる雅量のない理由が當初余に了解出来なかつた。其の後紛争の進展につれ、日本の外交をディクテートするものが日本の軍部であるとの結論がつくやうになつた」と述べてゐるが、一切を聯盟の手に委ねる雅量がなくて幸ひであつた。あつたら、滿洲國なぞ勿論出来てゐはしない。また當時アメリカ國務長官スチムソンは「幣原外相を援助して日本の軍部を抑へるつもりだつた」と後日告白してゐる。

滿洲事變を繞るアメリカの對日態度は最も露骨を極めた。七年九月十五日、事變一周年に當つて我が國が滿洲國を正式承認するや、十月二十六日スチムソンは逸早く聲を大にしてそれを非難したが、翌八年に至つて聯盟諮問委員會は左の如き内容の「滿洲國不承認報告書」を採擇した。

- (一) 滿洲國が一切の國際條約に参加することを拒絶すること
- (二) 滿洲國郵便事務並に同政府發行郵便切手の不承認
- (三) 滿洲國通貨の不承認
- (四) 聯盟各國國民が滿洲國より利権を獲得し又は任命を受くることにより被ることあるべき損失に對しては各國政府はその責を負はざること

(五) 滿洲國政府旅券の不承認

(六) 滿洲國に對して派遣される領事の不承認

かくて英米は終始一貫、日本並に滿洲國を壓迫しつづけた。彼等のかくの如き態度は、頑迷なるに非ず又不明なるに非ず、一に自己擁護のためであり、それに對して如何に禮を盡し、辭を卑くして迷を開かうとしても、所詮無駄なるは餘りにも當然であつた。

滿洲事變に對する報復と日本商品の目醒しい進出に對する恐怖とは、イギリス帝國の全面的な對日經濟壓迫となつて現れた。而もそれは世界經濟會議の開かれた八年（一九三三年）六月前後に於て極度に達した。印度、埃及、マレー、南阿聯邦、カナダ等は相ついで、日貨排斥のための關稅引上を行ひ、七月經濟會議が決裂するやイギリスは、英帝國の經濟ブロックを宣言して、他の第三國殊に日本商品の販路を封鎖した。九年五月四日には、我が松平大使は英商相ランシマンより、結構な「日本品輸入割當制覺書」を頂戴し、越えて七日、商相はその即時實施を下院で聲明した。和蘭及蘭印がイギリスに隨つて、抜打的に日本品を輸入制限したのもその頃である。自らブロック經濟を宣言したイギリスが、今日「國際自由通商」の名の下に、日獨伊ソのブロック化的傾向を非難することは出来ない。日獨伊ソに自給自足經濟への途を指示し、ブロック化を餘

儀なからしめたものは、外ならぬイギリス自身である。こゝに自由通商と獨占利潤の上に立つイギリス資本主義の不可避的な矛盾があつた。

かくの如く國際聯盟により或は經濟封鎖により對外的な壓迫を蒙つてゐる時、五・一五事件以來所謂舉國一致内閣下の國內情勢はどうであつたか。

## 2 現状維持派の控頭

昭和七年（一九三二年）の後半から十年（一九三五年）前半に至る約三ヶ年の國內情勢は、革新氣運に對する現状維持派の防禦策の進展と成功に盡きる。舉國一致を看板として登場した齋藤内閣も、何等積極的な時弊匡救策なく、却つて政黨財閥との摩擦を避けることにより現状維持派に再活動の餘地を與へるのみであつた。内閣の主軸が齋藤、高橋、山本の三長老によつて占められたことによつてもそれは明かであり、時の唯一の野黨國民同盟の安達總裁すら「老廢無氣力なる齋藤内閣は益、非常時の深憂を深化して、後日に恐るべき大崩壊を招くべき原因を作りつゝある」と評したのである。

七年十月、滿洲事變、五・一五事件以來急速に増大した陸軍の國政に對する關心を背景とした荒木陸相は、豫算編成に關して増稅論を主張したが、高橋藏相、三土鐵相は之を容れず、結局齋藤

首相は増稅を避けて公債支辨を決定した。翌八年十月、荒木陸相は部内の意向を代表して、速かに國策の樹立を内閣に要求し、軍事參議官も亦これを支持したので、政府は陸軍の要請に基き、十月三日以後前後五回に互つて齋藤首相を始め高橋藏相、荒木陸相、大角海相、廣田外相をメンバーとして五相會議を開催した。國防と財政並に外交との調整が主な議題となつたが、殊に國防と外交工作の限度に就いて、荒木陸相と廣田外相との間に相當議論があつた結果、十月二十日五相會議の結論として左の覺書が發表された。

一、國際關係は世界平和を念とし外交手段によつて我が方針の貫徹を圖ること

二、國防に關しては他國よりの脅威を受けず、外侮を受ることなきを期すると共に我が國力に調和せしむるに留意すること

何れの國も世界平和を念とせざるはなく、また外交手段による解決は無論最上のものたるに異論はないが、外交手段の達成は強力な國防と最後の決意を背景としてのみ可能である。問題はかかる表面の字句にあるのではなく、國防を背景とせざる平和外交といふもそれは無意味である。而も國防を現状の國力に調和せしむるに於ては、急速な國防力の増大は期し得られず、國力が不可變に國防を規定するのではなく、國防力の要請に順じて國力は如何様にも増強、再編さるべきものである。かゝる現存國力を第一義とした前提は、何等かの國內政治經濟組織の變革を避けん

とする現状維持以外の何ものでもない。とまれ本會議に於ける廣田外相の態度は、果然一部の注目を惹き、この時既に後日の首相に擬するものも現はれた。一方、會議後荒木陸相は、「一九三五、六年の危機の程度の認識については必ずしも各相間の意見が完全に一致を見たとはいへぬかも知れぬが、會議の結果相互の了解は著しく深められた」と言葉少なに語つたのみである。

次いで十一月から十二月にかけて、農村救済を主眼とした内政會議が開かれ、後藤農相は農村經濟機構の積極的改革を企圖し、兵農兩全の建前から荒木陸相また極力これを支持したが、高橋藏相、山本内相始め多くの閣僚は氣乗り薄で、未熟な書生案を以て猪突するのは責任ある政治家のなすべきことではないのみならず、現下の財政を以ては到底大規模な農村匡救費を捻出し得べくもない等の消極論を唱へて、革新案を困難とした。かくて舉國一致内閣が最初第一の目標とした農村の徹底的救済は、一應の世情の安定とともに次第に影が薄くなり、僅かに申譯のやうに農村精神の作興、農村協同體の組織、農村負擔の軽減、重要肥料の統制等の抽象的名目を決定したに止まり、それが豫算化については俄かに顧みられないといふ状態であつた。これに對し、陸軍は齋藤内閣は農村問題の認識を缺乏誠意無きものとして不満の聲を洩らし、陸相の一層の強腰を要望した。陸軍が突如「軍民離間問題」に關する次の如き聲明を發したのもその頃である。

「最近豫算問題その他に關して軍民離間の言動を爲すものが少くない、例へば一九三六年の危機

を以て軍部の爲にする宣傳となし、或は過去の戰場に於て戦死せるものは庶民階級のみにして高級指揮官に戦死なしと説き、或は軍事豫算のため農村問題は犠牲に供せらるゝとなす如きこれにして、この種軍民分離の運動は國防の根本を爲す人心の和合結束を破壊する企圖であつて、軍部としては斷じて黙視し得ざる所である(後略)」

またその頃關東軍の滿鐵改組案なるものがあり、滿鐵を持株會社として炭坑その他滿鐵の經營する諸事業から切離さうとしたが、それは内地資本の巨大な滿鐵事業利益に關はるものであつたがために、商工會議所を始め内地の經濟界は、一齊に反對の氣勢を揚げ、齋藤首相また「内地資本の流入を妨げるやうなことは困る」と暗に反對の意向を洩らし、永井拓相も最後の反對してこの改組案は根本的に頓坐することとなつた。この一事によつて、舉國一致齋藤内閣の本質は再び疑問視されるに至つたのである。

九年一月末荒木陸相は病氣のため辭職して教育總監林銑十郎大將が陸相となり、教育總監には眞崎大將が任せられた。國內革新の先鋒として華々しく登場した荒木陸相も、五相會議、内政會議に於ける經緯の後の退場には淋しいものがあつた。滿洲事變以來好かれ悪かれ陸軍は革新勢力の中核として國民から絶大の信頼を貰ひ、それに對して現状維持派は革新勢力の喰止めに躍起となつたが、この二大主流はその後引續き昭和政治史を特徴づけたのである。而も陸相の更迭を契

機として現状維持派は更に勢ひを増して、第六十五議會に於ては久しく鳴りをひそめてゐた政黨が、先の「軍民離間」聲明を捉へて陸軍に當り散らし、政友會の島田俊雄は「軍部が政黨を餘り舐めたことをすると重大な結果を生ずる」とまで迫つた。この時の林陸相の答辯が議會の好評を博したといふことは、荒木陸相の退却とともに、革新勢力の後退を象徴するものの如くであつた。かゝるうちにも現状維持派は内に私利黨略に耽つてゐたのである。六十五議會最中に發端した帝人事件に絡む綱紀問題はその眞姿を遺憾なく暴露した。政友會出身の鳩山文相は同黨員岡本一巳の「鳩山文相は昭和八年樺太工業より五萬圓を收受したり」との瀆職事件の摘發のため、衆議院の査問委員長が「さきに岡本氏の指摘せる鳩山文相竝に政友會の二三代議員に關する件は事實根據なしと決定した」と報告したにも拘らず、「明鏡止水」の心境をうたつて三月三日に至り遂に辭職した。それより前二月八日中島商相は事を「尊氏論」(商相の在野時代の舊稿「足利尊氏論」は逆賊の人格を稱揚するもので國務大臣として不謹慎極まるとして貴衆兩院にて問題にされた)に藉りて辭職したが、早晚帝人事件の進展は辭職を不可避とするを豫知してそれをカムフラージュせんとしたものだとの評が行はれたところ、七月六日に至り果然檢事局の召喚をうけた。中島、鳩山兩相の辭職は内閣の前途に暗影を投じたが、五月に入つて黒田大藏次官が勅裁を経て起訴收容され、大久保銀行局長、大野特銀課長等もつゞいて起訴されて、大藏省銀行局は全滅の慘に瀕した。當初

岡本一巳の査問委員會に參考資料として提出された檢事調書により、政商の政民兩黨首腦部に對する献金の事實が暴露せられてより、事件は遂に政府内部にまで及び七月三日齋藤内閣は辭職した。口に庶政刷新を唱へた舉國一致内閣は、かくて先づ自らの刷新を必要とするといふ皮肉な末路に終つたのである。

齋藤内閣が崩壊するや、直ちに翌四日岡田大將に大命が降下した。

齋藤内閣の初期内閣と政友との間を斡旋してさつさと退陣した鮮かな岡田海相の舉措が想起された。政變と共に部内統制に乗り出したり、空虚な國策を俄かに喧傳したりして、身ぶり宜しく政黨への政權來を夢想した政友會は、政權の二度の素通りに、岡田内閣に對しては最初から反對態度を表明して入閣を拒絶した。にも拘らず岡田内閣に三人の政友關係をとられるとそれを除名して虚勢を張つたが、痛し痒しの色は蔽ひ難かつた。黨利黨略を事とし大臣病患者に満ちた政黨は、反對するにも團結も出來ず、益、自らの墓穴を掘るのみであつた。八日に成立した岡田内閣は、松田源治(文相、民政)、町田忠治(商相、民政)、山崎達之輔(農相、政友)、床次竹二郎(逓相、政友)、内田信也(鐵相、政友)の五人の政黨關係を並べて、その現状維持色を更に濃厚にした。新官僚派を代表する後藤は内相を、藤井は藏相を占めたが、藤井藏相が死んで高橋藏相となるに及び内閣の中心は岡田首相を始め高橋、町田、床次の四長老に移行した。この四人の役割は

前内閣に於ける齋藤、高橋、山本の三人のそれに匹敵するものであり、非常時内閣の實は愈、不透明なものとなつた。九年十一月二十七日に召集せられた第六十六臨時議會は、東北地方の冷害、關西の大風水害その他の災害対策のために開かれたに拘らず、論議の中心は遠くそれを離れて、帝人問題における司法權の濫用、人權蹂躪、或は軍事費偏重、農村對策費輕視、國防と財政の不調和等全く無意味な自慰的論戰に終始した。こゝにも表面に農村匡救を叫び國策の樹立を云々しながら、結局は黨利黨略以外眼中にない政黨の本質が暴露せられた。而も臆面もなく、在滿機構改革問題、陸軍パンフレット問題等を取り上げて、陸軍を攻撃批判することは忘れなかつたのである。

齋藤、岡田兩内閣を迫じての現状維持派の擡頭、舊態依然たる政黨の妄動復活、そのうちにあつて革新勢力は歩一步後退するかに見えた。一面に軍部は、五・一五事件以來民間の革新團體との交渉から次第に遠ざかつて行くとともに、軍首脳部は自重的に傾き肅軍人事が行はれた。殊に九年一月林陸相が就任し、三月永田鐵山少將が軍務局長となつて以來、陸軍の靜觀的態度は一層明瞭となつたと傳へられたが、それはそれとして期する所があつたのであらう。

### 3 その前夜

しかし、その間、注目すべき二三の出来事があつた。九年夏から秋にかけて在滿機構改革問題が起り、陸軍は外務、拓務兩省案に對して、關東軍司令官、駐滿全權の二位一體の強化に成功したが更に十月一日陸軍省新聞班が公表した「國防の本義とその強化の提唱」と題するパンフレットは、軍部の革新に對する不變の熱意を示すものであつた。「たゞかひは創造の父、文化の母であらう」の句から始まるこの書は、(一)國防觀念の再檢討、(二)國防力構成の要素、(三)現下の國際情勢と我が國防、(四)國防國策強化の提唱、(五)國民の覺悟(の五部から成り、國防の意義を「國防は國家生成發展の基本的活力の作用である」と説き、「國民の必勝信念と國家主義精神との培養の爲めには、國民生活の安定を圖るを要し、就中、勤勞民の生活保障、嶺山漁村の救濟は最も重要な政策である」といふ。而してかゝる完全國防の見地から見れば現在の經濟機構の不備を左の如く指摘――

1 現機構は個人主義を基調として發達したものであるが、其反面に於て動もすれば、經濟活動が個人の利益と恣意とに放任せられんとする傾があり、従つて必ずしも國家國民全般の利益と一致しないことがある。

2 自由競争激化の結果、排他的思想を醸成し、階級對立觀念を醸成するの虞がある。

3 富の偏在、國民大衆の貧困、失業、中小産業者農民の凋落等を來し、國民生活の安定を庶幾し得ない。

儲がある

4 現機構は國家的統制力小なる爲め、資源開發、産業振興、貿易促進等に全能力を動員して一元的運用をなすに便ならず、又國家豫算に甚しき制限を受け、國防上絶対に必要とする施設すら之を實施し得ざる状態にある（五一、五二頁）

これが改革方案として左の團項を擧げる。

- 1 建國の理想に基き道義的經濟觀念に立脚し、國家の發展と國民全部の慶福とを増進するものなること
- 2 國民全部の活動を促進し、勤勞に應ずる所得を得しめ、國民大衆の生活安定を齎すものなること
- 3 資源開發、産業振興、貿易の促進、國防施設の充備に遺憾なからしむる如く、金融の諸制度並に産業の運営を改善すること
- 4 國家の要求に反せざる限り個人の創意と企業慾とを満足せしめ益々勤勞心を振興せしむること（五二、五三頁）

このパンフレットの筆者は、鈴木貞一大佐（現中將）、清水盛明少佐（現大佐）、イタリア駐在武官、或は滿井佐吉中佐だとも云はれたが、それは、林陸相の就任以來太平樂を決め込んでゐた財閥、政黨等一部に尠からぬ衝擊を與へた。民政黨は「——一體陸軍が社會政策或は經濟政策に關する指導的意見を國民に發表したことは誠に遺憾千萬で唯々啞然たらざるを得ない。秩序ある國家にはかゝることはあり得べからざることである」と痛憤し、政友會また「——現在の經濟機

構の變改を期して總て國防統制の一元に歸せんとするが如きに至つては遽に同意し難い、——陸軍が所管以外の問題に關與し他の機關を壓迫するが如き感を起さしめたことは遺憾である」と騒いだが、それ以上の狼狽振りを見せたのは財界方面であつた。やつと林陸相が「——これを以て直ちに實行を強ひるといふ性質のものではない」と説明して一應梟がついた。

越えて十一月二十日、陸軍内に一事件があつた、その真相は知り得べくもないが、當局は左の如く發表した——

### 陸軍當局談（昭和十年四月四日發表）

——昨年十一月中旬在京青年將校及び士官候補生若干名が不穩の企圖をなしあるやの疑ありしを以て、嚴正調査のため軍法會議において關係者を取調べたり、その結果によればこれ等將校及び士官候補生は豫てより我國の現状は建國の理想に遠ざかり、宿弊山積し國家の前途憂慮すべきものあるを以て速にこれを刷新改善して我國體の眞姿を顯現せざるべからずとの考へを懷き、これに關し談合連絡をなしたることあり。然れども不穩の行動に出づるの企圖に關しては徹底的に取調べたるもその事實認むべき證據十分ならず、軍法會議においては本件を不起訴處分に附したり。然るところこれ等青年將校及び士官候補生の言動において軍紀上適當ならざるものありたるに因りそれぞれ適應の處分を講じたり。——

十年四月二日本件の關係者として左の三名が處分された。

歩兵第二十六聯隊大隊副官 陸軍歩兵大尉 村 中 孝 次

陸軍士官學校付 陸軍歩兵中尉 片 岡 太 郎

野砲兵第一聯隊付 陸軍一等主計 磯 部 淺 一

停職被仰付(各通)

停職は行政處分中最も重きものであり、六ヶ月間は復職出來ず一ケ年内に復職しなければ自然休職となるのであつたが、その停職中、村中大尉及び磯部一等主計は、さきに「肅軍に關する意見書」を頒布し、その後教育總監更迭に關する文書を配布した廉により、部内の統制を紊すものとして同年八月二日免官處分に附された。

十年二月第六十七議會本會議の席上、貴族院の菊池武夫男並に衆議院の江藤源九郎少將の美濃部博士の天皇機關説排撃に端を發した國體明徴問題は、その後益、重大化した。二月二十五日貴族院に於ける美濃部博士の逆襲的辯明は、却つて一般を刺戟し殊に軍部の憤激を買つた。一部のインテリ、自由主義者達は別として「かゝる學説は斷じて存在を許さぬ」と最初から反對の立場を明確にした軍部を始めとし、一般國民の不滿は、漸く高からんとした。輿論に押されるまゝに政府は漸くにして機關説反對態度を明かにして八月三日「國體明徴」に關する聲明を發表したも

の、當初岡田首相はいづれともつかぬ曖昧な態度を示したものである。従つて博士の著書を發禁にはしたものの、機關説が犯罪を構成するや否やの究明は愚か、博士の行政處分についても積極的な手段は差し控へられた。蓋しそれは同一學説の系統と目せられる金森法制局長官及び一木樞相の責任問題に關聯してゐたのである。一木樞相は九年五月三日、從來樞府内に革新派として勢威を振つた平沼派の二上書記官長の更迭と前後して、一部方面に推されて特に倉富樞相の後を襲つたのであつた。

國體明徴を繞つて世論が奔騰してゐる頃、一方七月十五日突如眞崎大將は教育總監を免ぜられ後任に渡邊錠太郎大將が就任した。ついで八月一日に陸軍定期大異動が行はれ、五・一五事件當時の憲兵司令官秦眞次中將(第二師團長)も菱刈、松井の兩大將とともに待命となつた。

## 第六章 相澤事件

(本章中の公判供述は昭和十一年一月二十八日より二月二十六日に至る東朝東日兩紙掲載に據る)

308

### 1 陸軍省内の刃傷

昭和十年八月十一日の朝まだき、伊勢大神宮の神前に額づく中年の軍人があつた。早朝の神域は殊に森嚴の氣に満ちてゐた。犇々と迫る神氣に打たれたものの如く、引返して來る軍人は、やや前屈みに敬虔な歩を運ぶ。さく／＼と玉砂利を踏む軍靴の音を恐れるかのやうである。——幾何かの後、彼は東京行の車中の人となつてゐた。高い頬骨が何よりも直情の性格を語つてゐる。軍刀に兩手を支へ窓外を見やる眼は異様に輝き、眉宇には何か突き詰めたものが感じられる。途中から雨となり、飛ぶ雨脚がひた／＼と窓を叩いて汽車は走り續けた。

その夜彼が東京原宿驛に降り立つた時には、もう雨は止んでゐた。圓タクを驅つて代々木山谷の西田税方に着いたのは十時頃であつた。

「やあ、相澤中佐殿ですか」

その家の主は快よく彼を迎へた。やがて來合せた大藏大尉と三人一しきり談合に耽つた後、十

一時を過ぎると中佐は別室に入り寝に就いた。

翌十二日午前九時四十分頃、陸軍省局長室に於て軍務局長永田鐵山少將が先刻訪問した東京憲兵隊長新見英夫大佐から報告を聴取中、突然ドアを排して某中佐が闖入したと見るや軍刀を翳して局長に切りつけた。右胸部を深く刺された局長はその場に倒れ、同日午後四時遂に逝去した。その際中佐を制せんとした新見大佐も左腕に深傷を負つた。

永田局長は十六期中の首席として英才を謳はれた部内の偉材であり、白晝而も省内に於けるこの椿事は、陸軍未曾有の不祥事として重大視された。

某中佐が相澤三郎中佐であつたことは勿論である。中佐は陸士二十二期生、陸軍戸山學校劍道教官、青森歩五、秋田歩十七を経て昭和八年廣島縣福山歩四十一附となり、十年八月一日を以て臺灣歩兵第一聯隊附臺北高等商業學校配屬將校を命ぜられてゐた。劍道四段、少尉時代には仙臺市曹洞宗輪王寺に下宿して、無外和尚の教への許に三年間禪生活を送つたこともある。夙に尊皇絶對の志厚く時弊を慷慨してゐたが、その直情の性格は時として熱狂一徹に過ぎることもあるといはれた。その後の「國家改造に對する思想と行動」を豫審調書に於ける中佐の言葉にきかう。



(イ) (前略)——我國はあくまで「一君萬民」の精神で上下心を一にして國運を伸張しなければならぬと考へて居りましたが、近年漸く政黨財閥が腐敗し、或る勢力と結んで私利私慾の爲に動く者が多くなり、様々の罪惡史を記録する情況を現出するに至り、各方面で維新斷行の聲が叫ばれ、私もその感を深くして居つたのであります。特に私は軍人として軍に關係のある人間が、之等不逞の徒と結んで軍の威力を借り或る目的を貫徹させようとする——換言すれば陛下の軍を×××せんとするものが段々出て來た點には、衷心から慨嘆を禁じ得なくなつたものであります。たま／＼その頃陸軍部内で櫻會が結成され、是等の諸惡を是正せんとする運動が起りましたので、私も喜んでその一員となりました。(後略)

(ロ) 昭和六年十月事件當時私は青森歩兵五聯隊大隊長として在任中でありましたが、同志より上京せよとの電報を受取り、精しいことも判らぬので急遽上京しようとした處、途中阻止され深い關係もなくしてじみしました。

(ハ) 又五・一五事件に關しても、事件前事件の首謀者古賀、中村兩海軍中尉と逢ひ、その意見を聞いたことがありましたが、計畫そのものについては具體的な話は少しも聞いて居りません。(註當時中佐が切に輕舉を戒めたことは「五・一五事件」の項に詳述した通りである)

### 「犯行の動機」については同く豫審調書によれば

#### (1) 十一月事件首謀者の停職處分

私は昭和八年夏頃から、國家の革新は軍部が國體觀念によく徹底して一致結束して目的貫徹に進まなければならぬにも拘らず、陸軍部内の情勢は事毎に相反するので、國家革新のためには先づ部内の革新を斷行しなければならぬと確信するに至りました。殊に昭和九年三月永田閣下が陸軍省軍務局長に就任してから

一月歩兵大尉村中孝次(歩兵第二十六聯隊大隊副官)と陸軍一等主計課部淺一(野砲兵第一聯隊付)兩名が、……………停職處分に付せられたのは、……………不當であると憤慨しました。これは永田閣下の誤つた意見によるものと思ひました。

#### (2) 教育總監の更迭

次で昭和十年七月十五日突然教育總監渡崎甚三郎大將が……………罷免更迭されました。これは……………大問題で、陸軍大臣を輔佐すべき重大責任ある永田閣下が、……………する目的から策動したものと考へました。陸軍の中で最も重大な役目の軍務局長が、……………をするやうでは、國家の革新は愚か、陸軍の改正は到底實現されないので、私はまづ永田閣下の反省を促し、……………の責任により直に辭職謹慎の要求をする決心をしました。(註)これについては公判にて「教育總監更迭に際し村中機部についてどう考へたか」との法務官の質問に對して中佐は「國軍が憂ふべき方向に進んでゐることを衷心から心配致しました。教育總監は……………更迭させられ、しかもこれに警告した人々は……………やうな状態では、皇軍は全く腐敗墮落の淵に瀕してゐる——」と言つてゐる。

かくて中佐は聯隊長に上京方を願出たところ「間違のないやうに」との注意をうけて許可されたので、永田局長に直接辭職を勧告すべく、七月十七日午後四時發の急行で福山を發つた。陸軍省へ着くと、まづ池田少佐、有末少佐（當時大臣秘書官）等に會ひ、外務省に出かけた局長を待つ間もなく歸つて來た。——面接は約一時間に及んだが、結局要領を得ずして終つた。が、それでも何かの機會に局長の辭職を心中に願ひながら、一先づ福山へ歸任した。そこへ、村中大尉から送られて來た「教育總監更迭の事情」その他の書類は、愈、中佐の心を掻き亂した。

——私は村中大尉から送られた……書類その他を見て、皇軍が急速度で×××してゐる重大危機を憂へました。私が怒るのを今の世の中に、そんな正直なことをいふのは馬鹿だと冷笑する軍人もあつた——私は今こそ無外禪師の教訓を身を挺して行ふ時機が來たと悟りました。（公判供述）八月一日になつて突然中佐は、臺灣へ轉任を命ぜられた。かくて、愈、意を決した中佐は、十日再び福山を發ち東京へ向つた。そして十一日朝伊勢神宮に詣でその夜西田税方に一泊したのである。その時もまだ萬が一情勢の變化を心私かに期待してゐたが、話をきくにづれ、一切が無駄なのを知つたといふ。が、自分の決意は誰にも打ち明けず、居合せた大藏大尉には、明日借行社で買物をして臺灣に赴任すると傳へたのである。

——翌十二日朝私はフラ／＼西田方を出て圓タクで陸軍省の裏門に着きました。フト私は山岡閣下に會はうと考へました——山岡閣下は私の尊敬する昔の長官で挨拶する積りだったのであります——山岡將軍に御目にかゝると將軍は「久しぶりだ、マアかける」といはれ……私は永田閣下に會ひ度いといふと「何故か」と訊ねられ、私が給仕に永田閣下の存否をきいたので山岡閣下は「お前は會つてはならぬ」と忠告されました……そこへ給仕が歸つて來ましたので、後で御説明しますと斷り永田閣下の部屋へ向ひました。部屋に入ると永田閣下の外に誰か二人ゐました、私はすぐ刀を抜いた、閣下は私の權幕に驚きスツと駆けられた——私はそれから先ははつきり覺えません……閣下は……ビタリと身體をドアにつけた、私は斬られないので兩手で軍刀を握り……刺しました……この時隣室で押へるとか何とかどよめきが聞えました。

私は永田閣下を刺し廊下に出た時、兵務課長山田大佐の聲で「相澤々々」と呼んだのを覺えてゐる。私はそのまゝ山岡閣下の部屋に戻ると閣下は私の左手の血を見て驚かれ、……新しいハンカチで手首を結へてくれました……閣下はしきりに心配して「今からどうするか」ときくので、私はこれから借行社に行き買物をして臺灣に赴任すると答へました……部屋を出て醫務室に行く時病院長の擔架が廊下を出るのを見ました。……そこへ私服の憲兵が來た……麹町分隊に行きませうといふので、出がけに、新聞班長根本大佐が丸くなつて驅けて來て私の手を握つたので、私は士官學校では彼より先輩なので兄貴のやうな氣持がして喜んで「お國のためしつかりやつてくれ」といふと、根本は……手を握りました。そこへ山下閣下が見えて「靜かにしろ」といはれたので、私は敬禮して階段を降りました——（公判供述）。

## 2 公判と眞崎大將の出廷

永田事件は大きな波紋を政界上層部に投げた。事件後九月十八日には、春以來問題となつてゐた機關説が犯罪を構成するものと断定を下され、美濃部博士の處分が決定し貴族院議員を辭したのもその頃である。それより前九月五日には林陸相は遂に事件の責を負つて辭職し、川島義之大將が之に代つた。また事件當時兵務課長の職にあり、事件に對して責任を痛感してゐた陸軍兵器本廠附山田砲兵大佐は、十月五日午前十時頃世田谷の自宅で割腹自刃した。牧野内大臣、金森法制局長官の異動があつたのも、事件の豫審調書發表後のことであつた。

公判は翌十一年一月二十八日より、裁判長佐藤正三郎少將の下に第一師團軍法會議法廷に開かれることになつた。相澤中佐の特別辯護人として立つ陸大教官滿井中佐は、公判を前にして

——「私は獄中の相澤中佐と度々面會し意見を交はした結果中佐の心情はよく判りました、豫審調書でみると、犯行の動機が怪文書に刺戟されたやうになつてゐて、中佐の素志が曖昧になつてゐるやうです。若し公判が………するやうなことがあれば、私は中佐に代つて國家革新の大目的のため全力を盡して闘ふ覺悟です。場合によつては職を賭するやうなことになるかも知れません」と語り、相澤中佐夫人米子さんは

「公判を前に別にこれといつて申し上げるやうな感想はありません——たゞ子供たちもお父さんを信じ切つて居りますし、相澤も刑が軽くなるやうになどといふ考へは毛頭ございませんでせうし、——數日前面會に参りました時にも公判については何事も申しませんでした、歸宅の途中明治神宮に参拜いたしました、たゞ何となく有難く涙がこぼれ、正しく強く生きようと一入考へて居ります」と語つた——（昭和十一年一月二十七日東朝）。一方、事件後相澤中佐と豫て同志關係にあつた青年將校の一群は、西田税、龜川哲也等とともに種々公判對策を凝議した結果、民間側辯護人として貴族院議員鶴澤聰明博士が起つことになつた。

二十八日午前十時、開廷劈頭滿井中佐は

- 1 相澤中佐の行動は公人として行つたものか私人としての資格でやつたものか全然明確になつてゐない
- 2 行動の原因動機たる社會的事實の審理調査が全くないのは不可である。
- 3 被害者たる永田中將の死亡は時刻が事件當日陸軍省公表では午後四時死亡せりといふが、檢察官の談によると午前九時四十分や、過ぎ——犯行後數刻を出でずして死亡したとなつてゐる。即ち陸軍大臣に誤りがあるか檢察官の起訴に誤りがあるか何れかである。もし………したと考へれば臆軍のため重大なる不正である。（東朝昭和十一年一月二十九日付夕刊）

以上の三項を擧げて審理再調査、公判中止を申請要求した。この申請は却下されたが、劈頭の

爆弾動議は、公判の多難な前途を豫想させた。法務官の訊問は型の如く進められた——訊問が「國家革新の思想」に及ぶや、中佐は聲を張り上げ

「相澤の申上げること革新などといふ言葉を當て嵌められるのは、全く誤りであります、天子様のまします國に國家革新などといふことがありやう筈はありません、まづこの點をはつきり決めてかゝります」

と政黨財閥の積弊を痛嘆し、次いで青年將校の本質は、上下一致の精神的合一を何とかして作り上げたい、そのみを念願とするものだと言ひ

「青年將校が國家革新のためには、直接行動も敢て辭せぬなどと簡単に申されるのには、全く心外の至りであります、青年將校の日夜切磋琢磨する實情をみれば、日本國民として涙に咽ばぬものがありまするか」と熱狂的に語つた。

その間公判第三回日の二月一日、鶴澤辯護人は起つて、師團司令部に齎らされた血書二通を佐藤裁判長に提出した。裁判長が一應披見して相澤中佐に示すと、中佐は深く頭を垂れて涙をふいた。が、やがて頭を擧げると、軍隊、陸士教育の缺陷を論じ

「少しどうか英邁と横着とはあくまで區別していただきたい、私慾のために洞ヶ峠を決め込んで

いつも利口に立廻つてゐるやうなものは、あくまで一刀兩斷すべきであります——」

と結んだ。第四回日の二月四日には、法務官は證據品の所謂怪文書を取り出し、證據固めの訊問を續行、まづ教育總監更迭につき

法「何を以てかゝる事實を信じたか」

相「前回述べましたやうな私の眞剣な感じと實際見聞した點からであります」

法「永田局長に辭職勧告の日、西田方に於ける會合の様子は」

相「大議以外には會はず、翌朝歸福し村中からの文書を受取つたのであります」

法「それは眞實と思つたか」

相「はい、さうであります」

法「何故眞實と思つたか、村中がいふのだから間違ひないと思つたのか」

●この問ひに中佐は大聲一番

相「さうではありません、辭句で信じたのでありません、その精神を信じたのであります」

法「その時折角事情を確めるために上京したのだから、何故もう少し外の方面で確めなかつたか」

相「その時の気分は、丁度軍人が戦場の刃の下で向ひ合つたやうな鋭い氣分で、今法廷で考へられるやうな呑氣なものではありません」

理詰めめ訊問に中佐は、當時の心境情勢を「理窟ではありません」と一刀兩斷的に結ぶ——（東朝昭和

十一年二月五日付夕刊)

更に覺悟及び心境について再び豫審調書の陳述を見よう。

事に處しての覺悟

(イ)——私の心の中の覺悟としましては、總て確信による行動であるから、事の成ると成らざるとを問はず、行動を終ればそのまゝ平然と任地臺灣に赴く考へてありました。永田閣下を刺したその場で割腹する等の責任云々による行動でもなければ、昭和維新の捨石として名を残すといふやうな考へも全然なかつたからであります。

(ロ)——然らば何故永田閣下を殺したかと申せば、………が最もよきその氣持を表して居ります。私は永田閣下に毫も個人的な又派閥的な恨みを持つ人間ではありませぬ(中略)軍にとつて重要な軍務局長としての仕事を永田閣下が十分に盡してゐない、それ故に軍は危機に臨んでゐると信じたのであります。(後略)

現在の心境

既に申述べましたやうに、全く私今回の決行は、何人の指示もなく教唆も受けず、全く一軍人として國を思ひ軍を思ふの一念から出發したものであります——(中略)——唯然し永田閣下の御遺族に對しては衷心より相済まぬと思つてゐます。

二月七日、民間側唯一の辯護人鶴澤博士は、突如政友會を脱黨すると同時に次の如き聲明書を

發表した。

陸軍省に於ける相澤中佐事件は皇軍未曾有の不祥事であります——(中略)——本事件を單なる殺人暴行といふ角度から見るのは皮相の譏りを免れません、日本國民の使命に忠實に、殊に軍教育をうけたものの茲に到達した事件でありまして、遠く建國以來の歴史に關聯を有する問題といはねばなりません。

x

従つて統帥權の本義を始めとして、政治經濟民族の發展に關する根本問題にも觸れるものがあります、實にその深刻にして眞摯なること、裁判史上空前の重大事件と申すべきであります。裁判の進行とともに各方面の關係を明確にするためには公明正大なることを要し、如何なる顯官重臣と雖も證人たらざるを得ない場合があるかとも思はれます。(中略)

私としては斯る場合に一黨一派に籍をおき、多少なりとも黨派的好尚に影響せられてはならぬと痛感し——茲に政友會を脱黨することに相成つた次第であります、蓋し事件の真相を審究し、單に辯護人たる責務の外に、國家的見地からかかる問題の最善の解決を希求する念が熱烈となり、仁愛を基本とする刑政の本義を闡明せんとする微衷は、私をしてこの決意に至らしめたのであります。

昭和十一年二月七日

貴族院議員 鶴澤 聰明  
法學博士

——(東朝昭和十一年二月八日付夕刊)——

この鶴澤博士の一石は、公判の進行を注視してゐた國民の關心をさらに高潮せしめるとともに各方面に異常な衝動を與へ、事件は愈々重大化した。——本事件の極めて特徴的なことは、犯行についてはもはや一點の疑點もなく、そのための證人、證據品等は一切不要とされたが、その動機原因に關しては劈頭滿井中佐の申請に見る如く、當初から問題を惹起した。即ち「巷説を妄信した結果」といふ當局の認定發表に對して、辯護人側は、果して巷説を妄信したのかそれとも事實を認識したものかについて豫審調書を不備となし、その真相究明のために證人喚問を主張したのである。軍法會議當局に於てはこの際一點の疑惑も止むべきに非ずとして、佐藤正三郎少將は裁判長の獨自の權限を以て、橋本中將(事件當時陸軍次官)及び林大將(當時陸軍大臣)を喚問することに決定した。

かくて二月十二日、公開禁止のまゝ橋本中將の證人喚問が行はれた。この日滿井中佐は、豊橋市東八町林家義といふ人から送られて來たといふ木箱を裁判長に提出し「これは乃木將軍の着られた襦袢ださうですが、獄中の相澤中佐に着せて貰ひ度い」と願ひ出た。次いで十七日軍事參議

官林銑十郎大將が證人に立ち非公開にて約二時間に亘つて證言を行つたが、現役大將を證人に喚問したことは實に軍法會議開設以來前代未聞のことであるのみならず、時の陸軍大臣として本事件の重要案件たる教育總監更迭事情等を知悉する大將の證言内容ば、今後の陸軍の動向をも決定するものとして注目された。が、林大將の出廷により、時の三長官の一人として一方の當事者たる軍事參議官眞崎大將の召喚も必至と見られるに至つたが、果然二十二日鶴澤、滿井兩辯護人から眞崎大將の證人喚問を申請したに對し、佐藤裁判長はこれを許可した。

——同日夜折柄微中の眞崎大將は世田谷の自宅にて惘然として語る「今晚軍法會議から證人の喚問狀を受取りました、——陛下の御命令であるから萬難を排して立つ覺悟です。自分の心境は淡々たるものだから、何を訊ねられやうともその場に臨んで問はれたことだけを答へるまでだ——私は今たゞ國家の前途を憂へるだけで沈黙を守つてゐる、いづれ順逆黑白が判る時が來るであらう」と謎の如きことを語る——

(東朝昭和十一年二月二十三日)

序にて豫審調書中、相澤中佐の陳述により中佐と眞崎大將との關係を見よう。

「私が眞崎閣下に始めて御會ひしたのは士官學校生徒の時で閣下が幹事でありました。大變有難い御話をきいて御近づきになりました、その後私が東京の體操學校に在任するうち、閣下に度々御指導をうけ、御宅にも度々參上して御話を伺ひまして、閣下が實に尊い御方であることを悟りました、閣下はいつも私に輕率妄動を戒められました」。

二十五日、問題の人眞崎大將は出廷した。教育總監更迭の真相の鍵を握り、全青年將校の輿望を一身に集める大將は、事件勃發以來一部に疑惑の眼を向けられ只管沈黙を守つたが、一旦出廷する以上、忌憚なき眞意を吐露して一切の事情を明かにするものと豫想され、従つて證言時間も相當長びくものと思はれたが、大將は僅か五十分足らずで退去してしまつた。この豫想外に早い退廷に嚴戒中の廷外はたゞならぬ氣配に包まれ私服憲兵、師團司令部員等が慌しく往來した。大將は喚問狀と同時に通達される「證人訊問要旨」は概ね抽象的であるため一應出廷はしたものの教育總監在任當時の機密事項等は軍事上の利益のため勅許を仰いで後答へるべきものとして詳細な證言は避けて退廷したものと傳へられた。それは軍法會議法第二百三十五條第二項「(前略)教育總監若クハ軍事參議官又ハ此等ノ職ニアリシ者前項ノ申立(職務上ノ機密ニ關スルモノナルコトヲ申立ツルトキ)ヲ爲ストキハ勅許ヲ得ルニ非サレハ證人トシテ之ヲ訊問スルコトヲ得ス」に據るものである。

眞崎大將退廷後同日午後一時五十八分傍聽禁止を解いて再開、鵜澤辯護人立ち、勅許を仰いで同大將の再喚問を申請するに至つて事態は頗る重大化した。その外に齋藤内府の喚問を要求しまた満井特別辯護人は、三井の池田成彬氏並に親戚の會社重役太田亥二氏、木戸幸一侯、井上三郎退役少將、牧野前内府祕書下園佐吉氏、警保局長唐澤俊樹氏等の喚問を申請した。そして更

に満井中佐は——訊問要旨並に申請理由を説明して、▲齋藤内府に對しては(一)教育總監更迭前後の具體的事情(二)齋藤内閣辭職當時の重臣會議の事情その他▲池田、太田兩氏には(一)永田中將との交友關係の實情(二)現在の日本國家の形勢に對する認識抱負等▲木戸、井上、下園の諸氏に對しては所謂朝飯會の内容、特に牧野前内府と軍中央部及び所謂新官僚との脈絡關係につき▲唐澤警保局長に對しては同郷の永田中將との關係等につき御調べを願ひ度いと希望し、證人申請の全般的理由を詳述した後、「相澤中佐事件の綜合的觀察を要求する」と一段と聲を勵まして、國民生活の窮乏、思想の混亂、國家内外の情勢の激化、これに處すべき皇國日本の革新的使命を述べたが、午後三時十五分に至り、裁判長「長くなるから書面にして提出する譯に行かぬか」と問へば、満井中佐色をなし「一時間か二時間の勞を割いて下さる譯には参りませぬか」。一旦休憩、三時四十五分再開、満井中佐再び立ち、農村の經濟生活を數字を擧げて論じ、農村青年と青年將校との關係、財界恐慌の原因と不公平な經濟措置等を列擧、次いで三井、三菱、住友、安田の所謂四大財閥の資本獨占を非難、その論鋒は益、尖鋭化し、更に財閥と重臣の關係を一々氏名を擧げて論鋒をゆるめず、前後三時間に互る熱辯を揮つた——(東朝昭和十一年二月二十六日に據る)

眞崎大將の出廷に加へて満井中佐の辯論のあつた二十五日の法廷は、緊張その極度に達し、全

國民の耳目を聳動せしめた。

そして翌二十六日の早朝——國民は何を見、何を聞いたか。

## 第七章 二・二六事件

### 1 雪の朝

昭和十一年二月二十六日、前夜來降り始めた雪は、曉頃より一層激しくなり、帝都を白一色に蔽ひ盡した。見事な粉雪がひつきりなしに舞ひ降りること日早朝、麴町南部一帯、永田町から日比谷方面にかけて交通は嚴に遮斷され、外套頭巾を眼深に着剣した武装兵が、極めて緊張した面持で突つ立つてゐた。官衙街に向ふ電車は、一地點まで來ると停止して引返して行き、バスは迂廻してあらぬ道を辿る、堰止められた地點には、好奇心に満ちた市民が立ち止まつてゐた。何かあつたなどは直感出來ても、一切の報道機關は沈黙を守つてゐるので真相は掴めない。やがて市民は様々な想像を始めた。と、朝來放送を中止してゐたラジオが全國取引所の一齊休業を報じた。大事件の突發！ それだけは間違ひなかつた。而もその朝の新聞は、眞崎大將の出廷、特別辯護人満井中佐の熱辯等昨日の相澤公判の紛糾を大々的に報じてゐる。二十日の總選舉では、無産黨が著しい進出を見せて、左翼は我が世の春を謳歌した。更に最近には、日露戰爭以來三十年振り



に第一師團の滿洲派遣が傳へられた。その直後のことである。臆測すれば出来ぬこともない。噂のまゝにその日は雪に暮れた。夜に入ると各商店は早くから戸を閉め、銀座、新宿等の繁華街もいつになくひっそりと静まり返つた。

午後八時十五分、ラジオは沈黙を破り、街々に號外の鈴音が鳴り響いた。漸く事件の一端が發表されたのである。

(二月二十六日午後八時十五分陸軍省發表)

本日午前五時頃一部青年將校等は左記の個所を襲撃せり

首相官邸

岡田首相即死

渡邊教育總監私邸

教育總監即死

牧野伯宿舍(湯河原伊藤屋旅館)

牧野伯不明

鈴木侍從長官邸

侍從長重傷

高橋大藏大臣私邸

大藏大臣負傷

齋藤内大臣私邸

齋藤内府即死

東京朝日新聞社

これら青年將校の厥起せる目的はその趣意書によれば内外重大危機の際、元老、重臣、財閥

官僚、政黨等の國體破壊の元兇を交際し以て大義を正し國體を擁護開顯せんとするに在り

右に關し在京部隊に非常警戒の處置を講せしめたり

事件勃發するや、首相、藏相を除く全閣僚は午前から午後にかけて急遽参内、閣議の上同日午後六時後藤内相が總理大臣臨時代理に親任せられたが、更に同夜深更宮中で閣議の結果内閣は總辭職に決定、後藤總理大臣臨時代理は辭表を取纏めた後直ちに天皇陛下に拜謁仰付けられ、これを闕下に捧呈した。これに對し陛下より何分の沙汰あるまで引續き國務をみよとの有難き御詔を拜して御前を退下した。二十七日には高橋藏相の薨去が發表せられ町田商相が兼任、二十九日にははからずも岡田首相の生存が判明して、後藤内相の總理大臣臨時代理は免ぜられたが、岡田首相、町田兼任藏相ともに、直ちに辭表を捧呈して骸骨を乞ひ奉つた。

一方、川島陸相は同日午前九時五十分参内、天皇陛下に拜謁仰付けられ、事件に關し委曲奏上したが、伏見軍令部長官、朝香軍事參議官官、東久邇軍事參議官官三殿下を始め奉り、眞崎、荒木、林、阿部の各大將参内、本庄侍從武官長を交へて軍の態度につき重大協議を遂げた。また一本樞府議長、平沼副議長を始め各樞密顧問官も同日相次いで参内し、夕刻より緊急樞府本會議が開かれ重要協議した。

かくて後藤首相代理以下は軍とも連絡をとつて事態の應急措置につき鳩首協議を重ね、陸軍で

は治安維持のため戦時警備令を施行することに決定、同日午後七時東京警備司令部から次の如く発表され、同十時二十五分東京警備司令官は告諭を発表、いづれもラジオで放送した。

(二月二十六日午後七時東京警備司令部発表)

- 一、本日午後三時第一師團管下戦時警備を下令せらる
- 二、戦時警備の目的は兵力を以て重要物件を警備し併せて一般の治安を維持するにあり
- 三、目下治安は維持せられあるを以て一般市民は安堵してその業に従事せらるべし

#### 告 諭

今般第一師團に戦時警備を下令せらる、本職はこゝに大命を奉じ軍隊の一部を所要方面に出動せしめたり今回の出動は帝都の治安を維持し緊要なる物件を掩護する目的に出づるものなり、軍隊出動の目的以上の如し、本職は官民互に相戒め誹言を慎み秩序の維持に協力せられんことを切望す

昭和十一年二月二十六日

東京警備司令官 香 椎 浩 平

この発表の一つが市民の耳に食ひ入るやうに傳へられた。つゞいて海軍省並に内務省も次の如く発表――

(二十六日午後八時四十五分海軍省発表)

- 一、第一艦隊、第二艦隊は各東京灣及び大阪灣警備のため回航を命ぜられそれ〴〵二十七日入港の豫定
- 二、横須賀警備隊は東京港警備を命ぜられ二十六日午後芝浦に到着せり

(二十六日午後九時十五分内務省発表)

先に陸軍省より発表せられたる事件に關しては帝都及び全國地方とも一般治安は維持せられ人心は動搖なく平靜なり

(二十七日午前零時半内務省発表)

その後各地より來着せる情報によれば各地方とも何等事故なく平靜なり、帝都に於ては軍隊、憲兵、警察相協力して治安の維持に當りつつあり、一般に平靜なり

艦隊入港の報は愈、事件の重大性を想はせたが、果然二十七日午前三時半に至つて東京市全部に戒嚴令が公布せられ、戒嚴令第九條及第十四條の適用とともに、戒嚴司令部は九段軍人會館、戒嚴司令官に東京警備司令官香椎浩平中將、戒嚴參謀長に東京警備參謀長安井藤治少將がそれぞれ決定した。それについて早朝八時十五分、香椎司令官は市民に告諭を發した。

(二十七日午前八時十五分発表 戒嚴司令官告諭)

今朝昭和十一年勅令第十八號及び第十九號(二月二十七日官報公布)を以て東京市の區域に戒嚴令中一部施行を命ぜらる。是蓋し前告諭に示せる如く帝都附近全般の治安を維持し緊急なる物件を掩護すると共に赤系分子等の盲動を未然に防遏するの目的に出づ。茲に本職は大命を奉じ兵力を以て戒嚴地域を警備し地

方行政事務及び司法事務の軍事關係あるものを管掌せんとす。地域内官民克くその理を辨へ協力一致深く言動を慎み本職を信倚し以て戒嚴の施行をして遺憾なからしめんことを期すべし

昭和十一年二月二十七日

戒嚴司令官 香 椎 浩 平

戒嚴令發令の故か二十七日の市中は昨日に比べて餘程平穩に立返つてゐた。前日來遮斷されてゐた警視廳一帶の交通もこの日は朝から自由となり、附近に立つてゐたいかめしい武装兵の姿も見られなかつた。麴町西部の極く一小部分を除いては市中はほぼ平常通りとなり、バス、電車は縦横に疾驅し、映畫館、劇場も開けば、銀行も營業を續けた。

しかし政治中樞部は、事態の收拾を繞つて朝來唯ならぬ緊張をみせ、要人の折衝會合が相ついで行はれた。殊に事件は皇軍空前のものであり、責任を痛感した陸軍首腦部の往來は頻繁を極めた。午前十時半には九段借行社に非公式軍事參議官會議が開かれ、林、眞崎、阿部、荒木、植田西、寺内の各參議官集合し、川島陸相以下の陸軍中央部と熟議を遂げ、明倫會總裁田中國重大將加藤寛治海軍大將等も同所を訪れた。それより眞崎大將は香椎戒嚴司令官を招いて治安状態を聴取、午後九時半阿部、西の兩大將と同行して憲兵司令部屋上に川島陸相、杉山參謀次長、古莊次官等と會見、同十時二十分には再び借行社に歸り、翌曉まで參議官會議を續行、同所に夜を明か

した。

御任地弘前より急遽御歸京の秩父宮殿下は午後四時五十九分上野驛御着、近衛歩兵第一、第二聯隊の兵士が御警衛申上ぐるうちを御緊張の色も長く直ちに自動車に召され、同五時十七分高松宮殿下と御前後されて御參内、別室で、川島陸相、本庄武官長等と御會見の後、秩父宮、高松宮兩殿下には天皇陛下に御對面、時局について御會談、同九時十分御退出遊ばされた。また午後二時二十五分大磯より御歸京遊ばされた梨本元帥宮殿下には一旦御歸邸の上同三時五十分御參内あらせられた。

一方内務省に於ても午前九時半より唐澤警保局長以下警保局首腦部全員參集、帝都を中心に全國の治安確保につき重要協議をとげ、また外務省でも在外使臣に訓電を發して、國際關係の動搖悪化を防ぐ手段を講じた。午後四時戒嚴司令部第一號の發令あり、引續き戒嚴司令部は治安状態その他心得を逐一市民に告げた。

(二十七日戒嚴司令部發表第一號)

- 一、戒嚴司令官隷下の部隊は近衛師團並に第一師團の平時在京部隊の外昨二十六日上京を命ぜられたる近在部隊の一部にしてこれらの部隊は既に昨二十六日夜半着京せり
- 二、目下東京市内は平穩にしてその後變化なし

昨日戦時警備令が發せられた頃動員をうけた部隊は、同夜深更までに歸着したのである。地方部隊の上京、この報は愈々唯ならぬ雲行を聯想させた。同四時四十分第二號發令——

(二十七日戒嚴司令部發表第二號)

- 二十七日戒嚴司令官より警視總監及び憲兵司令官宛軍事に關係ある警察事務に關し左の如く命ぜらる。
- 一、集會及び時勢に妨害ありと認むる新聞、雜誌、廣告の停止
  - 二、銃砲、火藥、兵器の賣買及び授受禁止
  - 三、交通は停止せず
  - 四、警戒配備を嚴にす

午後五時頃帝國ホテルに止宿してゐたロンドン デーリー エキスプレス特派員と稱する英國人ハムソンなる者は、投宿人に對し種々デマを飛ばしてゐたので丸ノ内署に檢舉された。

日中緩和されたかに見えた街の相貌は、夜に入るとまた緊張を呈した。麴町南部は再び交通を嚴禁され、寒夜の路上には多數の武装兵が包圍隊形をとつて警戒した。市民は昨日以來夫々の見聞を傳へて、互ひに語り合つた。しかし語る人も聞く人も、その眼は異常な關心に輝いてゐたが不安に戦くといふより、何か確信をまさぐるやうであつた。午後九時半、凍りついた夜の空気を震はせてラジオがびん／＼響いた。

(二十七日午後九時半、戒嚴司令部發表)

目下東京市中において種々流言が行はれ御心配の向もあるやうであります。戒嚴司令官は必要の軍隊をもつて嚴重に警備し帝都の治安は確實に維持せられて居りますから徒らに風説に迷はされぬやう御注意下さ

後はまた元の静けさに返つた。空は飽くまで暗く、交通は遮斷され、武装兵の立ちつくした永田町の一角だけが、異常な沈黙に冴え返つてその夜は更けた。

## 2 事態愈々切迫

二十八日は午前八時から市電並に市營バスは運轉路線の大變更が行はれ、午前六時放送局は戒嚴司令部の命令で、マイクロホンを軍人會館の司令部に移動し、中村アナウンサーその他數名が詰切り、街には交通整理のため防護團が出動した。一方各方面の折衝は愈々急調を呈した。二十六日來參内してゐた各閣僚は午前二時頃一旦退出したが、午前十時頃再び相前後して參内し緊急臨時閣議を開いた。宮中に於ける閣議は二十六日以來實に三日間に及んだ。閣議に出席し事態收拾に關する各閣僚の意向を聴取した川島陸相は、十一時戒嚴司令部に到り、軍事參議官、香椎司令官等と對策を協議、更に憲兵司令部に荒木、眞崎兩大將と會見した後、午後零時五十分急ぎ再

び参内した。借行社、軍人會館、憲兵司令部は軍部政界要人の往來引きも切らず、折柄の雪の中を緊張そのもののやうな動きを見せた。

またこの日海軍でも大角海相は午前五時海軍省に登廳、長谷川次官以下首脳部が參集して重要打合せを行つた。その後後藤首相代理と荒木大將、町田商相と湯淺宮相とは、それ／＼宮中に會見協議した。また相澤中佐の特別辯護人満井中佐が、この早朝借行社に眞崎、荒木等各軍事參議官を歴訪して重大進言をなし、注目を惹いた。

市中の警戒は再び嚴重となつた。丸ノ内のビル街は、大體午前中に仕事を切上げ、午後は固く扉を閉じた。たゞ赤坂見附から山王下に至る通りは、何か異様な切迫感に満たされてゐた。交通は途絶えたりまた解除されたりした、そこを通る自動車は申し合せたやうに徐行した。雪はもう止んでゐた、やがて黄昏が迫る頃、その一角から時折り人の叫び聲が聞えたが、間もなくそれも止むと、自動車も電車も通らなくなつた。愈、交通が遮斷されたのだ。周囲は次第に切迫感に満たされて行つた。同夜十時三十分に至り、ラジオは新たな發表を市民に報じた。

(戒嚴司令部發表第三號)

一、一昨二十六日騒擾を起したる數百名の部隊は目下麹町區永田町附近に位置しあるも之に對しては戒嚴司令官に於て適應の措置を講じつつあり

二、前項部隊以外の戒嚴司令官隷下の軍隊は陛下の天命を奉じて行動しつつありて軍紀嚴正、士氣亦旺盛なり

三、東京市内も麹町區永田町附近の一小部分以外は平靜なり、又其他の全國各地は何等の變化なく平靜なり

この發表によつて一部青年將校だけの行動ではなく、數百名の部隊が參加した部隊行動であり而も市中に皇軍が相對峙してゐたことが始めて明かにされた。夜の更けるとともに警戒は益、嚴重を加へた。後に明かになつたが、この日こそ皇軍相撃つか否かの岐れ目だつたのである。

### 3 討伐令下る

遂に手段は盡きた。一つの決定とともに深夜の市中は、一瞬皇軍相撃といふ未曾有の不祥事を豫想して戦慄した。事件勃發以來四日始めて晴れた二十九日早朝五時半、戒嚴司令官は戒嚴區域内の一切の交通を停止、東海道線は列車は横濱、省電は川崎、東北線方面は列車は大宮、電車は川口、中央線は列車は八王寺、電車は吉祥寺までとし、市外との通話も禁止、かくて大東京は一切の活動を停止した。午前六時二十分、遂に勅命に抗した叛亂部隊として武力鎮壓の旨がラジオを通じて發表され、國民の曉眠を破つた。

(二十九日午前六時二十分發表、戒嚴司令部告諭第二號)

本職は更に戒嚴令第十四條全部を適用し斷乎帝都附近に於て騷擾を起したる叛徒の鎮壓を期す。然れどもその地域は狭小にして波及大ならざるべきを豫想するを以て官民一般は前告諭に示す兵力出動の目的を克く理解し特に平靜なるを要す

昭和十一年二月二十九日

戒嚴司令官 香 椎 浩 平

凡ての報道機關が停止された中に、ラジオだけが次々と重要報道を傳へて、全國民に急迫した情勢の推移を告げた。

(二十九日午前六時二十五分戒嚴司令部發表第四號)

二月二十六日朝蹶起せる部隊に對しては各々の固有の所屬に復歸することを各上官よりあらゆる手段を盡し誠意を以て再三再四説諭したるも彼等は遂にこれを聽き入るるに至らず

そもそも蹶起部隊に對する措置のため時日の遷延を敢て辭せざりし所以のものは、若しこれが鎮壓のため強硬手段をとるに於ては流血の慘事或は免るる能はず、不幸かゝる情勢を招來するに於てはその被彈地域は誠に畏くも宮城を始め皇王族邸に及び奉る虞もあり、且その地域内には外國公館の存在するあり、かゝる情勢に導くことは極力これを回避せざるべからざるのみならず、皇軍互に相撃つが如きは皇國精神上誠に忍び得ざるものありしに因るなり、然れども徒らに時日のみを遷延せしめて、しかも治安維持の確保を

見ざるは洵に恐懼に堪へざる所なるを以て上奏の上勅を奉じ現姿勢を撤し各々所屬に復歸すべき命令を昨日傳達したる所、彼等は尙もこれに聽かず遂に勅命に抗するに至り、事既に此處に至る、遂にやむなく武力を以て事態の強行解決を計るに決せり、右に關し不幸兵火を交ふる場合に於てもその範圍は麹町區永田町附近の一地域に限定せらるべきを以て一般民衆は徒らに流言蜚語にまどはさるゝことなく勉めてその居所に安定せんことを希望す

次いでラジオを通じて萬一の場合に於ける三項の一般市民心得と、戦闘區域附近の市民に對しては避難區域、交通停止區域、それに特別の注意等が地圖を附して示達された。指示された區域内の市民は、警官、憲兵等に指揮されて附近の小學校その他に移り、午前八時頃には全く避難を了へた。今はたゞ最後の一瞬を待つ許りとなつた。緊迫したラジオの聲――

(二十九日午前八時十分戒嚴司令部發表)

避難を命ぜられたる地區の住民は整然と避難し何等の混亂をも惹起しませんでした。避難を命ぜられたる地區以外の方々も落ち着いて居て下さい、何等心配ありません

(現在の位置を動かぬ) 事によると銃砲聲が聞えるかも知れませんが現在十分手配がしてありますから決して心配ありません。落ち着いて現在の位置を動かぬ様にして下さい。家の外に出ると流弾が飛んで來るかも知れませんが却つて危険です、寧ろ家の中で厚い壁や大きな家具の背後で銃砲聲の聞えて來る方向の反對側に靜かに坐つてゐて下さい。特に火の御用心を願ひます。

#### 4 無血解決へ

しかし最後まで希望は失はれなかつた。皇軍相闘の惨事は飽くまで回避されねばならない。そのための努力があらゆる手段を以て朝から行はれた。先づ被占據地帯には

諜ニテ勅命ニ従ヒ

武器ヲ捨テ、我方ニ來レ

惑ハズ直グ來レ

と大書した白紙を貼付した戦車が現れて多数の説得ビラを撒布し、空には數臺の飛行機が飛んで占據部隊の上に無数のビラを降らせた。そのビラは左の如きものであつた。

#### 下士官兵ニ告グ

- 一、今カラデモ遅クナイカラ原隊ヘ歸レ
- 二、抵抗スルモノハ全部逆賊デアルカラ射殺スル
- 三、オ前達ノ父母兄弟ハ國賊トナルノデ皆泣イテオルゾ

二月二十九日

戒嚴司令部

(午前十時五十分戒嚴司令部發表)

- 一、第一師團方面に於ては叛亂軍に対し戦車を派遣して兵士説得のビラを撒布せり
- 二、飛行機を以てする兵士説得のビラの撒布は依然繼續しつゝあり
- 三、今朝避難を命ぜられ退去したる者の財産は戒嚴部隊の進出に伴ひ憲兵及び警察官をして逐次保護に任せしめつゝあり
- 四、幸ひにして只今に至るまで兵火を交へをらず

一方田村町の飛行會館の屋上からは、高々とアドバルーンが揚げられた。

勅命下る、軍旗に手向ふな

の大字文が青空に泛んだ。更に被占據地帯の各所に大擴聲器が備へ付けられ、ラジオによる説得が續けられた。

#### 兵に告グ

遂に勅命が發せられたのである、既に天皇陛下の御命令が發せられたのである。お前達は上官の命令を正しいものと信じて絶對服従をして誠心誠意活動して來たのであらうが既に天皇陛下の御命令によつてお前達は皆原隊に復歸せよと仰せられたのである。此上お前達が飽くまで抵抗したならばそれは勅命に反抗することとなり逆賊とならなければならぬ、正しいことをしてゐると信じてゐたのにそれが間違

つて居つたと知つたならば徒らに今迄の行懸りや義理上から何時迄も反抗的態度をとつて 天皇陛下に背き奉り逆賊としての汚名を永久に受けるやうなことがあつてはならない、今からでも決して遅くはないから直に抵抗をやめて軍旗の下に復歸するやうにせよ、さらしたなら今迄の罪も許されるのである、お前達の父兄は勿論のこと國民全體もそれを心から祈つて居るのである、速に現在の位置を捨てて歸つて來い

戒嚴司令官 香 椎 浩 平

アナウンサーの聲も悲痛にふるへた。この聲涙ともに下る言葉は、さすがに若い兵士の肺腑を衝くものがあつたのであらう。やがて事態は急速に解決へと向つた。

(午前九時五十三分戒嚴司令部當局談)

(前略) 一兵に對しても馬を降りて説くなど極力努力したものである、又可成り各所に散在してゐるので昨夜來順逆の理を明かにした説得書ビラ等を撒布し又今朝來は飛行機を以てこれを撒布してゐる、その他廣告氣球の利用、電話の利用等凡ゆる手段を講じてをりこれがため昨夜より今曉にかけて下士官以下百數名の歸順者があつたが午前九時頃更に山王ホテル附近に於て約百五十名、赤坂見付附近に於て約二十名、午前九時二十分頃には赤坂溜池方面に於て約百二十名の歸順者があつた。この分で行けば今後とも續々順歸を見るものと思はれる、幸ひにして只今迄まだ兵火を交ふるに至つて居らぬ。

(午前十時十分戒嚴司令部發表)

一、午前十時稍前、參謀本部附近に於て機關銃を有する下士官以下約三十名歸順しました、更に各方面に

於て歸順の徴候があります

二、幸にして只今に至るまで兵火を交へない

「今に至るまで兵火を交へず」「歸順」——ラジオの告げるこれらの言葉が、何か嘘のやうにもまた至極あたり前のやうにも感じられた。たつた幾時間か前までの、異様な緊張の所爲だったのであらう。

(戒嚴司令部發表)

午前十一時五十分首相官邸及び山王ホテルにある極く小部隊を除き叛亂部隊の下士官兵の殆ど全部は大なる抵抗をなさずして歸順したるを以て間もなく叛亂の鎮靜を見るに至るべし

(戒嚴司令部發表)

叛亂部隊は午後二時頃を以てその全部の歸順を終りこゝに全く鎮定を見るに至れり

午後三時頃ラジオの聲とともに、四日間帝都否全國全世界を震撼させた空前の大事件は、遂に一發の銃聲を聞くこともなく、こゝに落着を告げた。後でわかつたのだが、朝來ビラやラジオ放送によつて戒嚴部隊の行動開始を知り、包圍軍の接近を目標して占據部隊側では、遂に抵抗を断念して下士官兵に對し原隊復歸を命じたのである。下士官兵の全部が歸順した頃、太陽の光を負つてまだ踏み荒されない眞白い雪の上を、黙々として歩いて行く數人の人々があつた。それが四



日前事件を勃發させた人々であつたことは勿論である。

(二十九日午後三時二十分戒嚴司令部發表)

- 一、避難された方々は只今より、憲兵、警察官の指示を受け自宅にお歸り下さい
- 二、環狀線の交通制限は午後四時十分以後解除します

夜になると遮斷されてゐた交通も一齊に解かれ、街にはネオンが輝いた。銀座に向ふ流れのやうな人が、數寄屋橋の上に淀みをなして上を仰いでゐる。誰もが驚きの表情を見せ、聲を發するものすらある。——新聞社の電光ニュースが、即死した筈の岡田首相の生存を傳へてゐるのだ。やがて殺されたのは首相ではなく、首相秘書事務囑託として官邸に起居してゐた義弟の松尾傳藏氏(豫備陸軍歩兵大佐)が、年齢容貌ともに似てゐるところから身代りとなつた旨の詳細が判明、不明を傳へられた牧野伯も無事避難し、鈴木侍從長も手當の結果一命を取止めたことなどが追々明かにされた。この日、この年閏の二十九日は、かくて多彩な記録を残して行つた。

## 5 事件の全貌

三月四日戒嚴司令部當局談の發表により、事件の内容はほゞ明瞭となつたが、同六日午後七時には事件参加部隊は、下士兵千四百數十名を擁する大部隊だつたことが判明した。

(三月六日午後六時戒嚴司令部發表第九號)

叛亂部隊に参加したる下士兵の總數は千四百數十名にしてその所屬は左の如し  
近衛歩兵第三聯隊五十數名、歩兵第一聯隊四百數十名、歩兵第三聯隊九百數十名、野戰重砲兵第七聯隊十數名

更に事件には軍人のみならず、民間人も參畫してゐたことが明かにされて、いづれも憲兵隊及び警視廳によつて檢擧された。

(三月十日午後九時三十分戒嚴司令部發表)

今次事件に關聯し北一輝、西田税、中村義明、薩摩雄次、龜川哲也、福井幸等百五十數名は東京憲兵隊及び警視廳に檢擧竝に檢束せられ取調べ中なり

その後七月七日に至り、處刑とともに判決理由書が發表せられ、こゝに大事件の全貌は凡て明白となつた。今その判決理由書につき計畫と準備をみよう。

### 計畫と準備

(イ) 昭和十年十二月、第一師團が近く滿洲に派遣せらるべき旨の報傳はるや村中孝次、磯部淺一、栗原安秀等は第一師團將士の渡滿前主として在京同志により速かに事を擧ぐるの要ありと爲し香田清貞及び澁川善助と共に其の準備に着手し相澤事件の公判を利用して或は特權階級腐敗

の事情或は相澤中佐騒起の精神を宣傳し以て社會の注目を集め且同志の決意を促しつつありしが今や諸情勢は正に維新斷行の機熟せるものと看取し爾來各所に於て同志の會合を重ね近く決行することを定め竝にこれが實行に關する諸般の計畫及び準備を畫策し又歩兵大尉山口一太郎、北輝次郎、西田税、龜川哲也等と所要の連絡をなせり。

(口) これが具體案を確定するため、昭和十一年二月十八日頃夜村中孝次、磯部淺一、栗原安秀、安藤輝三及び亡元航空兵大尉河野壽は栗原安秀方に會合し襲撃の目標方法及び時期等に關し謀議の上近衛歩兵第三聯隊、歩兵第一聯隊及び歩兵第三聯隊の各一部の兵力を出勤せしめて在京一部の重臣を襲撃殺害し別に河野壽の指揮する一隊を以て伯爵牧野伸顯を襲撃殺害し又豊橋市在の同志をして興津別邸の公爵西園寺公望を襲撃殺害せしむること及び決行の時期を來週中とする事等を決定し同月十九日磯部淺一は豊橋市に赴き對馬勝雄に東京方面の情勢を告げて相謀りて西園寺公望襲撃殺害を確定せり

(ハ) 同月二十二日夜村中孝次、磯部淺一、栗原安秀、亡元航空兵大尉河野壽は再び栗原安秀方に會合し騒起の日時及び襲撃部署等に付き謀議を遂げ同月二十六日午前五時を期し同志一齊に騒起することに決し且夫々部署を定めて總理大臣岡田啓介、大藏大臣高橋是清、内大臣子爵齋藤實、侍從長鈴木貫太郎、伯爵牧野伸顯、公爵西園寺公望を殺害すること、爲し得れば宮城坂下門

に於て奸臣と目する重臣參内を阻止すること及び警視廳を占據してその機能の發動を阻止することと竝に陸軍省、參謀本部、陸軍大臣官邸を占據し村中孝次、磯部淺一、香田清貞より陸軍大臣に對し事態收拾に付善處方を要望すること等を謀議せり(註)

(ニ) 同月二十三日栗原安秀は豊橋市に赴き對馬勝雄、竹嵩繼夫等に右決定事項を傳達し襲撃に關する打合せをなせり、同日頃澁川善助は前記計畫を知り村中孝次、磯部淺一と東京市小石川區水道端二丁目直心道場その他に於て連絡の結果自らは神奈川県湯河原に於ける伯爵牧野伸顯の所在を偵察すること及び同人は直接行動部隊に加はらず専ら外部にありて被告人等の企圖達成のため策動すること等を謀議決定し又同日夜村中孝次、磯部淺一、香田清貞、安藤輝三及び亡元歩兵大尉野中四郎等は歩兵第三聯隊に會合し内大臣子爵齋藤實私邸を襲撃したる後更に教育總監渡邊錠太郎私邸を襲撃し同人を殺害すること等を謀議決定せり

(ホ) 同月二十四日夜村中孝次、磯部淺一、栗原安秀、香田清貞、亡野中四郎は歩兵第一聯隊に會合し、騒起後企圖達成のため陸軍上層部に對する折衝には村中孝次、磯部淺一、香田清貞等に於てこれを擔當すること及び部外参加者は二十五日午後七時迄に歩兵第一聯隊に集合すること等を謀議決定せり

(ヘ) 以上謀議決定したる事項は、極力之が秘密を保持しつつ同月二十五日夕迄にその全部又

は所要の部分を他の同志に通達せしが同志はいづれも之を快諾若くは之に同意せり

但し麥屋清濟、鈴木金次郎、清原康平は未だ兵力を使用し直接行動に出づるの意思を有せざりしも前記計畫の示達を受くるや遂に小節の情義に従ひ或は強制的勸誘を排するの氣力を缺き麥屋は中隊附として又鈴木及び清原は各所屬中隊下士官兵を率ゐてこれに参加を決意するに至れるものなり

(ト) 同月二十五日夕村中孝次は龜川哲也方に於て西田税及び龜川哲也と相會し、愈、明二十日拂曉を期して決行すべきことを告げ以て同人等の連絡を遂げ、且龜川哲也より蹶起資金若干を受領せり、同日夜村中孝次、磯部淺一、香田清貞等は歩兵第一聯隊に會合し前記襲撃及び占據後陸軍大臣に對し要望すべき事項として

- (一) 陸軍大臣の斷固たる決意に依り速に事態を收拾して推新に邁進すること
- (二) 自軍相撃の不祥事を絶対に惹起せしめざること
- (三) 軍の精神破壊の元兇を逮捕すること
- (四) 電關的行動を爲し來りたる中心人物を除くこと
- (五) 主要なる地方同志を即時東京に招致して意見を聽き事態收拾に考慮すること
- (六) 前各項實行せられ事態の安定を見る迄蹶起部隊を現占據位置より絶対に移動せしめざること

等を謀議決定し且村中孝次の起草したる蹶起趣意書なるものを印刷交付せり

(チ) 是より先對馬勝雄は同十九日豊橋自宅に於て磯部淺一の來訪を受け、東京方面の情勢を承知し相謀りて同時に豊橋市在住の同志を以て公府西園寺公望を襲撃殺害すべきことを決定し同月二十日以後竹嵩繼夫と共に同志に歩兵中尉井上辰雄、同板垣徹夫、同板垣徹及び一等主計鈴木五郎に對しこれが参加を求めたるに板垣徹はその贊否を保留し他の三名は何れもこれを承諾し同月二十三日對馬勝雄、竹嵩繼夫及び鈴木五郎は連絡のため來れる栗原安秀より東京に於ける襲撃計畫及び決行日時等に關する決定事項の通達を受け静岡縣興津町西園寺公望別邸の襲撃も豊橋陸軍教導學校の下士官兵約百二十名を以て同月二十六日午前五時を期して決行し同人を殺害すると並に其の實行計畫の概要を謀議決定し、其後對馬勝雄、竹嵩繼夫等は之が細部に關し準備する所ありしが、同月二十五日に至り、板垣徹が兵力使用の點につき敢然反對したるため遂に公府西園寺公望襲撃を中止し對馬勝雄、竹嵩繼夫は急遽上京して同志の行動に参加するに至れり

(註) この日の會合では食糧問題も議せられ、磯部は「食糧の應援が他から得られないならば既に蹶起は失敗である」と主張したといはれ、その外決行時の合言葉も同時に決定した。

#### 襲撃と占據

二十五日の夜半から雪が降り始め、時は刻一刻と近づく、寒氣凛烈たり。

首相官邸 (麴町區永田町二ノ一)

二十六日未明栗原安秀は、所屬歩兵第一聯隊下士官等の非常呼集を行ひ、機關銃全員を雪の營舎前に整列せしめて蹶起の趣旨を告げ、一部を丹生部隊に配屬して、自らの林、池田、對馬と共に約三百名の部隊を率ゐて四時半頃營門を出で、五時十分過ぎ首相官邸を襲撃した。包圍した部隊は忽ち三手に分れ、表非常門に向つた約百名の部隊は塀を乗り越えて庭園内に侵入し機關銃を据付けて日本間方面に向つて襲撃を開始、裏門部隊また門口の機關銃を以て攻撃の後屋内に闖入、一方表門部隊約百數十名は警官詰所を襲撃して玄關より侵入した。この時村上、小館、土井、清水の四警官は必死の應戦を續けたが、部隊の猛射に抗し切れず枕を並べて斃れた。しかし、襲撃部隊が目指した首相は、異變とともに逸早く臺所の某所に避難し、誤認された松尾大佐が身代りとなつた。

高橋藏相私邸 (赤坂區表町三ノ一〇)

中橋基明は、二十六日未明三時頃、近衛歩兵第三聯隊第七中隊の兵を突入隊と守備隊控兵とに分け、同隊付少尉今泉義道を控兵副司令に當て、折柄隊内に來てゐた鐵道二聯隊附同志中島莞爾とともに營内の今泉の許に行き、昭和維新斷行のため蹶起を慫慂して行動を共にさせることとし四時頃非常呼集を行ひ明治神宮參拜に名を藉りて約百二十名の下士官兵を指揮して自ら突入隊とな

なり四時半頃兵營を出發、降りしきる雪の中を蹶歩で高橋邸に向ふ。五時五分頃門前到着と同時に三隊に分れ、一隊は邸周圍の要所に備へ、一隊は電車通附近に輕機を据ゑて交通を遮斷、あとの一隊數十名が警官の警戒線を突破して屋内に雪崩れ込んだ。この時事件を急報せんとして電話口にゐた同邸書生の受話器を侵入部隊は銃床で叩き落し、更に奥に突入、二階十疊の間に就寢中の藏相を斃して退去した。外に出るや中島は中橋の指示によつて突入隊を指揮して首相官邸に赴き、一方今泉は襲撃の間シム公使館附近で待機してゐたが、中橋とともに控兵を率ゐて守衛隊司令官の許に行き、次いで命をうけて坂下門を警戒した後、十一時勤務交替を命ぜられて所屬聯隊に歸營した。

齋藤内府私邸 (四谷區仲町三ノ四四)

坂井直は高橋太郎、麥屋清濟、安田優等とともに中橋部隊と前後して出動、五時頃約二百名の部隊は邸前到着と同時に一隊は同邸を包圍し、他の一隊が警官を制止する間に、坂井、高橋、安田等十四名は裏手女中部屋附近から雨戸を破つて闖入、各室を搜索するうち二階十疊の寢室に齋藤夫妻を見出すや、その場に内府を斃し、その際身を以て内府を庇はんとした春子夫人の左手に誤つて銃創を負はせた。その間約十分、襲撃を終へるや、雪の曉闇に喇叭を響かせて部隊を集合坂井、麥屋は主力部隊を率ゐて陸軍省附近に向つた。

渡邊教育總監私邸（杉並區荻窪二ノ一三）

一方主力部隊と別れた高橋、安田は、齋藤子襲撃後約三十名の兵を指揮して赤坂離宮前に到り豫ねて用意された軍用トラックに搭乗、雪を衝いて荻窪の總監邸に向ふ。午前六時頃到着するや表門を破つて侵入、裏庭に廻つた一隊は安田を先頭に更に雨戸を破つて階下十疊の間に殺到、すず子夫人の制止を排して遂に總監を斃し、六時半頃一同退去して陸軍省附近に行き坂井部隊の主力に會した。

鈴木侍従長官邸（麴町區三番町二）

歩兵第三聯隊の安藤輝三は、三時頃非常呼集を行つて全員を舍前に整列せしめ、三時半頃約百五十名の部隊を率ゐて兵營を出發、官邸到着とともに一隊は直ちに裏通りの通用門に廻り、一隊は表門を固めて邸外の警戒に當り、残る一隊は邸内に闖入して銃剣で警戒員を威嚇した後、脇小門を開けて屋内に雪崩れ込み通用門から侵入した一隊と合流、安藤の指揮によつて各所を搜索しつゝ、寢室に侍従長を發見するや直ちに發射、數發の彈をうけた侍従長はその場に墜れた。安藤は更に「止め」を刺さんとしたが孝子夫人の悲痛なる懇願によりそれを止め、かくて侍従長は一命をとりとめた。一同は五時半頃同邸を出て三宅坂附近に向つた。

湯河原に牧野伯を襲ふ

二十六日午前零時四十分頃、河野壽は宇治野軍曹外兵一名及び民間の同志宮田晃、中島清治、黒田昶、水上源一、綿引正三等を指揮し、輕機を携へて二臺の自動車に分乗、寒風を冒して湯河原に向ひ、五時頃到着、牧野伯の滞在する伊藤屋旅館貸別荘に向け機關銃の亂射を浴びせた。しかし探す牧野伯は見當らず、遂に焼殺しようと同家に放火した。その際護衛巡查皆川義孝を射殺した外附添看護婦森すす江及び消火のため駆付けた岩本龜三にも銃創を負はせたが、他方河野も重傷を負つて倒れた。河野起たすと見るや水上は拔力して先頭に立つた。その間牧野伯は脱出し難を避け、辛うじて事なきを得た。重傷の河野を支へて一同は衛戍病院熱海分院に行つたが同所で就縛、入院中河野は自殺を圖り、三月六日朝遂に死亡した。

警視廳（麴町區外櫻田町一）

野中四郎は午前二時頃所屬中隊の非常呼集を行ひ、常盤稔、清原康平、鈴木金次郎等を加へた約五百名の部隊を指揮して四時半頃營門を出發、溜池、虎ノ門を経て五時頃警視廳に到達し、周圍の道路上數ヶ所に機關銃を配置して、出入口を扼した。野中は部隊を外に置いて、警備員を通じて責任者の面接を要求し「我々の行動は任務遂行のため警視廳の活動を暫く停止するにあつて警察官と事を構へる爲でない」旨を告げて、直ちに同所を占領した。そのうち非常呼集をうけた警官は續々集まつたが、警備兵に阻止されて登廳出來ず、前夜來の宿直員は外出を禁ぜられ、電

話交換室も占據されて外部との交通を絶たれた。

陸相官邸（麴町區永田町一ノ一）

栗原部隊が行動を起した頃、丹生誠忠また全員の非常呼集を行ひ、約百七十名の兵を指揮して村中孝次、磯部淺一、香田清貞、竹島繼夫、山本又等と共に午前四時半頃兵營を出發、五時頃官邸到着とともに主力を以て表門を固め、特定人以外の出入を禁じて香田、村中、磯部等の陸軍上層部に對する折衝を容易ならしめた。

東京朝日新聞社（麴町區有樂町二ノ三）

栗原、池田、中橋、中島等の指揮する約五十名の着剣の兵は、午前九時頃軍用自動車三輛に分乗して東京朝日新聞社を襲撃、活字ケースを顛覆して一時新聞の發行を不能ならしめた。次いで東日、時事、國民、報知、電通等の各社を廻り、蹶起趣意書を渡して掲載方を要求した後首相官邸に引揚げた。

野戰砲兵第七聯隊の田中勝は、午前二時頃「靖國神社參拜のため夜間自動車行軍」と稱して下士官兵十三名を、聯隊附の乗用自動車一輛、自動貨車三輛、側車二輪車一輛にそれ／＼分乗せしめて三時五十分市川を出發、途中靖國神社に參拜し次いで宮城を遙拜した後五時頃陸相官邸に着いた。そして齋藤邸襲撃後總監邸に向ふ高橋、安田の部隊に自動貨車を提供し、また栗原等の朝

日新聞社襲撃部隊に自動車一輛、自動貨車二輛を交付した。

澁川善助は二十三日夫人同伴湯河原に行き牧野伯の所在を偵察の上歸京し、事件勃發後は外部にあつて中橋照夫と謀り、山形縣農民青年同盟長谷部清十郎等を東京に呼應して蹶起せしめんがため中橋に拳銃及び實包を與へ、また栗原を通じて四谷の銃砲店より、實包を入手しようとして戒嚴部隊に發見せられて目的を達せず、一方二十六日以後八方に奔走して外部情報を蒐集して之を同志部隊に通報してゐたが、二十八日に至り安藤部隊に入り一同を鼓舞激勵した。

これらの襲撃後各部隊は何處に位置し、何をしたか、事件勃發後四日間の息詰るやうな占據と折衝の歴史的情景を再び判決理由書に窺はう。

昭和維新斷行の折衝

(11) 二月二十六日東京方面の襲撃を終へたる部隊は豫め計畫せる所に基き首相官邸、陸相官邸、陸軍省及び警視廳を占位し、麴町區西南部地區一帯の交通を制限し以て香田清貞、村中孝次、磯部淺一等の陸軍首脳部に對する折衝工作を支援せり

前記香田清貞、村中孝次、磯部淺一等は丹生誠忠の指揮する部隊と共に二月二十六日午前五時頃陸軍大臣官邸に到着、陸軍大臣川島大將に面接し香田清貞は一同を代表して蹶起趣意書を朗讀

すると共に各所襲撃の状況を説明したる後維新断行の爲善處を要望し、又眞崎大將、古莊陸軍次官、山下少將、満井歩兵中佐を招致して事態收拾に善處せられたき旨要請せり。

この間同日午前十時頃磯部淺一は同邸表玄関に於て折柄來合せ居たる片倉歩兵少佐に對し拳銃を以て射撃し同人に銃創を負はしめたり。

次で彼等は折柄來邸したる山下少將より軍首脳部に於て起草したる説明文を讀聞け説示せられたるも之に服せず。

第一師管戰時警備の下令せらるるや成るべく此等部隊は流血の慘を避け説得に依り歸隊せしめむとする警備司令官の方針に基き同二十六日夕より歩兵第一聯隊長小藤大佐の指揮に入らしめられ次で同二十七日早朝戒嚴令中の一部施行ありし後も前日と同一方針の下に右状態を持続せしめられたるが幹部は之を以て一般の情勢好轉せりと判断し益々其所信を深め其の企圖を斷行推進せむと志すに至れり。

幸樂、山王ホテルに宿泊

(12) 同月二十七日朝村中孝次は満井中佐等の勸告により陸軍省參謀本部の執務の便宜を願慮し同地を開放し寧ろこの際各所屬部隊に引揚ぐべき旨同志に提議せるが一同の容るる所とならず結局首相官邸及び新議事堂附近に部隊を集結することに一決したるを以て村中孝次、香田清貞は

戒嚴司令部に到り司令官香椎中將、參謀安井少將等に對し蹶起の趣意竝に軍上層部に對する要望を述べ部隊の配備を縮小せる件を説明し現警備状態を暫く是認せられたく否らざれば軍隊相撃の危険性ある旨を力説し次で村中孝次、磯部淺一等は北輝次郎より事態收拾に關する電話の示教に基き香田清貞、栗原安秀、亡野中四郎等と協議し同日午後四時頃陸相官邸に於て一部軍事參議官と會見し事態收拾に關し要請する所ありしが却つて小藤大佐の命に従ひ現位置を撤去するの必要を説示せられ一應は之を諒解せるも撤去意思を確定するに至らず而して此等部隊は小藤大佐の指揮に基き同夜より首相、藏相、鐵相、文相各官邸、料理店幸樂及び山王ホテル等に宿營せり。

遂に抗戰を決意

(13) 二月二十八日朝村中孝次、香田清貞等は近衛歩兵第三聯隊長より中橋基明に對する聯隊命令として

戒嚴司令官は勅命を奉じ占據部隊をして速かに歩兵第一聯隊兵營附近に集結せしめらるるにより同中尉はその部隊を率ひ小藤大佐の指揮に入り行動すべき

旨の電話通達ありたるを承知し小藤大佐に對しその措置の不當を難せるが偶々小藤大佐は戒嚴司令官に對し下されたる占據部隊を速かに原所屬に復歸せしむべき旨の勅命に基き第一師團命令を受領し之が傳達を企圖せる時なりしも同人等の感情の激化甚しきに由り姑く之を保留せり、之と

前後して村中孝次、香川清貞、對馬勝雄等は午前十時頃第一師團司令部に到り師團長及び參謀長に對し勅命の下なき様幹旋方を陳情し陸相官邸に歸來せるに山下少將來邸しこれ等首腦者に對し勅命に基く行動の實施近きこと確實なるを以て善處すべき旨通達する所あり、よつて首腦者一同會議の結果自決の決心をなし偶々説得に來れる師團長及び小藤大佐に對しても陛下の御命令に服従すべき旨誓ひたるも北輝次郎、西田稅等の電話激勵と一部幹部中同朝來四圍の情勢の急變と各種情報の混亂錯綜とに稽へ復歸命令は眞の大御心に非るべしと主張するものあり又第一線を指揮しありたる者も情況の不明に基因し或は流言に惑はされ心境一變し包圍部隊が彈壓の措置に出づるに於ては飽くまで現位置を固守して抗戦せむと決意し、同月廿八日夕より首相官邸、新議事堂、陸軍省、山王ホテル等に位置して戦闘準備をなすに至れり

#### 野中四郎の自決

(14) 斯くて戒嚴司令官香椎中將は小藤大佐に對しこれら部隊の指揮權を解除し一般包圍部隊に對し廿九日朝を期し一齊に占據地區の掃蕩を下令するに至りしが叛亂幹部の大部は廿九日早朝ラジオ放送並に撒布せられたるビラ等により勅命に基く行動の既に開始せられたるを確知し且包圍部隊の逐次近迫せるを目撃し抵抗を斷念して下士官兵に對し屯營に歸還を命じ先に被告人等の手裡を自ら脱して歸營せる數十名を併せて同日午後二時頃までに下士官兵の全部歸順するに至れり

り爾後山本又を除き幹部全員陸相官邸に集合し其の多くは自決を決意したるも一部の者は其の時機に非ざるを主張し遂に亡野中四郎を除くの外一同自決を斷念し同日夕何れも東京衛戍刑務所に強制收容せられ山本又は其の宗教心より同日正午頃逃れて身延山に向ひしが三月四日東京憲兵隊に自首せり

### 6 事件發生の動機

かくの如き大事件勃發の原因は何處にあつたか、三度判決理由書をして語らせてみよう。

——(略) 夙に世相の頹廢人心の輕佻を慨し國家の前途に憂心を覺えありしが就中昭和五年のロンドン條約問題、昭和六年の滿洲事變等を契機とする一部識者の警世的意見、軍内に起れる滿洲事變の根本的解決要望の機運等に刺戟せられ逐次内外の情勢緊迫し我國の現状は今や默視し得ざるものあり當に國民精神の作興、國防軍備の充實、國民生活の安定等方に國運の一大飛躍的進展を策せざるべからざるの秋に當面しあるものと爲し時艱の克服打開に多大の熱意を抱持するに至れり

尙この間軍隊教育に従事し兵の身上を通じ農山漁村の窮乏、小商工業者の疲弊を知得して深く是等に同情し就中一死報國共に國防の第一線に立つべき兵の身上に後顧の憂多きものと思惟



せり……(略)

……この非常時局に處し當局の措置徹底を缺き内治外交共に萎靡して振はず政黨は黨利に墮して國家の危急を顧みず財閥亦私慾に汲々として國民の窮狀を思はず特にロンドン條約成立の經緯に於て統帥權干犯の行爲ありと斷じ斯の如きは畢竟元老、重臣、官僚、軍閥、政黨、財閥等所謂特權階級が國體の本義に悖り大權の尊嚴を輕んずるの致せる所なりとなし一君萬民たるべき皇國本然の眞姿を顯現せんがため速かにこれ等有權階級を打倒して急激に國家を革新するの必要あることを痛感するに至れり

(中略)而して此間生起したる昭和七年血盟團事件及五・一五事件に於て深く同憂者等の蹶起に刺戟せられ益々國家革新の決意を固め右目的達成の爲には非合法手段も亦敢て辭すべきに非ずと爲し終に統帥の根本を紊り兵力の一部を借用するも已むなしとなす危険思想を包藏するに至れり

斯くて昭和八年頃より一般同志間の連絡を計り又は相互會合を重ね種々意見の交換をなすと共に不穩文書の頒布等各種の措置を講じ同志の獲得に努むるの外一部の者にありては軍隊教育に當り其獨斷的思想信念の下に下士官兵に革新的思想を注入してその指導に努めたり次で昭和十年村中孝次、磯部淺一等が不穩なる文書を頒布せるに原因して昭和十年官を免ぜらるるや著

しく感情を刺戟せられ且上司よりこの種運動を抑壓せらるるに及びて愈反撥の念を生じその運動頗る尖鋭を加へ更に天皇機關説を繞りて國體明徴問題の進展と共にその運動益熾烈となり時恰も教育總監の更迭あるやこれに關する一部の言を耳にし……一途に統帥權干犯の事實ありとなし大いに憤激せるが偶々相澤中佐の永田中將殺害事件に會し深くこの舉に感動激發せらるる所あり遂に該統帥權干犯の背後には一部の重臣財閥の陰謀策動ありとなすに至り就中此等重臣はロンドン條約以來再度兵馬大權の干犯を敢てせる元兇なるも、而も此等は國法を超越する存在なりと臆斷し合法的に之が打倒を企圖すとも到底其の目的を達し得ざるに由り宜しく國法を超越し軍の一部を借用し直接行動を以て此等に天誅を加へざるべからず而も此の行動は現下非常時に處する獨斷的義舉なりと斷じ更に之を契機として國體の明徴、國防の充實、國民生活の安定を庶幾し軍上層部を推進して所謂昭和維新の實現を齎さしめることを企圖せるものなり……(後略)

また外部の北一輝、西田税等と深く交はりその思想に共鳴したが、殊に北の『日本改造法案大綱』に影響せられる所大きかつたやうである。が、判決理由書にも「軍隊教育に従事し兵士の身上を逼り農山漁村の窮乏、小商工業者の疲弊を知得して……共に國防の第一線に立つべき兵の身上に後顧の憂多きものと思惟せり」とある如く、彼等青年將校の思想の根據が最も切實な國民生

活の體得から出發したものであることは注目されねばならない。而もこれは小學校教員とともに血盟團、五・一五を通じて見られる最大の特徴である。彼等にとつて右翼とか左翼とか、それは念頭になかつたであらう。左翼については「國體觀念から出發してゐるといふ一點で、磁石の兩極ほど違ふだらう」（日本評論昭和十一年三月號、青年將校に物を訊く）といひ、また「單純に右翼と青年將校を結びつけることは迷惑至極である。右翼と云つても、日本精神を賣物にして、寄生蟲的存在が多いと思はれる。だから既成の右翼團體といふものは、革新運動の中心にはなつてゐない現状だ」（前掲書）とも言つてゐる。

## 7 首 腦 部 略 傳

元歩兵大尉 香 田 清 貞 (三十四歳)

原籍東京市世田谷區上馬町一ノ四九〇、佐賀縣小城郡三日月村大字久米に卯七氏の長男として生る。小學校時代より秀才を謳はれ、縣立小城中學を経て熊本幼年學校、陸士に進み、大正十四年村中孝次等とともに三十七期生として卒業、同十月少尉任官、昭和九年三月大尉に進み、歩兵第一聯隊中隊長となつたが、やがて天津駐屯軍歩兵隊長として河北省に約一年出動、十年六月凱旋後十二月第一旅團副官となり事件に及ぶ。その間在學時代は成績優秀のため佐賀縣育英會の給

費生であつた。中尉時代に結婚した富美子夫人(廿六歳)との間に一男一女あり、家に於ける彼は、良き父良き夫として、別段慷慨的言辭を弄するでもなく、たゞ深く日蓮宗を信じて當時經典を誦し、また歴史書を好んで愛讀したといふ。

原籍を前記に移してそこに住む嚴父卯七氏は、佐賀聯隊附特務曹長を退いた後舊藩主鍋島子爵家の家扶を勤めてゐたが、その後某保險會社に入つた。事件後は吉祥寺の家を疊んで移り住んで來た嫁富美子さんと二人の愛孫等とともに、只管念佛三昧の日を送る。

元歩兵大尉 安 藤 輝 三 (三十二歳)

原籍岐阜縣揖斐郡揖斐町三輪五一、榮次郎氏の三男として明治卅八年二月二十五日生れた。父が英語教師として鹿兒島、金澤、栃木、長野に轉任するとともに彼も各地に轉々した。大正十五年第卅八期生として陸士卒業、同期生に磯部淺一も居り、時の校長こそ眞崎大將であつた。昭和九年大尉に昇進、大隊副官となり、十年一月歩兵第三聯隊第六中隊長となり事件に至る。中尉時代豫ねて父の知合なる静岡市の紙商佐野益藏長女ふさ子夫人(廿四歳)と結婚し、その後世田谷區上馬町にある父(慶應普通部舎監)の許に同居してゐた。夫人との間に輝夫(三歳)、日出夫(二歳)の二兒あり、長兄榮一氏は滿鐵、次兄徳二氏は丸ノ内某會社に勤務。

彼も香田と同じく日蓮宗に傾倒し、平素は無口であつたが興到れば談論風發、また情厚く任侠

に富み、給料の殆んど全部を部下に奢つてしまふことも屢、だつたといふ。昭和七年五・一五事件前坂元候補生を營内に迎へて「時機を待て」と諭したのは彼である。

元歩兵大尉 野 中 四 郎 (三十四歳)

原籍岡山市下石井四七二、退役陸軍少將勝明氏の四男として生る。大正十三年陸士第卅六期生として卒業、八年八月大尉に進み歩兵學校卒業後歩兵第三聯隊中隊長となり、事件當時に及ぶ。岡山市下石井四七二野中類三郎氏の養子となり、昭和九年福島地方檢事正(事件當時)増田勝彦氏の息女美保子夫人(廿五歳)と結婚、一女保子さん(二歳)を儲けた。家庭にあつては平凡な日常生活を送つたが、内には燃ゆる愛國の念を秘めてゐた。事件勃發後萬事休すと見るや、二十九日午前歸還する兵を前に悲痛なる告別の辭を餞けた後、銃口を胸に轟然一發自決して果てた。三月二日の夜四谷區左門町の家にしめやかな通夜が行はれた。亡き夫の遺骸を前に、深く頭を垂れた美保子夫人は、哀愁の面持で次のやうに語つた。

——このたびは夫たちが大事をひき起しましてまことにお詫びのしようもございません。殊に東京市民の皆様には四日の間大へんな御迷惑をおかけ申しました、また一同の犠牲となつた方々の遺族の方にはほんとに何と申上げてよいかわかりません。

妻としての私はたゞ御詫びの心に苦しみながら、今は謹慎致して居ります。どうぞ皆様、佛になつた

夫の罪をおゆるし下さいませ、四郎の妻として私はたゞそのみ地に伏してお願い申して居ります——

(昭和十一年三月三日東朝)

夫を葬ると夫人は三月十一日保子さんを連れて退京、實家に歸つて行つた。

當時佐倉聯隊の中隊長であつた次兄野中次郎大尉が、陸士在學中下級生たる四郎の敬禮の仕方が悪いと云つて嚴叱したことは、有名な挿話になつてゐる。

元航空兵大尉 河 野 壽 (三十歳)

熊本縣飽託郡花園村六八六故海軍少將左金太氏の三男、濟々黌、熊本幼年學校を経て昭和三年陸士卒業、十月砲兵少尉に任官し横須賀重砲聯隊附となつたが、その後昭和九年二月所澤陸軍飛行學校機關科に入學、十月卒業と同時に航空兵中尉となり、十年八月大尉進級とともに操縦科學生として再び所澤飛行學校に入學、所澤町玉屋旅館に住み、在學中事件に参加し、湯河原に牧野伯を襲つて重傷を負ひ、入院中自決したことは既述の通りである。まだ獨身であつた。

元歩兵中尉 栗 原 安 秀 (二十九歳)

佐賀縣神崎郡境野村犬堂に退役陸軍歩兵大佐勇氏の長男として生れ、私立名教中學四年から陸士に入學、昭和四年第四十一期生として卒業、十月少尉任官と同時に歩兵第一聯隊附となつたがその後上海事變に出征、七年十月中尉に進み、一旦戦車二聯隊に轉じたが十年三月再び歩一に歸

り事件に至る。その間少尉時代には名譽の聯隊旗手を勤めた。

既に歴史研究では一家をなす嚴父の感化をうけて歴史書を愛讀し、殊に日本史には深い造詣があつた。目黒區駒場町八〇四に父母弟妹等とともに住み、みつ江夫人との間には未だ子供はなかつた。

元歩兵中尉 丹生 誠 忠 (二十九歳)

鹿兒島縣草牟田町三七四二退役海軍少將猛彦氏の長男に生れ、少年時代は父の任地に從つて諸所を轉々、麻生中學から三省舎を経て陸士入學、昭和六年七月第四十三期生として卒業、歩兵一聯隊附となり、九年中尉に進み、十年九月には寸奈美夫人と結婚、郷里から實母を呼んで母子三人世田谷に一戸を構へた。栗原とは無二の親友であり、日頃大西郷に傾倒してゐた。襲撃された岡田首相の兄は丹生中尉の伯父に當り、岡田家と姻戚關係にあつたことは奇縁である。

元歩兵中尉 中橋 基明 (三十歳)

東京市世田谷區太子堂二五〇退役陸軍少將垂井明平氏の次男、幼時佐賀市水ヶ江町五八母方の祖母中橋米千代刀自の許に養子となつたが、引續き實家に成長した。昭和四年四十一期生(栗原と同期)として陸士卒業、任官とともに近歩三聯隊附となり、七年十月中尉に進級、九年三月豊橋歩兵十八聯隊附に轉じて渡滿、約一ヶ年滿洲の山野に匪賊討伐に武勳を樹て十年十二月凱旋、

再び近歩三附となり事件に及んだ。兵馬倥傯の身にまだ獨身で、太子堂の實家に父母とともに暮してゐた。母方の祖父中橋藤一郎は、江藤新平の佐賀の亂に廿八歳の身を以て司令を勤め、刑場の露と消えた熱血の士であつたが、幼時から聞かされた祖父の話は、彼の胸中に次第に大きく叩まれて行つたのであらう。

元歩兵中尉 坂井 直 (二十七歳)

三重縣三重郡櫻村退役陸軍少將兵吉氏の次男、昭和七年陸士卒業、第四十四期で後藤映範等五一五事件の士官候補生と同期であつた。十月少尉に任官して歩兵第三聯隊附となり、一時北京に駐留、九年中尉となつた。嚴父兵吉少將は旅順攻撃に参加した日露役の勇士、事件勃發するや「倅に會つて不心得を説き、きかなければ一刀兩斷にする」とて急遽上京したが遂に會へず、悄然郷里に歸り、三重縣聯合會分會長等一切の公職を退いて謹慎の意を示した。十一年二月九日平田神宮皇學館長の息女孝子夫人(廿歳)を迎へた許りであつたが、新婚の夢も束の間、事件とともに夫人は若き未亡人となつて實家に歸つた。

元歩兵中尉 竹 嵐 繼 夫 (三十歳)

滋賀縣甲賀郡土山町南土山に生れ、昭和三年陸士卒、第四十期生、輝く恩賜組の首盾として卒業した。十月任官とともに歩兵第廿九聯隊附となり、光榮の聯隊旗手を勤め、滿洲事變にも出動

して武勳を樹てた。六年十月中尉に進級、八年一月凱旋、九年豊橋陸軍教導學校歩兵隊附となり豊橋市に妻子とともに住んだ。稀に見る秀才ではあつたが、一面豪放磊落小事に拘はらず、事件参加の意を決するや、事件数日前妻を離別して後顧の憂を絶つた。

元歩兵中尉 對馬 勝雄 (二十九歳)

青森市造道字浪打海産物商嘉七氏の長男、青森中、仙臺幼年學校を経て、栗原、中橋等とともに第四十一期生として陸士を卒業、成績優秀で任官と同時に弘前歩兵第卅一聯隊附となるや聯隊旗手となり、滿洲事變には第一線に活躍して功六級の金鷄勳章を賜つた。その間七年十月中尉に進み、凱旋後竹島と同じく豊橋の教導學校歩兵隊附となり、千代子夫人を娶つて豊橋市に一戸を構へた。十一年初頭には一子好彦の父となつたが、驚天動地の一舉参加を心に決するや、離別を覺悟して、産後の保養にと無理やりに妻子を實家に歸した。

元砲兵中尉 田中 勝 (二十六歳)

山口縣豊浦郡長府町才川富治氏の息として生れ、昭和八年第四十五期として陸士卒業、任官と同時に市川野戰重砲兵第七聯隊附となり、十年十月中尉に進級、十二月二十五日新婦久子夫人を迎へたばかりであつた。直情純行、夙に郷土の先覺吉田松陰に深く傾倒してゐた。また子供をこの上もなく可愛がり、よく近所の子供と戯れ遊んだ。事件後久子夫人は江戸川區小岩の家を疊んで實家に歸つた。

元砲兵少尉 安田 優 (二十五歳)

熊本縣天草郡宮地村小宮地清五郎氏の次男、父君は宮地村の村長を勤める名望家である。縣立濟々覺を経て昭和九年陸士卒、任官とともに旭川野砲兵第七聯隊附となり渡滿、匪賊討伐に滿洲の野を馳驅し、凱旋後十年七月聯隊から選ばれて陸軍砲工學校入學、荻窪の實姉の婚家から通學してゐた。日頃別に矯激の言動もなく、實姉なども事件勃發まで何も知らなかつたといふ。

元歩兵少尉 中島 莞爾 (二十五歳)

佐賀縣小城郡小城町退役陸軍歩兵中尉荒次郎氏三男、五・一五關係者、香田等とともに葉隠の産、香田と同じく小城中學、熊本幼年學校を経て昭和九年陸士卒業、安田、高橋等と同期の四十六期生中第六席の秀才であり、陸士在學中の區隊長が村中孝次であつた。任官と同時に津田沼鐵道第二聯隊附を経て十年七月安田と同じく陸軍砲工學校入學、在學中事件に及ぶ。生來實直謹嚴であつて、莞爾の名にも似ず當日頃はニコリともしなかつたといふ。長兄卓逸氏は航空兵大尉である。

元歩兵少尉 林 八郎 (二十三歳)

上海事變に勇名を馳せた故林第八聯隊長の次男に生れ、昭和十年清原、池田、常盤、鈴木、今

泉等とともに陸士卒業、十月任官して歩兵第一聯隊附となり爾來營内に居住してゐた。軍人の鑑ともいふべき父の最期は、二十三歳の彼に秘かに期せしめる所があつたのであらう。昭和八年兄俊一は一高在學中左翼に走り、いままた愛兒八郎を破天荒の一舉に失ふことになつた母秀子さんは「あれはまだほんの子供だと思つてゐましたのに」と感無量の面持であつた。

元歩兵少尉 高橋 太郎 (二十四歳)

金澤市本多町故金吾氏の次男、成城中學四年から陸士に入り、昭和九年四十六期生として卒業任官して歩兵三聯隊附となり、名譽の聯隊旗手に任ぜられ、市ヶ谷の伯母方から通勤してゐた。頭腦明晰前途を囑望された若き少尉である。嚴父は昭和七年東電腰ヶ谷出張所長時代物故し、母は神戸に別居してゐた。

元歩兵大尉 村中 孝次 (三十四歳)

北海道旭川市五條出身、旭川中學、仙臺幼年學校を経て大正十四年第三十七期生として陸士卒業、旭川歩兵二十七聯隊附となり、昭和二年中尉に進級、選ばれて士官學校區隊長となり、直接生徒の教導に當つた。五・一五事件の士官候補生の大部は彼の教へ子であつた。昭和七年陸大入學、九年三月大尉となり歩兵二十六聯隊の大隊副官に任ぜられた。同年所謂十一月事件に連坐して停職處分に附されたが翌十年大陸卒業を前に「肅軍パンフレット」問題で遂に免官となつた。

常に磯部とともに青年將校中の先頭に立ち、浪人後も縦横に活躍、相澤中佐の公判には澁川とともに毎日被告家族の徽章をつけて入廷し、逐一詳細に互つて記録をとつたが、第八回公判の二月十七日からは忽然姿を消した。

在學時代から成績秀抜、剛直な性格で剣道は三段の腕前を持ち、將來を見込まれて某少將から令嬢を押しつけられ、同僚を羨ませたこともあるといふ。信子夫人との間に一男がある。

元一等主計 磯部 淺一 (三十二歳)

山口縣大津郡菱海村の出身、廣島幼年學校を経て大正十五年陸士卒業、歩兵少尉に任官して朝鮮歩兵七十四聯隊附となり、昭和三年中尉に進級、中途より方向を轉じて七年六月陸軍經理學校に入學、八年五月卒業して二等主計となり近歩四附、野砲一附を経て九年八月一等主計に昇進した。同年村中、片岡太郎中尉とともに十一月事件に關係して檢舉され、結局不起訴となつたが翌年村中と共著の「肅軍パンフレット」を頒布し、また教育總監更迭に關する怪文書を配布した廉により免官となつた。夙に國家革新の熱意に燃え、村中、安藤とともに青年將校の指導者となり、同志中理論家の最たるものであり、身長五尺七寸、體重十九貫の堂々たる偉丈夫であつた。

澁川 善助 (三十一歳)

福島縣若松市の魚問屋澁川株式會社社長利吉氏の長男に生れ、會津中學から幼年學校に入學し

同校を二番で卒業して恩賜の銀時計を拜受した秀才であつたが、その後陸士に進んで急進的國家革新の思想を抱くに至り、豫科を終へ士官候補生として若松歩兵二十九聯隊に勤務中退學處分をうけた。その後明大法科卒業後、興亞學塾、啓天塾、若松市労働農民黨等に關係し、鈴木政友總裁暗殺を計畫した埼玉挺身隊事件には背後關係者として取調べられ、昭和九年啓天塾一黨の高樹町郵便局襲撃事件にも連坐して起訴され、その後保釋中であつた。小石川水道端直心道場の幹部を勤め、日蓮宗を篤く信じて「光佑」と號し、信者間には「和尚さん」の呼稱で親しまれた。絹子夫人(廿三歳)は事件後「主人は無口で直情の人です。一貫して維新運動に没頭して居ります。二月二十七日の朝黒の背廣オーバーを着、ちよつと出かけると出たまゝです」と語つた。

辨理 土 水 上 源 一 (三十九歳)

北海道に育ち、函館商船學校を経て日大法科を卒業し辨理士を營んでゐた。かねて國家改造思想を抱き埼玉挺身隊事件にも關係して起訴されたが、その頃から澁川と知り、栗原始めその他青年將校とも交るに至つた。事件當日には牧野伯襲撃に参加、河野大尉が倒れるや、抜刀して一同を勵まし、屋内に斬込んで放火した。初音夫人との間に一女直子(三歳)さんがある。

#### 8 死刑十七名 (第一次處分發表)

事件最中の二十八日及び二十九日附を以て二十名の將校は位記返上、勳等功級記章を褫奪され事件落着とともに村中、磯部、澁川等とともに衛戍刑務所に收容、一方歸順した下士官兵は兵營に隔離收容せられた。三月四日緊急勅令を以て特設軍法會議が設置せられ、取調の結果大半の兵は無罪となつた。

(三月十九日午後五時二十分陸軍省發表)

叛亂軍に参加したる兵千三百六十名は各々所屬隊に留置し軍法會議檢察官に於て取調中なりしが、昨十八日一應の取調を了り千三百二十数名は留置を解除せられたり

一方將校側は、東京陸軍軍法會議に於て慎重に審理が進められ、七月五日に判決言渡しがあり同七日處刑及び判決理由が發表されたが、公判は公開せられなかつた。處刑及び罪狀は左の如くである。

將 校

禁 錮 四 年

陸軍歩兵少尉 今 泉 義 道

元 將 校

死 刑(首魁)

元陸軍歩兵大尉 香 田 清 貞







爲たるや學論に悖り理非順逆の道を誤り國憲、國法を無視し而も建軍の本義を紊り苟も大命なくして斷じて動かすべからざる皇軍を借用し下士官兵を率ゐて叛亂行爲に出でたるが如きは其の罪定に重且大なりと謂ふべし仍て前記の如く處斷せり

又下士官兵中、有罪者一部の者に在りては黨を結び兵器を執り叛亂をなすに當り進んで諸般の職務に従事したるものと認め得べしと雖もその他の者にありては自ら進んで本行動に参加するの意志なく平素より上官の命令に絕對に服従するの觀念を馴致せられあり尙同僚始め大部隊の出動する等四圍の状況上之を拒否し難き事情等の爲已むなく参加しその後にも唯命令に基き行動したるものにして今や深くその非を悔い改悛の情顯著なるものあるを以て之等の者に對しては刑の執行を猶餘し爾餘の下士官兵は上官の命令に服従するものなりとの確信を以てその行動に出でたるものと認め罪を犯す意なき行爲として之を無罪とせり

死刑十七名中、村中、磯部を除く十五名は、事件後四ヶ月半、七月十二日にその刑を執行せられた。尙この判決が發表された前日七月六日、造兵廠長官植村東彦中將に絡む瀆職事件が發表せられ世人を驚かせた。

### 9 相澤中佐死刑

今にして思へば相澤中佐の公判と二・二六事件は決して無關係ではなかつた。この間、龜川は

青年將校と謀つて辯護人に鶴澤聰明博士を依頼し、村中、龜川等は一月二十八日公判開始以來、毎公判廷に出て精細な記録を留めたのである。陸大教官滿井中佐が自ら進んで特別辯護に立ち、事件前日廿五日に熱辯をふるつたことは、まだ記憶に新たであらう。

廿五日の第十回公判の翌日事件勃發のため無期延期となり、所定の十五日以上を経過してやり直しとなつた相澤公判は、三月二十八日騎兵第二旅團長内藤正一少將が新たに裁判長となり（さきの裁判長歩兵第一旅團長佐藤正三少將は三月二十三日付で事件のため引責待命）判士も一部更迭して四月二十二日以來五回の公判を経て五月七日、死刑（用兵罪、上官暴行殺人及び傷害罪）の判決言渡あり、九日に至り陸軍省は判決竝に理由の要旨を發表した。而してこの公判は、裁判長が「本辯論は現下の情勢上安寧秩序を害し且軍事上の利益を害する虞あり」と認めて公開を停止した。

#### 判決理由の概要

（前略）豫てより尊皇の念厚きものなる處、昭和四、五年頃より我國內外の情勢に關心を有し、當時の情勢を以て思想混亂し政治、經濟、教育、外交等萬般の制度機構孰れも悪弊甚だしく……之が革正刷新所謂昭和維新の要ありと爲し、爾後同志として大岸頼好、大藏榮一、西田税、村中孝次、磯部淺一等と相識るに及び、益々その信念を強め、同八年頃より昭和維新の達成には、先づ皇軍が國體原理に透徹し、舉軍一體愈々皇運を扶翼し奉ることに邁進せざるべからざるに拘らず、陸軍の情勢はこれに背戻するものありとし

其の革正を斷行せざるべからずと思惟するに至りたるが、同九年三月當時陸軍少將永田鐵山の陸軍省軍務局長に就任後、前記同志の言説等に依り同局長を以て其の職務上の地位を利用し、名を軍の統制に藉り昭和維新の運動を阻止せるものと看做し居たる折柄、同年十一月……村中孝次及び……磯部淺一等が、叛亂陰謀の嫌疑に因り軍法會議に於て取調を受け、次で同年四月停職處分に付せらるるに及び……右は永田局長等が同志將校等を陷害せんとする奸策に外ならずとなし深く之を憤慨し……(中略)……後入手したる前記村中孝次送付の教育總監更迭事情要點と題する文書及び作成者發送者不明の軍閥重臣間の大逆不道と題する所謂怪文書の記事を閱讀するに及び、教育總監眞崎大將更迭を以て永田局長等の策動に依り、同大將の意思に反し敢行せられたるものにして……統帥權干犯なりとし痛く之を憤慨するに至りたる處、偶々同年八月一日臺灣歩兵第一聯隊附に轉補せられ、翌二日前記村中孝次、磯部淺一兩人の作成に係る肅軍に關する意見書と題する文書を入手閱讀し、一途に永田局長を以て元老、重臣、財閥、新官僚等と款を通じ昭和維新の氣運を強壓阻止し皇軍を蠱惑するものなりと思惟し、此の儘臺灣に赴任するに忍び難く此の際自己の執るべき途は永田局長を殺すの一あるのみと信じ、遂に同局長を殺害せんことを決意するに至り(後略)

相澤中佐はこの判決に對して上告を申立てたので、六月二十三日非公開のまゝ陸軍高等軍法會議第一回公判が開かれたが、三十日理由なきものとして上告棄却の判決言渡あり、こゝに死刑確定して二・二六事件關係者に先立つこと九日、七月三日にその刑を執行せられた。

10 山口大尉等の處分 (第二次處分發表)

七月七日の第一次發表に次いで、同月三十一日午後九時陸軍省は左の如く追加發表した。

罪名及び處罰

一、反亂者を利す

無期禁錮

禁錮四年

二、司令官軍隊を率ゐ故なく配置の地を離る

禁錮六年

三、叛亂豫備

禁錮六年

所屬歩兵第一聯隊歩兵大尉	山口 一太郎
所屬歩兵第三聯隊歩兵中尉	松 下 良 二
所屬歩兵第三聯隊歩兵中尉	新 井 勳
所屬歩兵第六聯隊一等主計	鈴 木 五 郎
所屬豐橋陸軍歩兵教導學校歩兵中尉	井 上 辰 夫
所屬歩兵第十八聯隊歩兵中尉	鹽 田 淑 夫

各禁錮四年

山口大尉(三十七歳)は豫ねて村中、磯部、香田、安藤、栗原等と相許してゐたが、直接行動に

は反對で、彼等を誘導して合法的に革新の實を挙げしめようと考へてゐたが、二月十八日頃村中、磯部が自宅に訪ねて来て、近く蹶起するが兵力の出動を默認すると同時に外部にあつて上部工作に當つてほしいと暗に促されたに對して敢て反對せず、事件當日は週番司令の任にあり歩兵第一聯隊の營内にゐたが、午前四時半頃栗原、丹生が約五百名の部隊を率ゐて出動するのを默認行動後は陸軍大臣、軍事參議官に對して蹶起部隊の意圖達成のため盡力した。「犯行の概要」(陸軍省發表)によれば、「——彼等蹶起の目的を貫徹せしめむがため或は陸軍大臣其他に對し……所謂昭和維新に邁進する強力内閣を組織し現事態に善處せられたきこと等を懇請し、又蹶起將校等の手段はともかくとして彼等の精神を生かさざれば斯る事件は何回も發生すべしと進言し」——或は陸軍大臣官邸に於ける村中孝次、磯部淺一、香田清貞、栗原安秀等と軍事參議官との會見の席に列し、同會見を圓滑に誘導斡旋し又は兩者の意思疏通を圖り以て彼等の意圖達成に努めたのである。

元第十六師團長山口勝中將の長男で、事件當時の侍從武官長本庄繁大將の女婿である。長軀瘦身貴公子然たる風貌を備へ、頭腦また極めて明敏であつた。大正十年陸士卒、在學中より英才を顯はれ、依託學生として東大理學部を卒業して理學士となり、陸軍科學研究所にて戰術寫眞を研究してゐたが、昭和十年八月歩一第七中隊長に任命された。事件の年の一月十日入營日、見送りの壯丁父兄に對して岡田内閣殊に高橋藏相の激越な攻撃挨拶をやり、問題となつたことは周知の如くである。

この第二次發表の後十月十九日、陸軍當局談として「二・二六事件に關聯し豫て起訴中の參謀本部附陸軍歩兵大尉田中彌は十月十八日正午頃自宅に於て自決せり」と發表された。

### 11 齋藤少將・滿井中佐等 (第三次處分發表)

翌十二年一月更に第三次背後關係者の處刑發表——

(十九日午後一時五十八分陸軍省發表) 客年二月二十六日東京に勃發したる叛亂事件に於ける直接參加者及び關係者の一部に對する東京陸軍軍法會議の判決に關しては既に兩度に互り發表したる所なるが、その他事件關係者に付ては引續き慎重審理中の處その大部に對し一月十八日判決の言渡ありたり(下略)

#### 軍人關係

禁錮三年	參謀本部陸軍歩兵中佐	滿井佐吉 (四五)
同五年	歩兵第四十五聯隊陸軍歩兵大尉	菅波三郎 (三四)
同四年	歩兵第七十三聯隊陸軍歩兵大尉	大藏榮一 (三五)
同四年	歩兵第五聯隊陸軍歩兵大尉	末松太平 (三三)